別紙

個人情報保護制度の事務手引

令和７年４月

杉並区

改正履歴等

改正日	改正内容等	備考
昭和 62 年 4 月	「情報公開・個人情報保護の事務手引」を作成し、公表する。	
平成 8 年 3 月	「情報公開・個人情報保護の事務手引」を改訂し、「情報公開・個人情報保護制度事務手引（改訂版）」を公表する。	
令和 7 年 4 月	「情報公開・個人情報保護制度事務手引（改訂版）」のうち、個人情報保護制度に係る事務の内容を改訂し、「個人情報保護制度の事務手引」を公表する。	個人情報保護制度の事務手引初版

目次

凡例 1

はじめに 4

1　個人情報保護制度の概要

個人情報の定義等 7

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う杉並区の対応 21

個人情報保護制度の体系 24

個人情報保護制度の概略 25

2　個人情報等の取扱い

2－1　個人情報の保有、取得、利用、提供等

個人情報の保有に関する制限 35

利用目的の変更 37

利用目的の明示 39

不適正な利用及び取得の禁止 42

正確性の確保 44

従事者の義務 45

漏えい等の報告等 47

利用及び提供の制限 62

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 69

個人関連情報の取扱い 71

仮名加工情報の取扱い 75

２－２　保有個人情報の安全管理措置

保有個人情報の安全管理措置について 85

漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れ 99

安全管理措置状況の自己点検及び監査の流れ 100

２－３　個人情報の取得、利用等に伴う措置

個人情報の取得、利用等に伴う措置 103

個人情報の取得、利用等に伴う措置の変遷 104

個人情報の取得、利用等に係る自己点検について 106

個人情報取扱業務の新規、変更、廃止に関する自己点検の流れ 107

２－４　関係書式集

個人情報に係る特記仕様書 113

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表　表紙 117

自己点検表①（個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得） 119

自己点検表②-1（□外部委託・□指定管理者） 120

自己点検表②-2（□外部委託・□指定管理者） 121

自己点検表③-1（労働者派遣） 122

自己点検表③-2（労働者派遣） 123

自己点検表④-1（□目的外利用・□外部提供） 124

自己点検表④-2（□目的外利用・□外部提供） 125

自己点検表⑤-1（電算入力） 126

自己点検表⑤-2（電算入力） 127

自己点検表⑥-1（外部結合） 128

自己点検表⑥-2（外部結合）....129
個人情報の保有の記録....130
外部委託の記録....131
指定管理の記録....132
労働者派遣の記録....133
目的外利用をした（された）記録....134
外部提供の記録....135
電子計算組織への記録....136
外部結合の記録....137

3　個人情報ファイル簿

3－1　個人情報ファイル簿について

個人情報ファイル簿について....145

3－2　関係書式集

個人情報ファイル簿....155
個人情報ファイル簿　別紙....157

4　保有個人情報の開示、訂正、利用停止

4－1　開示等の請求に関する基本事項....163

４－２　制度の流れ

開示請求制度（手続の流れ）......173

開示請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）......174

訂正請求制度（手続の流れ）......175

訂正請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）......176

利用停止請求制度（手続の流れ）......177

利用停止請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）......178

審査請求制度（手続の流れ）......179

４－３　保有個人情報開示請求制度

開示請求の主体......183

開示請求の対象となる情報......187

開示請求の手続（開示請求書）......189

開示請求の手続（本人確認）......192

開示義務......195

不開示情報（個人に関する情報）......196

不開示情報（法人等に関する情報）......200

不開示情報（審議、検討等に関する情報）......202

不開示情報（事務又は事業に関する情報）......204

部分開示......206

裁量的開示......207

保有個人情報の存否に関する情報......208

開示請求に対する決定等......210

開示請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）......214

開示請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）....................215
事案の移送....................217
第三者に対する意見提出の機会の付与（任意的意見聴取）....................219
第三者に対する意見提出の機会の付与（必要的意見聴取）....................220
第三者に対する意見提出の機会の付与（反対意見書を提出した場合の手続）....................221
開示の実施....................222
他の法令による開示の実施との調整....................227
手数料....................228

4－4　保有個人情報訂正請求制度

訂正請求の主体....................233
訂正請求の対象となる情報....................235
訂正請求の手続（訂正請求書）....................237
訂正請求の手続（本人確認）....................240
訂正義務....................241
保有個人情報の存否に関する情報....................242
訂正請求に対する決定等....................244
訂正請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）....................247
訂正請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）....................248
事案の移送....................250
保有個人情報の提供先への通知....................251

4－5　保有個人情報利用停止請求制度

利用停止請求の主体....................255

利用停止請求の対象となる情報 257
利用停止請求の手続（利用停止請求書） 259
利用停止請求の手続（本人確認） 261
利用停止義務 262
保有個人情報の存否に関する情報 263
利用停止請求に対する決定等 265
利用停止請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長） 268
利用停止請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長） 269

4－6　審査請求制度

区の機関に対する審査請求制度 273
情報公開・個人情報保護審査会への諮問 275
第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 281

4－7　様式集

第１号様式（第１０条関係）　保有個人情報開示請求書 285
第２号様式（第１１条関係）　法定代理人による開示請求についての意思確認書 287
第３号様式（第１２条関係）　任意代理人による開示請求についての意思確認書 289
第４号様式（第１３条関係）　開示決定通知書 291
第５号様式（第１３条関係）　不開示決定通知書 293
第６号様式（第１３条関係）　開示決定期間延長決定通知書 295
第７号様式（第１３条関係）　開示決定等期限特例延長決定通知書 297
第８号様式（第１３条関係）　開示請求事案移送通知書 299
第９号様式（第１４条関係）　意見照会書（法第８６条第１項関係） 301

第９号様式（第１４条関係）　別紙　意見照会書（法第８６条第１項関係）..............303

第１０号様式（第１４条関係）　意見照会書（法第８６条第２項関係）.....................305

第１０号様式（第１４条関係）　別紙　意見照会書（法第８６条第２項関係）..........307

第１１号様式（第１４条関係）　反対意見書に係る開示決定通知書............................309

第１２号様式（第１６条関係）　保有個人情報の開示の実施方法等申出書..................311

第１３号様式（第１９条関係）　保有個人情報訂正請求書..313

第１４号様式（第１９条関係）　代理人による訂正請求についての意思確認書..........315

第１５号様式（第２０条関係）　訂正決定通知書..317

第１６号様式（第２０条関係）　不訂正決定通知書..319

第１７号様式（第２０条関係）　訂正決定等期間延長決定通知書...............................321

第１８号様式（第２０条関係）　訂正決定等期限特例延長決定通知書.........................323

第１９号様式（第２０条関係）　訂正請求事案移送通知書..325

第２０号様式（第２０条関係）　訂正実施通知書..327

第２１号様式（第２１条関係）　保有個人情報利用停止請求書...................................329

第２２号様式（第２１条関係）　代理人による利用停止請求についての意思確認書...331

第２３号様式（第２２条関係）　利用停止決定通知書...333

第２４号様式（第２２条関係）　不利用停止決定通知書..335

第２５号様式（第２２条関係）　利用停止決定等期間延長決定通知書.........................337

第２６号様式（第２２条関係）　利用停止決定等期限特例延長決定通知書..................339

４－８　関係書式集

保有個人情報開示請求に対する意見書...343

保有個人情報開示請求に伴う決定期間延長連絡票...345

保有個人情報開示請求に伴う決定期間特例延長連絡票..347

保有個人情報開示請求に対する取下書 349

保有個人情報開示請求書の補正について 351

保有個人情報開示請求に対する補正書 353

保有個人情報開示請求の却下について 355

保有個人情報訂正請求に対する意見書 357

保有個人情報訂正請求に伴う決定期間延長連絡票...359

保有個人情報訂正請求に伴う決定期間特例延長連絡票 361

保有個人情報訂正請求に対する取下書 363

保有個人情報訂正請求書の補正について 365

保有個人情報訂正請求に対する補正書 367

保有個人情報訂正請求の却下について 369

保有個人情報利用停止請求に対する意見書..371

保有個人情報利用停止請求に伴う決定期間延長連絡票 373

保有個人情報利用停止請求に伴う決定期間特例延長連絡票.......................................375

保有個人情報利用停止請求に対する取下書..377

保有個人情報利用停止請求書の補正について 379

保有個人情報利用停止請求に対する補正書..381

保有個人情報利用停止請求の却下について..383

5　関係例規等

個人情報の保護に関する法律 387

個人情報の保護に関する法律施行令 457

個人情報の保護に関する法律施行規則..475

杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例 498

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例 502
杉並区個人情報の保護に関する条例 504
杉並区個人情報の保護に関する規則 509
杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 517
杉並区区政イノベーション推進本部設置要綱 528
杉並区デジタル・セキュリティ部会設置要領 531

主要参考文献 533

凡例

◆　この事務手引において引用する主な例規等は、次のとおり省略する。

略称	正式名称	番号
法	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年法律第 57 号
政令	個人情報の保護に関する法律施行令	平成 15 年政令第 507 号
旧条例	杉並区個人情報保護条例	昭和 61 年杉並区条例第 39 号
新条例	杉並区個人情報の保護に関する条例	令和 5 年杉並区条例第 6 号
規則	杉並区個人情報の保護に関する規則	令和 5 年杉並区規則第 21 号
安全管理措置等基準	杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準	令和 5 年 3 月 31 日杉並第 71119 号

◆　この事務手引において使用する用語は、次のとおりとする。

用語	解説
行政機関等	行政機関（法第 2 条第 8 項に定める機関)、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人の総称。
行政機関の長等	行政機関の長（法第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者)、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人の総称。
区の機関	区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の総称。 なお、区議会事務局は含まない。
保有個人情報の安全管理措置に関する自己点検	個人情報保護管理責任者（各課の課長（議会事務局次長を除く)、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長）が、安全管理措置等基準第 4 条から第 34 条までの措置の状況について行う自己点検。
個人情報の取得、利用等に伴う措置に関する自己点検	個人情報保護管理責任者（各課の課長（議会事務局次長を除く)、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長）が、安全管理措置等基準第 42 条から第 47 条までの措置を講じるときに行う自己点検。
部会	杉並区デジタル・セキュリティ部会の略称。
審議会	杉並区情報公開・個人情報保護審議会の略称。
開示請求	保有個人情報開示請求の略称。
訂正請求	保有個人情報訂正請求の略称。

用語	解説
利用停止請求	保有個人情報利用停止請求の略称。
開示等の請求	保有個人情報開示請求、保有個人情報訂正請求及び保有個人情報利用停止請求の総称。
請求者	区の機関が保有する自己に関する情報の開示等の請求をした者。
請求対象情報	開示等の請求の対象となる情報。
標準処理期間	開示等の請求に対する決定等を行うまでに要する標準的な期間。 （開示請求の場合は、請求があった日の翌日から起算して 14 日目までの期間。訂正請求及び利用停止請求の場合は、請求があった日の翌日から起算して 20 日目までの期間。詳細は 214、248、268 頁参照。）
開示請求制度	法に基づき、区の機関が保有する自己に関する情報の開示を請求できる制度。
不開示情報	法第 78 条第 1 項各号の規定により、開示できない情報。
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	法第 78 条第 1 項第 1 号の規定により、開示できない情報。
開示請求者以外の個人に関する情報	法第 78 条第 1 項第 2 号の規定により、開示できない情報。
法人等に関する情報	法第 78 条第 1 項第 3 号の規定により、開示できない情報。
審議、検討等に関する情報	法第 78 条第 1 項第 6 号の規定により、開示できない情報。
事務又は事業に関する情報	法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により、開示できない情報。
被覆	開示請求の対象となった情報の全部又は一部を不開示とする処理。
訂正請求制度	区の機関が保有する自己に関する情報の内容が、事実でないと思われるとき、法に基づき、訂正を請求できる制度。
不訂正情報	訂正請求の対象となった情報のうち、事実であった又は事実であるか否かが判明しなかったため、訂正しないこととした情報。
利用停止請求制度	区の機関が保有する自己に関する情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法もしくは不当な行為を助長又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、不正な手段により取得されているとき及び利用目的以外の目的のために利用又は提供されていると思われるとき、法に基づき、利用の停止、消去及び提供の停止を請求できる制度。

用語	解説
不利用停止情報	利用停止請求の対象となった情報のうち、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明した又は該当するか否かが判明しなかったため、利用停止しないこととした情報。
審理員	開示等の請求に係る審査請求において審理手続を行う者。
審査会	杉並区情報公開・個人情報保護審査会の略称。
標準審理期間	開示等の請求に係る審査請求に対する裁決を行うまでに要する標準的な期間。（一部期間を除き、4 か月とする。詳細は 279、280 頁参照。）

はじめに

個人情報保護制度は、区による個人情報の適正な管理、利用等を徹底するだけでなく、区民に対して、区が保有する自己に関する情報の開示等を求める権利を保障するための重要な制度です。杉並区自治基本条例第 18 条では、「区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、（中略）自己を本人とする個人情報の開示を求める権利を保障する等、個人情報の適正な取扱いを図ることにより、その保護に努めなければならない。」と規定しています。

杉並区は、昭和 61 年（1986 年）に旧条例を制定して以後、個人情報の適正な取扱い及び権利や利益の保護に努めてきました。また、昭和 62 年（1987 年）には、審議会を設置し、区が取り扱う全ての個人情報について、その形態を問わず適正に収集、管理等を行うことを区に義務付け、有識者や区民等を委員として、区による個人情報の管理、利用等を厳正にチェックしてきました。

本手引は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進を目的として、旧条例下の制度の実務上の手引として、昭和 62 年（1987 年）の作成以来、平成 8 年（1996 年）の改訂を経て、主に職員に活用されてきました。その後、令和 3 年（2021 年）のデジタル改革関連法の制定に伴い、法が改正されたことにより、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日に旧条例を廃止し、同日、新条例を施行しました。このため、旧条例下の制度から変更した点や新制度の解説を行う必要があることから、この度、本手引を新たに改訂することとしました。

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進を行うためには、職員一人ひとりが理解と認識を深めることが何よりも重要であり、さらに、これを実践していかなければなりません。皆様が事務を行う上で、本手引が大いに活用され、個人情報保護制度の水準の維持及び向上に寄与できれば幸いです。

令和 7 年（2024 年）4 月

政策経営部情報管理課

1　個人情報保護制度の概要

個人情報の定義等

法第２条では、一般的な概念として呼称される個人情報を、類型ごとに定義している。本手引では、法で定義する次の用語を用いて制度の解説を行う。

◆　「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報**であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう（法第２条第１項）。

「**個人に関する情報**」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等、個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価等を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像及び音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているか否かを問わない。

なお、「**個人**」には、日本国民だけでなく、外国人も含む。

○　「他の情報と容易に照合することができ」るとは、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって、照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

≪個人情報に該当する事例≫

・事例１　本人の氏名

・事例２　生年月日、連絡先（住所、居所、電話番号、メールアドレス等）、会社における職位、所属等に関する情報と、本人の氏名を組み合わせた情報

・事例３　防犯カメラに記録された情報等、本人が判別できる映像情報

・事例４　本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

・事例５　特定の個人を識別することができるメールアドレス（kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

・事例６　個人情報を取得後に、当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

・事例７　官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

≪個人情報に該当しない情報≫

○　法人等に関する情報

法人等の団体は、個人に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は、個人情報に該当しない。ただし、役員、従業員等に関する情報は、個人情報に該当する。

○　死者に関する情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは、生存する個人であることから、個人情報の範囲に、死者に関する情報は含まれていない。よって、これに反して死者に関する情報を、条例で個人情報に含めることはできない。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当し、開示等の請求の対象となる。

◆　「**個人識別符号**」とは、情報単体から特定の個人を識別することができるものとして、政令第１条第１号に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は、個人情報となる（法第２条第２項）。具体的な内容は、次の**１**から**８**までのとおりである。

１　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

２　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

３　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

４　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質

５　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

６　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

７　指紋又は掌紋

８　１から７までのものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

◆　「**保有個人情報**」とは、「行政機関等（法第 58 条第１項各号に掲げる者を含む。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されているもの」をいう（法第 60 条第１項）。

○　「行政機関等（法第 58 条第１項各号に掲げる者を含む。）の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち、公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

○　「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

1　個人情報保護制度の概要

○　「当該行政機関等が保有している」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、職務上作成し、又は取得した個人情報について、事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が、個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が、当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

○　「行政文書」とは、行政機関情報公開法第2条第2項に規定する行政文書をいい、「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。

○　「地方公共団体等行政文書」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次の**1**及び**2**に類するものは、「地方公共団体等行政文書」から除外される（政令第16条）。

1　官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

2　公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

①　当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

②　当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

③　次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

・当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関情報公開

法第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

・当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

・当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

④　当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

⑤　当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

◆　「**個人情報ファイル**」とは、「保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）」又は「一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）」をいう（法第 60 条第 2 項）。

○　「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の所掌事務又は業務の全部又は一部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情

報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより、全体として多様な事務に用いられるものも含む。

○　「一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの※が想定される。

※　例えば、診療録や学籍簿等、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているものが該当する。

◆　「**要配慮個人情報**」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして次の**1**から**11**までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第２条第３項）。なお、次の**1**から**11**までの情報を推知させるに過ぎないもの※は、要配慮個人情報には含まない。

※　例えば、宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等が該当する。

1　人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や外国人という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

2　信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

3　社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

4　病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分※が該当する。

※　例えば、特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等が該当する。

5　犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

6　犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

7　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること

次の①から④までの情報をいう。その他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報※も該当する。

※　例えば、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたことがわかる情報が該当する。

①　「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

・事例１　医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。

・事例２　都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。

・事例３　本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

②　「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

・事例１　医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

・事例２　都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

③　「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

・事例１　医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

・事例２　都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

④　「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

・事例　医師により、主務大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）。

8　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、

ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。

なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。また、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合も該当しない。

9　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

○　「指導」が行われたこととは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師及び管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。

その他、保健指導等を受けたという事実も該当する。

○　「診療」が行われたこととは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状況、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。

また、病院等を受診したという事実も該当する。

○　「調剤」が行われたこととは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

10　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

11　本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの※が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第２条第２号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第２条第３号）に該当し得る。

※　例えば、将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等が該当する。

◆　「**条例要配慮個人情報**」とは、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報」をいう（法第 60 条第５項）。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第２条第３項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。※

※　条例要配慮個人情報は、杉並区においては条例に規定を設けていない（令和７年４月時点）。

◆　「**仮名加工情報**」とは、「個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した個人に関する情報」をいう（法第２条第５項）。

◆　「**匿名加工情報**」とは、「個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの」をいう（法第２条第６項）。

◆　「**行政機関等匿名加工情報**」とは、次の**1**から**3**までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう（法第60条第３項）。※

なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で、保有個人情報を加工するものである。したがって、保有個人情報に、行政機関情報公開法に規定する不開示情報が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は、加工対象から除外している。ただし、行政機関情報公開法第５条第１号に掲げる情報（個人に関する情報）が含まれている場合であっても、加工の対象となる。また、同条第２号ただし書に規定する情報（法人等に関する情報のうち、一般的には不開示情報となるが公益的理由から例外的に開示対象となる情報）は、加工の対象から除かれる。

※　行政機関等匿名加工情報は、杉並区においては、本制度に関する十分なノウハウが蓄積されておらず、適切な運用について懸念があることから、当面の間、本制度の導入については見合わせることとしている（令和７年４月時点）。

1　法第 75 条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと

本人の個人情報の利用の実態を的確に把握するための仕組みとして個人情報ファイル簿（法第 75 条第１項。147 頁参照。）の作成及び公表の仕組みが設けられていることを踏まえ、本人があずかり知らないところで、自らの個人情報から、行政機関等匿名加工情報が作成又は提供されることがないようにするため、個人情報ファイル簿に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象から除外される、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査及び犯則事件の調査等のために作成又は取得するもの等は加工対象とならない。

2　行政機関情報公開法第３条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第２条第１項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求［中略］があったとしたならば、これらの者が次の①又は②のいずれかを行うこととなるものであること

①　「当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること」

行政機関情報公開法第３条等に基づく開示請求があった場合、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で、行政機関等匿名加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとしている。

②　「行政機関情報公開法第 13 条第１項若しくは第２項、独立行政法人等情報公開法第 14 条

第１項若しくは第２項又は情報公開条例［中略］の規定により意見書の提出の機会を与えること」

行政機関情報公開法第 13 条は、第三者に関する情報が記録されている「行政文書」について開示請求があったときは、第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置を定めている。これは、開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であるところ、**1**の判断を行い得るのは、この手続を要しない場合に限られる。このことを踏まえ、法第 60 条第３項第２号ロは、保有個人情報の全部又は一部を開示する決定等をするに当たって、当該手続を要する場合について、**1**とは別に、行政機関情報公開法等の規定により意見書提出の機会を与えることとなる個人情報ファイルであることを要件として規定している。

3　行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること

行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して、匿名加工情報を作成することができるものであることとするものである。

なお、**2**の適用については、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の適用がないことから、加工対象から除外する不開示情報及び文書の開示の請求があった場合には、意見書の提出の機会を与えることとなることについて、国の情報公開法の規定に相当する情報公開条例の規定により定められていることが必要となる。

◆　「**個人関連情報**」とは、「生存する個人に関する情報ではあるものの、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいう（法第２条第７項）。

1　個人情報保護制度の概要

≪概念図≫

生存する個人に関する情報

生存する個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価等を表す全ての情報。

個人情報

以下、①又は②に該当するもの。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）。

②個人識別符号（ＤＮＡ、顔、虹彩、個人番号、旅券番号等）が含まれるもの。

要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの。

注）宗教に関する書籍の購買情報等、推知させる情報に過ぎないものは含まない。

仮名加工情報

個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工したもの。

注）仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、個人情報に該当する。

匿名加工情報

個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの。

個人関連情報

個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。

例）ある個人の商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等。ただし、個人が特定できないものに限る。

死者に関する情報

死者に関する全ての情報。法第２条第１項に規定する個人情報には含まれない。

注）死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。

統計情報

複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して、同じ分類ごとに集計等して得られたもので、もとより個人に関する情報に該当しないもの。

注）個人情報を加工して得られたものではない。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う杉並区の対応

我が国における個人情報保護制度は、昭和 40 年代（1965 年～）中盤以降、電子計算組織（コンピューター）の利用が急速に拡大したことに伴い、プライバシー侵害の危険に対する懸念が生じたことから、昭和 48 年（1973 年）6 月に徳島県徳島市において電子計算組織運営審議会条例が制定されたことを嚆矢として、国に先行する形で全国の地方公共団体において個人情報保護に関する条例の制定が広がっていったことから始まる。

杉並区では、昭和 53 年（1978 年）に東京都杉並区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（以下「杉並区電算条例」という。）を制定し、さらに、この杉並区電算条例を発展させ、昭和 61 年（1986 年）に、旧条例と杉並区情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）を同時に制定した。**これらの制度が同時に実施されたのは、特別区では初めてであり、全国でも３番目という画期的なものだった。**

旧条例に基づき、**区が取り扱う全ての個人情報について、その形態を問わず適正に収集、管理等を行うことを区に義務付けるとともに、区民に対して、区が保有する自己に関する情報の開示等を求める権利を保障する制度を確立した。**また、昭和 62 年（1987 年）に設置された審議会は、情報公開制度とともに**個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進のために、区民や有識者等を委員として、区による個人情報の管理及び利用等を厳正にチェックし、個人情報の保護の水準の維持及び向上に重要な役割を果たしてきた。**

昭和 63 年（1988 年）、国は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律を制定し、平成 15 年（2003 年）に、改正前の法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）を制定し、制度の運用を進めてきたが、地方公共団体については、これらの法律の適用対象外であったため、杉並区では引き続き、旧条例に基づき、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めた。

その後、ネットワークインフラの技術進歩やデータ連携の進展等、環境の変化に伴い、官民や地域の枠を超えてデータを利活用すること及び個人情報の保護と適正かつ効果的な活用を両立させることが

重要な課題となる中、機関ごとの制度の不均衡や不整合により、データの利活用に支障が出ているとの指摘や、独立した監督機関である個人情報保護委員会の監視監督が公的部門には及ばないため、国際的な制度調和を図る観点から、公的部門、民間部門の別を問わない新たな監視監督体制の確立が必要であるとの指摘がなされる状況となった。

こうしたことを受けて、個人情報保護とデジタル化に伴うデータ流通の両立、データ保護に関する国際基準に対応すること等を目的として、改正前の法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の３つの法律が１つに統合された。地方公共団体の個人情報保護制度についても、その先導的な役割に留意したうえで、改正後の法を適用することにより全国的な共通ルールを設定するとともに、個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督することとした。そして、このような内容を盛り込んだデジタル改革関連法の法案が、令和３年（2021 年）５月 12 日に成立し、同年５月 19 日に公布され、令和５年（2023 年）４月１日以降、改正後の法が地方公共団体にも適用されるに至った。

◆　**イメージ図**

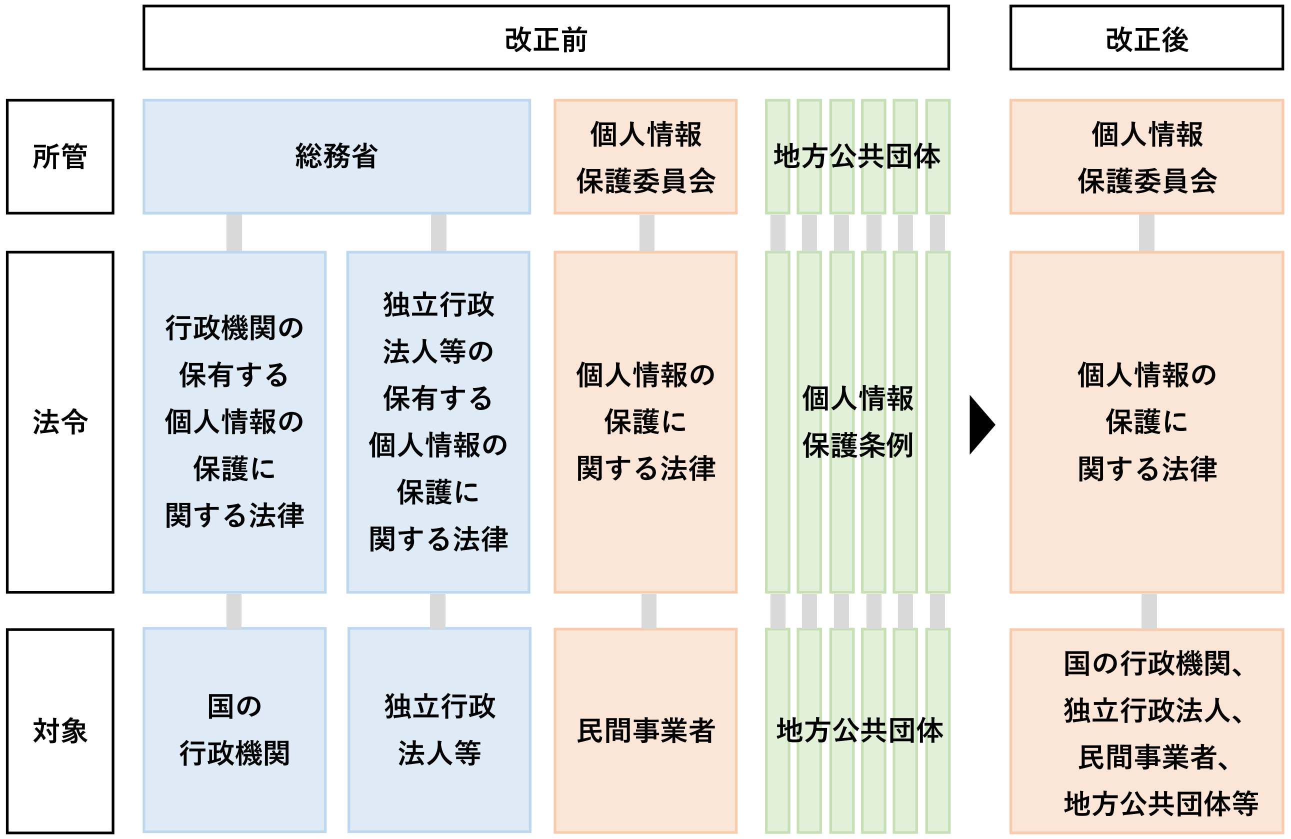

法改正の影響を受け、杉並区では、旧条例を廃止し、改正後の法において条例に規定することを委任されている事項及び条例で定めることが許容されている事項を規定する新条例を制定し、また、改正後の法第 66 条の規定に則り、安全管理措置等基準を策定した。

新条例の制定等を契機に、**新たに個人情報を取り扱う業務を開始するとき又は従前から個人情報を取り扱っている業務の内容に変更があるときは、担当課において自己点検を行い、その結果を部会に報告する取組**（以下「**部会に関する取組**」という。）や、個人情報ファイル簿とは別に、**個人情報登録簿を作成及び公表する取組**を実施することとした。

部会に関する取組は、個人情報を取り扱うにあたり、講じるべき措置内容を自ら点検し、点検内容の妥当性を内部会議体である部会が点検することで、不必要な情報を収集しないことや、収集した個人情報の管理体制の徹底を図るものである。**個人情報登録簿を作成及び公表する取組**は、個人情報の適正な収集、管理等のため、個人情報を取り扱う業務であれば、対象とする人数等に関わらず手続を必要とするものである。

このように、法改正後においても、これまで杉並区が取り組んできた個人情報の保護の水準が低下することのないよう、独自の取組を行っている。

区は、今後も、法令の規定を遵守しながらも、こうした取組を行うことにより、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めていかなければならない。

個人情報保護制度の体系

◆　イメージ図

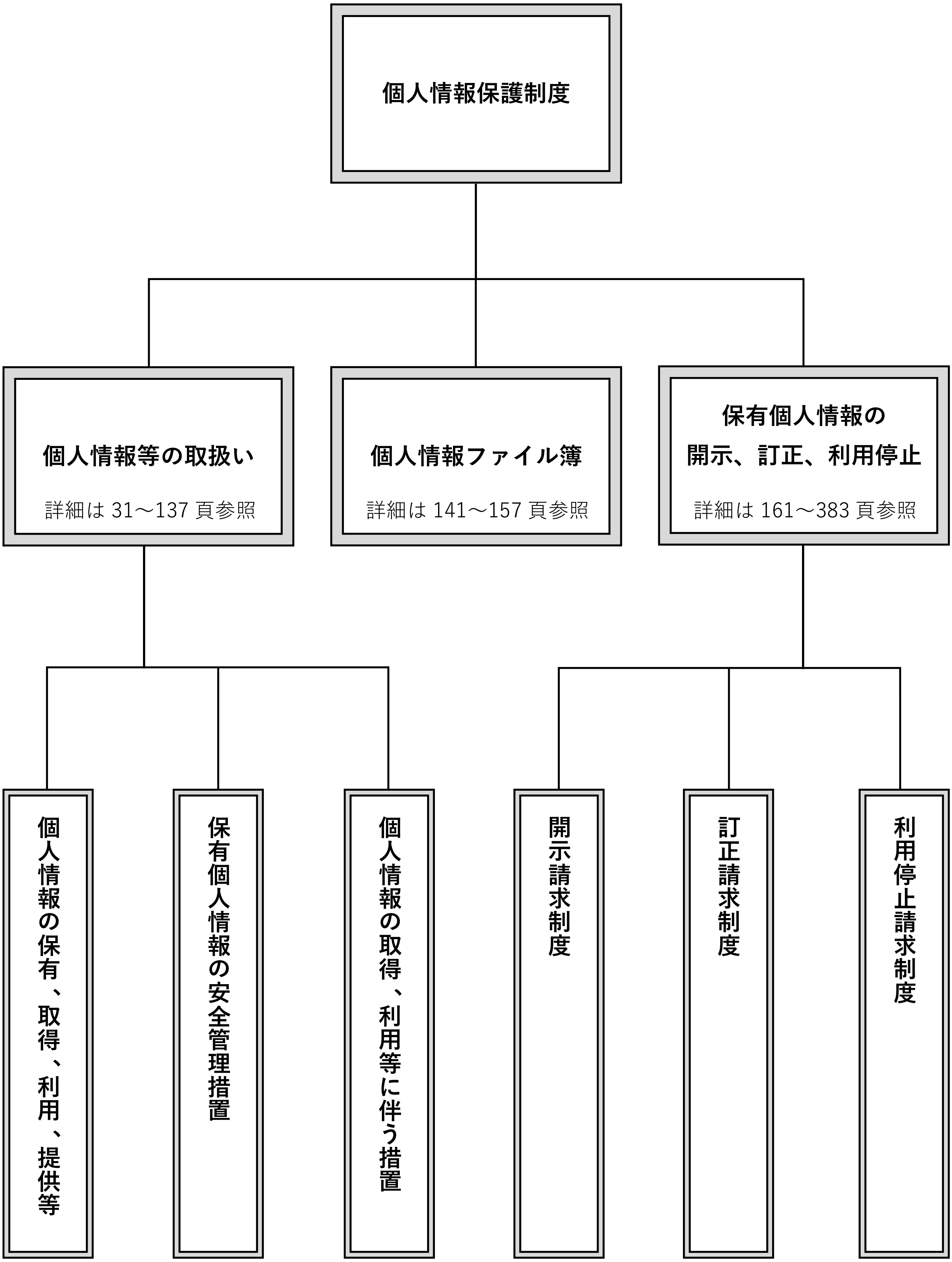

個人情報保護制度の概略

個人情報等の取扱い

≪個人情報の保有、取得、利用、提供等≫　35～81 頁参照

区の機関は、個人情報の保有、取得、利用、提供等にあたり、次の点に留意しなければならない。

○　個人情報の保有にあたっては、利用目的をできる限り特定しなければならず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない（法第 61 条）。

○　本人から直接書面により個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない（法第 62 条）。

○　違法又は不当な行為を助長、誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（法第 63 条及び第 64 条）。

○　法令に基づく場合や本人の同意があるとき等を除いては、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供してはならない（法第 69 条）。

○　法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（区の機関から当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない（法第 73 条）。

≪保有個人情報の安全管理措置≫　85～100 頁参照

区の機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（法第 66 条）。

≪個人情報の取得、利用等に伴う措置≫　103～109 頁参照

個人情報保護管理責任者（各課の課長（議会事務局次長を除く）、子供園長、農業委員会事務局長及び区立の学校長。以下同じ。）は、個人情報の取得、利用等に伴う措置に関する自己点検の結果について、作成した自己点検表を添えて部会に報告し、その内容について承認を受けなければならない（安全管理措置等基準第 48 条）。

個人情報ファイル簿

≪個人情報ファイル簿について≫　145～152 頁参照

区の機関は、保有している個人情報ファイルごとに、その名称、利用目的、記録項目等、各個人情報ファイルの概略を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第 75 条）。

保有個人情報の開示、訂正、利用停止

≪開示請求制度≫　183～229 頁参照

何人も、区の機関に対し、当該区の機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる（法第 76 条）。

≪訂正請求制度≫　233～251 頁参照

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる（法第 90 条）。

なお、開示請求制度によって開示を受けていない保有個人情報についても、訂正請求を行うことができることとしている（新条例第 17 条第１項）。

≪利用停止請求制度≫　255～270 頁参照

何人も、自己を本人とする保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法もしくは不当な行為を助長し、もしくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、もしくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用停止の請求を行うことができる（法第 98 条）。

なお、開示請求制度によって開示を受けていない保有個人情報についても、利用停止請求を行うことができることとしている（新条例第 17 条第１項）。

≪不服申立て（審査請求）について≫　273、274 頁参照

審査請求を含む行政上の不服申立て制度は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行服法」という。）で手続等が定められた「行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその審査等を求める行為」であり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

≪開示等の請求に対する審査請求制度≫　273、274 頁参照

開示等の請求に対する審査請求制度とは、開示等の請求に対する決定処分に不服がある者が、不服申立て（審査請求）ができる制度である。行服法第 1 条では「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下、単に「処分」という。）」と規定されているため、法の規定に基づく開示等の請求に対する決定等についても、審査請求の対象となり得る。

≪審査会について≫　275～280 頁参照

法に基づく処分に対し審査請求が提起された時には、一定の場合を除き、第三者機関である審査会に審査請求に係る諮問を行い、審査会の審議を経た上で、最終決定となる裁決を行わなければならない（法第 105 条第 3 項の規定により準用される同条第 1 項)。これは、開示等の請求に対する審査請求制度が、処分を行った区の機関に対し、再度その処分の適否の判断を求めるものである観点から、審議の中に専門的な知識を有する第三者機関が関与することで、行政庁の恣意的な判断を避け、公正性を担保するためである。杉並区では、決定処分が妥当であったか否かを中立的な立場で審査を行う機関として、学識経験者 3 名で構成する審査会を設置し、処分を受けた審査請求人及び処分を行った行政庁の主張書面や審査対象情報等について、調査、審議を行っている。

なお、審査会は、開示等の請求に対する審査請求においては、審査対象情報の中身を実際に確認し、開示、不開示等の判断の妥当性等を確認することができる（行服法第 74 条から第 77 条まで)。

また、開示等の請求に係る審査請求の標準審理期間は、一部期間を除き、**4 カ月**とする。

≪審査請求に係る手続の概略図≫

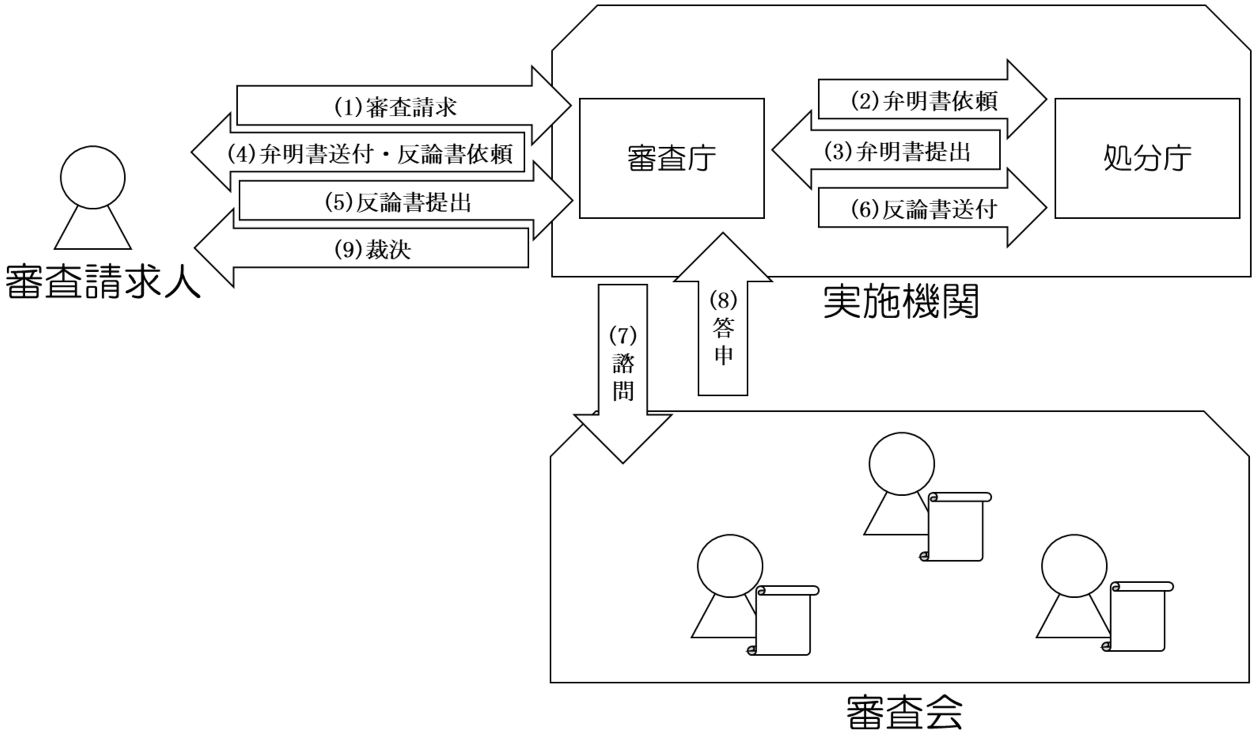

（１）**審査請求**・・・・・・・・・・・審査請求人が審査請求書を審査庁に提出すること。

（２）**弁明書依頼**・・・・・・・・・・審査庁が処分の内容及び理由を記載した弁明書の提出を処分庁に依頼すること。

（３）**弁明書提出**・・・・・・・・・・処分庁が弁明書を審査庁に提出すること。

（４）**弁明書送付・反論書依頼**・・・・審査庁が弁明書を審査請求人に送付し、当該弁明書に対する反論を記載した反論書の提出を依頼すること。

（５）**反論書提出**・・・・・・・・・・審査請求人が反論書を審査庁に提出すること。

（６）**反論書送付**・・・・・・・・・・審査庁が反論書を処分庁に送付すること。

（７）**諮問**・・・・・・・・・・・・・審査庁が審査請求を審査会に諮問すること。

（８）**答申**・・・・・・・・・・・・・審査会から諮問に対する答申がされること。

（９）**裁決**・・・・・・・・・・・・・審査庁が審査請求に対する最終決定を行うこと。

※　**審査庁**・・・・・・・・・・・・・審査請求を受け、それに対する応答として裁決を行う行政庁

※　**処分庁**・・・・・・・・・・・・・審査請求に係る処分をした行政庁

2　個人情報等の取扱い

以下の内容については、各頁を参照してください。

◆ **所管課における保有個人情報の取扱いの留意事項について**（35～44 頁参照）

◆ **保有個人情報の取扱いに係る従事者の義務について**（45、46 頁参照）

◆ **保有個人情報の漏えい等の報告について**（47～61 頁参照）

◆ **保有個人情報の利用及び提供の制限について**（62～68 頁参照）

◆ **個人関連情報の取扱いについて**（71～74 頁参照）

◆ **仮名加工情報の取扱いについて**（75～81 頁参照）

◆ **保有個人情報の安全管理措置について**（85～100 頁参照）

　○ **保有個人情報の取扱い**（88～90 頁参照）

　○ **情報システムにおける安全の確保等**（91～93 頁参照）

　○ **個人情報の取扱いの委託**（94、95 頁参照）

　○ **漏えい等安全管理上の問題への対応**（96、97 頁参照）

　○ **保有個人情報の安全管理措置に関する監査及び点検の実施について**（97、98 頁参照）

　○ **漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れについて**（99 頁参照）

　○ **安全管理措置状況の自己点検及び監査の流れについて**（100 頁参照）

◆ **個人情報の取得、利用等に伴う措置について**（103 頁参照）

◆ **個人情報の取得、利用等に伴う措置の変遷について**（104、105 頁参照）

◆ **個人情報の取得、利用等に係る自己点検について**（106 頁参照）

◆ **個人情報取扱業務の新規、変更、廃止に関する自己点検の流れについて**（107～109 頁参照）

2　個人情報等の取扱い

２－１　個人情報の保有、取得、利用、提供等

個人情報の保有に関する制限

（個人情報の保護に関する法律）

第六十一条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

２　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

第八十二条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

趣　旨

行政機関等（区の機関）は、法令で行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第61条第１項の「法令」には条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

解　釈

１　「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り、許容されることをいう。

2　「その利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を区の機関の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

なお、法第 82 条第 1 項の規定により、開示請求で特定した情報の利用目的を請求者に対して通知しなければならないことから、内部において適切に整理及び管理する必要がある。そのため、利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくといった対応等が考えられる。

また、利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

利用目的の変更

（個人情報の保護に関する法律）
第六十一条
3　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
第六十九条
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

趣　旨

時代の変化に伴い、新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない事態が生じることは一般に想定し得るところであり、区の機関の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。しかし、当初の利用目的との関連性を問わず、無制限に変更できることとなれば、利用目的を定める実質的意味は失われることから、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる。

２－１　個人情報の保有、取得、利用、提供等

解　釈

1　「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

2　「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、区の機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項の規定に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことが、個人情報の取得前から判明している場合は、あらかじめ利用目的に設定しておく必要がある。

利用目的の明示

（個人情報の保護に関する法律）
第六十二条　行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
一　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
二　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
三　利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

趣　旨

行政機関等（区の機関）は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、法第 62 条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

解　釈

「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法として、申請書等の様式への記載、窓口における掲示、口頭での明示等が考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

他方、区の機関に対して個人情報を含む書面が一方的に送りつけられてきた場合のように、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能な場合も想定されるため、区の機関に「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

運　用

◆　**利用目的の明示の適用除外**

利用目的を明示することにより、他の権利利益を損なうおそれがある場合、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合、利用目的が明らかである場合にまで、あらかじめ利用目的を明示することを一律に求めることは合理的でなく、次の１から４までは、これらの適用除外について定めている。

１　「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（法第 62 条第１号）

本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

２　「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」（法第 62 条第２号）

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

３　「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（法第 62 条第３号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判

断せざるを得ないが、例えば、児童虐待の調査（安全確認）等、利用目的を明示することにより、適正な評価、判断が困難になり、以後の個人情報の収集に支障を及ぼすおそれがある場合、これに該当すると考えられる。

4　「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（法第 62 条第４号）

個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかである場合、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。例えば、特定の申請手続を行うため、本人が自己の個人情報を記載した申請書を区に提出する場合であって、区が、当該申請手続の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

不適正な利用及び取得の禁止

（個人情報の保護に関する法律）
第六十三条　行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、個人情報の適正な取扱いに対する区民等の信頼確保の観点から、違法又は不当な行為を、助長する又は誘発するおそれがある方法により、個人情報を利用してはならない。また、個人情報の適正な取扱いに対する区民等の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならない。

なお、個人情報を含む情報が、インターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

解　釈

1　「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

2　「おそれ」の有無は、区の機関による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における区の機関の認識

及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、区の機関が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、区の機関が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

正確性の確保

（個人情報の保護に関する法律）
第六十五条　行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならない。

個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要のない個人情報は、法第 61 条第２項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

解　釈

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価、判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価、判断は、個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。

本条において正確性を確保すべき対象は「事実」（氏名や年齢等の客観的な事実）にとどまり、評価、判断の内容についてまで正確性を確保することは求められていない。ただし、「事実」について訂正を行った結果、評価、判断の内容についても変更が及ぶことはあり得る。

なお、評価、判断の内容自体は「事実」に含まれないが、「個人Ａが〇〇※と評価、判断された」、「評価者Ｂが〇〇※と評価、判断した」という情報は「事実」に含まれる。

※　「〇〇」は、評価、判断の内容を指す。

従事者の義務

（個人情報の保護に関する法律）
第六十七条　個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

趣　旨

個人情報の取扱いに従事する行政機関等（区の機関）の職員若しくは職員であった者や法第 66 条第２項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者、行政機関等（区の機関）において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

解　釈

1　「行政機関等の職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員、独立行政法人等の役員又は職員、地方独立行政法人法第 12 条及び第 20 条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員であり、常勤又は非常勤のいずれかの者も含む。

2　「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。

3　「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。

4　「知り得た」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。また、本条では、単に個人情報とし、保有個人情報としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

5　「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。

6　「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用すること、その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

運　用

本条に違反した者が、区の機関の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る（地方公務員法第 29 条等）。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（地方公務員法第 34 条及び第 60 条等）の適用があり得る。

本条に違反した者が、区の機関からの委託業務の従事者である場合は、区の機関との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。委託元となる区の機関においては、委託契約において、本条に違反した場合の報告、契約の解除等、必要な内容を規定することが求められる。

なお、個人情報の不適正な取扱いをした区の機関の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、法第 176 条及び第 180 条に規定する罰則が適用され得る。

漏えい等の報告等

【個人情報保護委員会への報告】
（個人情報の保護に関する法律）
第六十八条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）
第四十三条　法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
二　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
三　不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
四　保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
五　条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）
第四十四条　行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。
一　概要
二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
四　原因
五　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
六　本人への対応の実施状況

七　公表の実施状況
八　再発防止のための措置
九　その他参考となる事項
2　前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
3　法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。

【本人への通知】
（個人情報の保護に関する法律）
第六十八条
2　前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一　本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
二　当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）
第四十五条　行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、原則として本人に通知しなければならない。

解　釈

１　「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

なお、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は「漏えい」に該当しない。

また、行政機関等が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合は「漏えい」に該当しない。

≪保有個人情報の漏えいに該当する事例≫

・事例１　保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合

・事例２　保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合

・事例３　複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合

・事例４　情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合

・事例５　保有個人情報が記載又は記録された書類、媒体等が盗難された場合

・事例６　不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合

・事例７　保有個人情報の開示請求を受け、本来は非開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

・事例８　区の機関のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該機関が、当該ページに入力される個人情報を法第60条第1項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

2　「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

なお、次の事例に該当する場合であっても、その内容と同じ情報が区の機関内において他に保管されている場合は「滅失」に該当しない。また、区の機関が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は「滅失」に該当しない。

≪保有個人情報の滅失に該当する事例≫

・事例１　保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合※１

・事例２　保有個人情報が記載又は記録された書類、媒体等を区の機関内部で紛失した場合※２

※１　当該帳票等が適切に廃棄されていない場合、保有個人情報の漏えいに該当する可能性がある。

※２　当該行政機関等の外部に流出した場合には、保有個人情報の漏えいに該当する。

3　「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

なお、次の事例２及び事例３の場合であっても、その内容と同じ情報が区の機関において他に保管されている場合は「毀損」に該当しない。

≪保有個人情報の毀損に該当する事例≫

・事例１　保有個人情報の内容が改ざんされた場合

・事例２　暗号化された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

・事例３　ランサムウェア※１等により保有個人情報が暗号化され復元できなくなった場合※２

※１　ランサムウェアとは、身代金を意味する「Ransom（ランサム)」と「Software（ソフトウェア)」を組み合わせた造語。 暗号化することでファイルを利用不可能な状態にした上で、そのファイルを元に戻すことと引き換えに金銭（身代金）を要求するマルウェア（悪意のあるソフトウェア）を指す。

※２　同時に保有個人情報が窃取された場合には、保有個人情報の漏えいにも該当する。

4　「発生したおそれがある事態」とは、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの、確証がない場合をいう。

運　用

◆ **漏えい等報告の対象となる事態**

法に基づく漏えい等の個人情報保護委員会への報告を要する事態は、次の**1**から**5**までのとおりである。

なお、法第８条、第９条及び第 11 条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、行政機関等（区の機関）は、法に基づく報告の対象とならない場合であっても、区民等の不安を招きかねない事案※については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行う。また、漏えい等事案については、原則として本人通知の対象となるが、本人以外との関係という観点において、当該事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表を行うこととする。

※　例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等が該当する。

1　要配慮個人情報（12～17 頁参照）**が含まれる保有個人情報（高度な暗号化が施されている等、当該保有個人情報の第三者の閲覧が困難な状態になっている場合を除く。以下②から⑤までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態**

・事例　医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

2　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

・事例　収納業務で取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

3　不正の目的をもって行われたおそれがある区の機関に対する行為による保有個人情報（当該区の機関が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態※

※　なお、不正の目的をもって行われたおそれがある区の機関に対する行為の主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。また、不正の目的をもって行われたおそれがある区の機関に対する行為の相手方には、区の機関が第三者に保有個人情報の取扱いを委託している場合における委託先及び区の機関が保有個人情報を取り扱うに当たり、第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。

・事例１　不正アクセスにより保有個人情報（法第 60 条第１項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。以下、事例５）まで同じ。）が漏えいした場合

・事例２　ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

・事例３　保有個人情報が記載又は記録された書類、媒体等が盗難された場合

・事例４　従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合※

※　例えば、保有個人情報又は個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

・事例５　区の機関の職員の私用の端末又は業務上やりとりする民間事業者の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と区の機関のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、保有個人情報が漏えいした場合

・事例６　区の機関のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該区の機関が、当該ページに入力される個人情報を法第 60 条第１項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

・事例７　区の機関のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンを利用者がクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該利用者が当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該区の機関が、入力ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

・事例８　区の機関が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を本人に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、区の機関が、当該個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

4　保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（「保有個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で報告対象に該当する。また、本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には、報告対象に該当する。）

・事例１　情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合

・事例２　書類の発送を請け負った委託先事業者の誤り等により、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合

・事例３　ワークショップの開催に関する案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が 100 人を超える場合

5　条例要配慮個人情報※が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

※　条例要配慮個人情報は、杉並区においては条例に規定を設けていない（令和７年４月時点。17 頁参照。）。

≪参考：サイバー攻撃により「漏えい」が発生したおそれがあると考えられる具体例≫

サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の①から⑤までの場合が考えられる。

① 保有個人情報（法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。②において同じ。）を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

② 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

③ 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末が、C&C サーバ（コマンド＆コントロールサーバ。マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送ったり、盗み出した情報を受け取ったりするサーバ）と通信したことが確認された場合

④ 個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認された場合

⑤ 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

◆ **報告義務の主体**

保有個人情報の取扱いを、区の機関が民間事業者等に委託している場合、委託元である区の機関と委託先の双方が保有個人情報又は個人情報を取り扱っており、あるいは取得しようとしていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。

区の機関が保有個人情報の取扱いを委託する場合、委託先が**①個人情報取扱事業者**であることや、**②他の行政機関等**であることが考えられる。

①の場合、委託元である区の機関については、法第 68 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については、法第 26 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負うこととなる。他方、②の場合、法第 68 条第 1 項の規定に基づき、区の機関と他の行政機関等がそれぞれ報告義務を負うこととなる。

なお、①の場合には、委託先が、報告義務を負っている委託元に、当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるところ（法第 26 条第 1 項ただし書）、②の場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が報告する義務を負うこととなると考えられる。※

※　例えば、行政機関等 A が、保有個人情報 a の取扱いを事業者 C に委託しており、別の行政機関等 B も、保有個人情報 b の取扱いを事業者 C に委託していた場合、保有個人情報 b の取扱いにおいて、報告の対象事態が発生したときは、行政機関等 A は報告義務を負わず、行政機関等 B 及び事業者 C が報告義務を負うことになる。

◆ **速報**

区の機関は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、概要等必要な事項（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-4-1-(８)①～⑨参照）を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

報告期限の起算点となる**知った**時点については、個別の事案ごとに判断されるが、区の機関のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。また、**速やか**の日数の目安については、個別の事案によるものの、区の機関が当該事態を知った時点から概ね３～５日以内である。

個人情報保護委員会への報告については、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

◆ **確報**

区の機関は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、１回の報告で速報と確報を兼ねることができる）、当該事態を知った日から 30 日以内（規則第 43 条第 3 号の事態においては 60 日以内）に、当該事態に関する必要な事項（速報と同じ項目）を報告しなければならない。

なお、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる**知った**時点については、速報と同様に、区の機関のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定に当たっては、その時点を１日目とする。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内※）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

※　確報の報告期限（30 日以内又は 60 日以内）の算定に当たっては、土日又は祝日も含める。ただし、30 日目又は 60 日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12 月 29 日から１月３日まで）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第２条及び杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第５号）第２条）。

◆ **本人への通知**

区の機関は、法第 68 条第 1 項に規定する場合（個人情報保護委員会への報告対象となる事態が生じた場合）には、原則として、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

なお、法第 68 条第 1 項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、区民等の不安を招きかねない事案として個人情報保護委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対しても、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

保有個人情報の取扱いを委託している場合において、委託元である区の機関と委託先の双方が、保有個人情報又は個人情報を取り扱い、あるいは取得しようとしていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当するときは、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。漏えい等した保有個人情報又は個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

なお、委託先が個人情報取扱事業者である場合には、委託先が、本人への通知義務を負っている委託元に、当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は、本人への通知義務を免除されるところ（法第 26 条第 2 項）、委託先が、他の行政機関等である場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が通知する義務を負うこととなると考えられる。

また、区の機関は、規則第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならないが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

≪その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例≫

・事例　漏えいした複数の保有個人情報が、インターネット上の掲示板等にアップロードされており、区の機関において、当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了していない段階や、漏えい等のおそれが生じたものの事案がほとんど判明しておらず、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがない段階などで、本人に通知することで、かえって混乱が生じるおそれがある状況にある場合

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第 44 条第１項第１号）、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（規則第 43 条第３号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目」（同項第２号）、「原因」（同項第４号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第５号）及び「その他参考となる事項」（同項第９号）に限られている。

なお、これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある。

また、本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合、その時点で通知を要するものではないが、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

なお、当初、報告対象事態に該当すると判断したものの、その後、実際には、報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

注）不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。また、漏えい等が発生した保有個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

◆　本人への通知の例外

区の機関は、個人情報保護委員会への報告対象となる事態が生じた場合であっても、次の**1**又は**2**のいずれかに該当するときには、本人への通知義務を負わない。

1　本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき

≪本人への通知が困難な場合に該当する事例≫

・事例１　保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合

・事例２　連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合

≪代替措置に該当する事例≫

・事例１　事案の公表

・事例２　問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること

2　当該保有個人情報に法第 78 条第 1 項各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれるとき。

◆　内部報告及び公表について

96 頁「**事案の内部報告及び再発防止措置**」、97 頁「**公表等**」及び 99 頁「漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れ」参照。

≪漏えい等事案の個人情報保護委員会への報告（概要）≫

個人情報保護委員会への報告について

- **保有個人情報の漏えい等が発生又はそのおそれがある場合、その情報を取り扱う区の機関※は、個人情報保護委員会にその旨を報告する義務がある。**
  ※　保有個人情報の取扱いを委託している場合、原則として委託元と委託先双方が報告する義務を負う。
- **報告は、個人情報保護委員会ホームページ上の報告用フォームにより行う。**

速　報

報告対象事態を知った後、速やか（概ね３～５日以内）に当該事態に関する次の①から⑨までの事項を報告しなければならない。※

①概要
②保有個人情報の項目
③保有個人情報に係る本人の数
④原因
⑤二次被害又はそのおそれの有無及び内容
⑥本人への対応の実施状況
⑦公表の実施状況
⑧再発防止のための措置
⑨その他参考となる事項

※　速報の時点では、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りるが、**確報の時点では、上記①から⑨までの全てを報告しなければならない。**なお、速報時点で全てを報告出来る場合は、速報と確報を兼ねて提出することも可能。

確　報

報告対象事態を知った日から 30 日以内※に確報を提出しなければならない。

※　不正の目的をもって行われた漏えい等の発生又はそのおそれがある場合は「60 日以内」。

≪漏えい等事案の本人への通知（概要）≫

本人への通知について

○　**保有個人情報の漏えい等が発生又はそのおそれがある場合、その情報を取り扱う区の機関※は、本人への通知を行わなければならない。**

※　保有個人情報の取扱いを委託している場合、原則として委託元と委託先双方が通知する義務を負うことになるが、委託元及び委託先が連携し、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

時間的制限

報告対象事態の状況に応じて速やかに※本人への通知を行わなければならない。

※　実際に通知を行う時点については、**個別の事案ごとに**「その時点で把握している事態の内容」、「通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性」、「通知を行うことで生じる弊害」**等を勘案して判断する。**

内　容

○概要
○保有個人情報の項目
○原因
○二次被害又はそのおそれの有無及び内容
○その他参考となる事項

方　法

本人にとって分かりやすい形で通知する。

・電子メール
・郵送

など

本人への通知が困難である場合は、代替措置を取ることも可能。

・事案の公表
・問合せ窓口の設置

など

利用及び提供の制限

（個人情報の保護に関する法律）

第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

解　釈

「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が、既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして、合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用及び提供することができる。

ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれるが、行政機関の長等（区の機関）が、所管の機関又は職員に対して、命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、条例以外のもの（規則等）はここでいう「法令」に含まれない。

なお、第２項第２号の「法令の定める」の「法令」には規則等が含まれる（65 頁参照）。

運　用

◆　**法令に基づく場合**

本条にいう「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず、区の機関の包括的な権能を定めている規定がある場合、当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、区の機関の設置根拠となる条例において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第２条第２項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

なお、法第 69 条第１項において、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実

際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

≪該当し得る法令の例≫

・会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 24 条から第 28 条まで

・国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条

・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第 4 項

・刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 507 条

・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 118 条第 6 項

・弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2

・麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 3 から第 58 条の 5 まで

・民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 186 条、第 223 条第 1 項及び第 226 条

・総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項

◆　例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（本条第 2 項）

次の **1** から **4** までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用又は提供することができない。なお、利用目的以外の目的のための利用又は提供を恒常的に行うことを、個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用又は提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

1　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（第 1 号）

「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。保有個人情報が、利用目的以外の目的のために利用又は提供されることを、本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり、判断できる能力を有していない等の場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

なお、「本人の同意があるとき」や「本人に提供するとき」であっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、利用目的以外の目的のために利用又は提供することはできない。例えば、「本人の同意」があったとしても、その同意が強制されたものである場合や、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

また、「本人に提供するとき」とは、区の機関の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に、本人に対して提供をする場合も含まれる※。

なお、本号に基づく本人への保有個人情報の提供や開示は、法第 76 条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

※　口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。

なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等の請求における本人確認の方法等（168～170 頁参照）も参考に、適切に対応する必要がある。

2　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第 2 号）

ここでいう「所掌事務又は業務」には、区の機関の設置の根拠となる条例、規則において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている「所掌事務又は業務」のほか、「権限」を定める条文上で規定されている「所掌事務又は業務」や作用法上規定されている「所掌事務又は業務」が含まれる。

なお、地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、ここでいう「法令」には、条例が含まれる（法第 61 条第 1 項）ほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

また、「相当の理由があるとき」とは、区の機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも社会通念上、客観的に合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるか否か

は、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、区の機関が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

3　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第３号）

「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は、**2**と同様である。ちなみに、区の異なる機関間※における保有個人情報の提供が行われる場合であって、当該保有個人情報について、法令に基づかずに、かつ、利用目的以外の目的のために提供する場合についても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、法第 69 条第２項第３号の要件を満たす必要がある。

※　例えば、杉並区長と杉並区教育委員会の間等が該当する。

なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる。

4　１から３までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第４号）

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が、専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について、特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。

また、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合等が含まれる。例えば、意思表示が困難な高齢者等要介護者の介護情報等の保有個人情報について、介護手続又は介護作業のため等、当該要介護者の生命、身体又は財産の保護のために必要な範囲で入所予定介護施設や当該要介護者に係る給付手続等を行う親族に提供する場合などが考えられる。

≪提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例≫

・事例１　緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

・事例２　災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

さらに、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来区の機関において厳格に管理すべき個人情報について、当該区の機関以外の者に例外として提供※することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、**①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること**等の、特別の理由が必要である。

※　行政機関等に対して、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき、「相当の理由」がある場合であるかを判断することとなる。

◆ 他法令との適用関係（本条第３項）

第２項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

≪該当する他の法令の例≫

・刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条

・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 29

・特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 186 条

◆ 行政機関等（区の機関）の内部における利用の制限（本条第４項）

区の機関の内部※においては、本条第２項第２号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。しかし、その場合であっても、区の機関は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部署又は職員に限定することとし、それ以外の部署は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用はできないこととなる。

※　例えば、区長部局内の異なる部署間等が該当する。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等が該当する。）により、それが利用目的以外の目的のために利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいために、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。

また、「特定の部局若しくは機関又は職員に限る」については、区の機関単位ではなく、さらに特定の部課等に限ることも可能である。

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

（個人情報の保護に関する法律）
第七十条　行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有個人情報を提供する次の**1**から**3**までの場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。

1　利用目的のために提供する場合

2　法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に提供する場合

3　法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に提供する場合

運　用

◆　**「必要があると認めるとき」**

保有個人情報の提供を受ける者に対して措置要求を行う「必要がある」か否かは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、区の機関が個別具体的に判断することになる。

２－１　個人情報の保有、取得、利用、提供等

◆　「必要な制限」又は「必要な措置」

提供に係る保有個人情報について付与する「制限」又は「措置」としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定（法第 93 条第 1 項）を行った場合において、提供先に対して訂正に応ずべき旨を求めること等が考えられる。

◆　措置要求の遵守状況の把握等

区の機関は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

個人関連情報の取扱い

（個人情報の保護に関する法律）
第七十二条　行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、第三者に個人関連情報を提供する際、当該第三者が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める。

解　釈

1　「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報ではあるものの、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人に関する情報とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価等を表す全ての情報である。

個人に関する情報のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは個人情報に該当する。また、個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報は、仮名加工情報に該当する。また、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにしたものは、匿名加工情報に該当する。

なお、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に関する情報に該当するものではないため、「個人関連情報」にも該当しない。

≪個人関連情報に該当する事例※≫

※　個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは、個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

・事例１　Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
・事例２　メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢、性別、家族構成等
・事例３　ある個人の行政サービスの利用履歴
・事例４　ある個人の位置情報
・事例５　ある個人の興味、関心を示す情報

2　「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。提供先の第三者が、ID 等を介して提供先が保有する他の個人情報に、提供を受けた個人関連情報を付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。

3　「想定される」とは、提供元（区の機関）において、提供先の第三者が①**「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合**又は②**一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合**をいう。

①　「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合

提供元（区の機関）が、提供先の第三者において個人情報として取得することを現に認識している場合をいう。

≪現に想定している場合に該当する事例≫

・事例１　提供元（区の機関）が、個人情報を保有する提供先の第三者に対し ID 等を用いることで、個人関連情報を、個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合

・事例２　提供元（区の機関）が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に、個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

②　一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合

提供元(区の機関)において、現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務又は事業の内容等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。

≪通常想定することができる場合に該当する事例≫

・事例　個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合

運　用

◆　契約等による対応

個人関連情報の提供元（区の機関）及び提供先の第三者間の契約等において、当該個人関連情報を提供先の第三者が個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されず、法第 72 条は適用されない。この場合、提供元（区の機関）は、提

供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されない。

もっとも、提供先の第三者が、実際には、個人関連情報を個人情報として利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人情報として取得する」ことが想定されるか否か判断する必要がある。

◆　「必要があると認めるとき」

個人関連情報の提供を受ける者に対して措置要求を行う必要があるか否かは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、区の機関が個別具体的に判断することになる。

◆　「必要な制限」又は「必要な措置」

提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況※に関する所要の報告の要求等が考えられる。

※　提供先においては、個人情報として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることから、提供する行政機関等においては提供時に提供先に注意喚起を行うことも考えられる。

◆　措置要求の遵守状況の把握等

区の機関は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

仮名加工情報の取扱い

（個人情報の保護に関する法律）
第二条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
二　個人識別符号が含まれるもの
第四十一条　個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
２　個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
３　仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
４　仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
５　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。
６　仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第

五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

7　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9　仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

第七十三条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2　行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5　前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）

第四十九条　法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報※を第三者（区の機関から当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

※　仮名加工情報には、個人情報（法第２条第１項）に該当するものと該当しないものがあり、本条は仮名加工情報のうち、個人情報に該当しないものを対象としている。

また、区の機関は、仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

なお、仮名加工情報の作成等（法第 41 条）の規定は、行政機関等には適用がないことから、区の機関自体は、仮名加工情報を作成することはできない。このため、本条は、第三者から取得した仮名加工情報の取扱いに係る規定となる。

解　釈

１　「法令」には、法令の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

２　「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて、次の①又は②の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

①　法第２条第１項第１号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること。

②　法第２条第１項第２号に該当する「個人識別符号が含まれる」「個人情報」の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、依然として法第２条第１項第１号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって、生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるか否かによるものである。

仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

≪個人情報に該当する仮名加工情報≫

仮名加工情報の作成の元となった個人情報や、当該仮名加工情報に係る削除情報等（法第 73 条第３項参照）を保有している等により、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にあるもの。

≪個人情報に該当しない仮名加工情報≫

既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合など、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にないもの。

運　用

◆ 仮名加工情報の明確化

仮名加工情報には、識別行為の禁止義務（法第 73 条第 3 項）や本人への連絡等の禁止義務（法第 73 条第 4 項）が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の取扱者が、不適正な取扱いをすることがないよう、仮名加工情報に該当することを明確に認識することができるようにしておくことが重要である。そのため、仮名加工情報の取扱者にとって、その情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

◆ 識別行為の禁止

区の機関は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の **1** 又は **2** の行為を行ってはならない。

1　当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること

2　当該仮名加工情報を他の情報※と照合すること

※　他の情報に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

≪識別行為に当たらない取扱いの事例≫

・事例１　複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること

・事例２　仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、特定の財やサービスの取引高）とともに傾向を統計的に分析すること

≪識別行為に当たる取扱いの事例≫

・事例１　個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること

・事例２　仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること

◆ 連絡先等の利用の禁止

区の機関は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。ここでいう電磁的方法とは、次の**1**から**3**までのいずれかの方法をいう。

1　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 1 号）

いわゆるショートメールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

2　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 2 号）

電子メールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

3　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 3 号）

電子メールを送信する方法のほか、受信する者を特定した上で、情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

≪受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法の事例≫

・事例１　いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法

・事例２　CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の　内容をインターネット上で表示する方法

◆ **委託を受けた者への準用**

区から仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者に対しても法第 73 条第 1 項から第 4 項までの規定が準用される。

なお、当該委託を受けた者には、再委託を行った場合の再委託先等、二以上の段階における委託を受けた者も含む。

２－１　個人情報の保有、取得、利用、提供等

２－２　保有個人情報の安全管理措置

保有個人情報の安全管理措置について

（個人情報の保護に関する法律）
第六十六条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
２　前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
一　行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者　当該委託を受けた業務
二　指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）　公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
（中略）
五　前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止、その他の保有個人情報の安全管理のため、法第 66 条の規定に基づき、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

安全管理措置には、区の機関が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

２－２　保有個人情報の安全管理措置

安全管理措置の類型

安全管理措置には、**組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置**及び**外的環境の把握**があり、それぞれ次の事例が挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に、再委託の際の条項等、適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

◆　**組織的安全管理措置**

・組織体制の整備

・個人情報の取扱いに係る規律に従った運用

・個人情報の取扱状況を確認する手段の整備

・漏えい等の事案に対応する体制の整備

・個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

◆　**人的安全管理措置**

・従事者の教育

◆　**物理的安全管理措置**

・個人情報を取り扱う区域の管理

・機器及び電子媒体等の盗難等の防止

・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

・個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

◆　**技術的安全管理措置**

・アクセス制御

・アクセス者の識別と認証

・外部からの不正アクセス等の防止

・情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

◆　**外的環境の把握**

・保有個人情報が取り扱われる外国の特定

・外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

区の機関が具体的に講じなければならない安全管理措置について、杉並区では、安全管理措置等基準において定めている。

サイバーセキュリティ対策との連携

デジタル化が進む中、個人情報の取扱いや情報システムの構築、利用について安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。

区の機関が、サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準である杉並区情報セキュリティ対策基準（平成29年3月24日杉並第63727号。以下「情報セキュリティ対策基準」という。）等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らし、かつ、日々変貌していくサイバー攻撃等のリスクへの対策を講じる等、適正な水準を確保する必要がある。

委託先、指定管理者への準用

法第 66 条第２項第１号に基づき、行政機関等（区の機関）から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、区の機関と同様の安全管理措置義務を負う。

個人情報の取扱いの委託とは、契約の形態、種類を問わず、行政機関等（区の機関）が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

また、法第 66 条第２項第２号に基づき、指定管理者（地方自治法第 244 条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設（地方自治法第 244 条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、区の機関と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、法第 66 条第２項各号に掲げられた者が、個人情報取扱事業者（法第 16 条第２項）に該当し、又は個人情報取扱事業者とみなされる（法第 58 条第２項）場合には、区の機関と同様に安全管理措置を講ずべき義務を負うことに加えて、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなる。

保有個人情報の取扱い

◆ **アクセス制限**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質、程度等を考慮し、その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

また、アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

◆ **複製等の制限**

職員等が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理責任者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い行う。

・保有個人情報の複製

・保有個人情報の送信

・保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

・その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

◆ **誤りの訂正等**

職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

◆ **媒体の管理等**

職員等は、個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード、IC カード、生体情報等を使用して権限を識別する機能を設定する等、アクセス制御のために必要な措置を講ずる。

◆ **誤送付等の防止**

個人情報保護管理責任者は、職員等による保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

２－２　保有個人情報の安全管理措置

◆ 委託先への保有個人情報の引渡し

職員等は、委託先に保有個人情報を引き渡すにあたり、誤った相手方への引渡しを防止するため、委託契約の相手方であることを証するものの提示を求める等の必要な措置を講じる。

◆ 廃棄等

職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

◆ 保有個人情報の取扱状況の記録

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

なお、台帳等については、情報セキュリティ対策基準第 14 条に定める**情報資産目録**が想定される。

◆ 外的環境の把握

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報が外国※において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

※　例えば、民間事業者が提供するクラウドサービスを利用するような場合、クラウドサービス提供事業者が所在する国や、個人データが保存されるサーバが所在する国が該当することとなる。

情報システムにおける安全の確保等

◆ アクセス制御

個人情報保護管理責任者は、情報システムにおいて取り扱う保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

また、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

◆ アクセス記録

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に分析するために必要な措置及びアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

◆ アクセス状況の監視

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が、情報システムからダウンロードされた場合に、警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

◆ 管理者権限の設定

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を、不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

２－２　保有個人情報の安全管理措置

◆ **外部からの不正アクセスの防止**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

◆ **不正プログラムによる漏えい等の防止**

個人情報保護管理責任者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

◆ **情報システムにおける保有個人情報の処理**

職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため、複製等を行う場合には、その対象を必要最小限にとどめ、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理責任者は、当該保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

◆ **暗号化**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

◆ **記録機能を有する機器、媒体の接続制限**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器、媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

◆ **端末の限定**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

◆ **端末の盗難防止等**

個人情報保護管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。また、職員等は、個人情報保護管理責任者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

◆ **第三者の閲覧防止**

職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて、情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

◆ **入力情報の照合等**

職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

◆ **バックアップ**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

◆ **情報システム設計書等の管理**

個人情報保護管理責任者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

個人情報の取扱いの委託

◆ 業務の委託等

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託※する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書もしくは（特記）仕様書（113～115 頁参照）に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

※　契約の形態、種類を問わず、行政機関等が他の者に、個人情報の取扱いを行わせることを指す。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

・個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

・再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）※の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

※　委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

・個人情報の複製等の制限に関する事項

・個人情報の安全管理措置に関する事項

・個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

・委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

・法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

・契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

また、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならず、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制

及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認する。

なお、実地検査の実施については、次の表の考え方に基づき、所管課において適切に判断する。

契約形態	対応方法
長期継続契約	原則年１回実施。委託先による特記事項遵守事項の報告に代えることも可能だが、報告内容に不備、疑問点がある場合は実地検査を実施（「契約期間内に１回」は実地検査を実施する）。
１年の契約	原則年１回実施。委託先による特記事項遵守事項の報告に代えることも可能だが、報告内容に不備、疑問点がある場合は実地検査を実施。
１か月以上１年未満の契約	必要に応じて履行期間内に実施。
１か月未満の契約	実施不要※

※　１か月未満の契約については、実施不要としているが、当該業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、所管課において実施が必要と判断した場合には、実施することは妨げない。

委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等、その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

保有個人情報の取扱いに係る業務を、派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

◆ **その他**

保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

漏えい等安全管理上の問題への対応

◆　事案の内部報告及び再発防止措置

保有個人情報の漏えい等、安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理責任者に報告する。

報告を受けた個人情報保護管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等を、ネットワークから遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。また、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報保護統括責任者（政策経営部区政イノベーション担当部長。以下同じ。）に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに個人情報保護統括責任者に当該事案の内容等について報告する。その他、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

個人情報保護統括管理者（政策経営部情報管理課長。以下同じ。）は、報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を区長に速やかに報告する。

◆　法に基づく報告及び通知

漏えい等が生じた場合であって、法第 68 条第１項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要する場合には、「**◆　事案の内部報告及び再発防止措置**」と並行して、速やかに所定の手続（詳細は 47～61 頁参照）を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

◆　**公表等**

法第 68 条第１項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

区民の不安を招きかねない事案※については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会へ情報提供を行う。

※　例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等が該当する。

保有個人情報の安全管理措置に関する監査及び点検の実施

◆　**保有個人情報の安全管理措置に関する監査**

個人情報保護監査責任者（政策経営部情報管理課長。以下同じ。）は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、基準第４条から第 36 条までに記載する措置の状況を含む、区の機関における保有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を取りまとめ、部会に報告する。

なお、監査は毎年度、全課において「◆　**保有個人情報の安全管理措置に関する自己点検**」が実施された後に行うものとする。

◆　**保有個人情報の安全管理措置に関する自己点検**

個人情報保護管理責任者は、所属する課における基準第４条から第 36 条までに記載する措置の状況について、毎年度（実施時期は個人情報保護統括管理者からの通知による）及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を個人情報保護統括管理者に報告する。報告を受けた個人情報保護統括管理者は、自己点検結果及びその結果に基づく改善等を取りまとめ、部会に報告する。

２－２　保有個人情報の安全管理措置

◆　**評価及び見直し**

個人情報保護統括責任者、個人情報保護統括管理者、個人情報保護管理責任者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から、保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

漏えい等事案の内部報告及び再発防止措置の流れ

報告	対応
職　員	①「漏えい等の事案の発生」又は「漏えい等の事案の発生のおそれ」を認識
↓②	②個人情報保護管理責任者へ①について報告
個人情報保護管理責任者（所管課長）	③被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置※の実施（職員に行わせることを含む） ※　不正プログラムの感染が疑われる当該端末等をネットワークから遮断する等、被害拡大防止のため直ちに行うことができる措置については、すぐに行う。 ④事案発生の経緯、被害状況等を調査
↓⑤	
個人情報保護統括責任者（区政イノベーション担当部長）	⑤個人情報保護統括責任者へ④の結果を報告※ ※　特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに当該事案の内容等を報告
↓⑥	⑥事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告
区　長	⑦発生原因の分析及び再発防止措置の実施 ⑧同種の業務を行う部署に対し、⑦の再発防止措置を共有

（役職は令和７年４月１日現在）

安全管理措置状況の自己点検及び監査の流れ

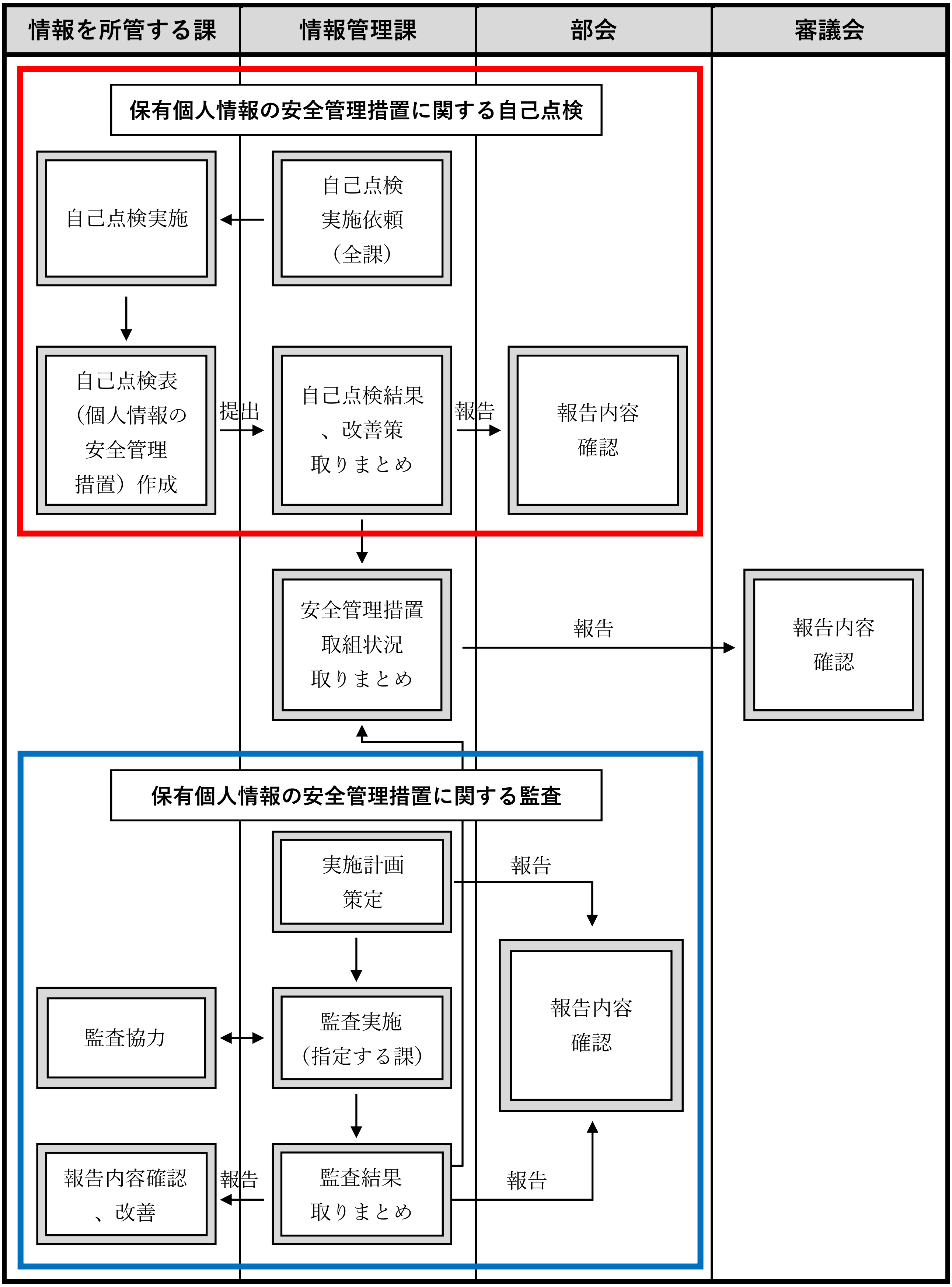

２－３　個人情報の取得、利用等に伴う措置

個人情報の取得、利用等に伴う措置

旧条例においては、各条文に基づき、個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録及び電子計算組織の結合禁止）について、審議会への事前諮問又は報告を行い、審議会の答申を受けて取扱いを実施してきたが、法施行後は、**個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない**とされ、法を所管する個人情報保護委員会は、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件に関して審議会への報告や意見聴取を要件化するような規定を定めることも「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に類するものであり、許容されない旨の見解を示した。

区は、審議会が設置した条例改廃検討部会からの報告に基づく答申を受け、審議会への類型的な諮問及び報告が許容されないことになるため、**内部点検を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準について、審議会に諮問し、審議会の意見を取り入れながら、内部点検を行う体制を確保することで、個人情報の適正な取扱いを実施すること**とし、具体的な方法として、審議会の了承を得た自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準に基づいて、内部点検を実施することとした。

内部点検の結果については、審議会に報告することとし、自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準に基づく内部点検の実施状況を審議会が確認する機会を確保することとした。

これらの経緯を踏まえ、**内部点検を実施する会議体として部会を設置する**とともに、**安全管理措置等基準を策定し、基準の規定に基づき、個人情報を取り扱う際には、主管課による自己点検を実施するとともに、点検結果を部会に報告し、自己点検内容の妥当性について承認を受けることとした。**

このように、区では法施行後においても、法の許容する範囲内で、個人情報保護の水準を引き続き維持していくために、個人情報の取得、利用等に伴う措置として、区独自の取組を行っている。

個人情報の取得、利用等に伴う措置の変遷

	令和５年３月３１日まで	令和５年４月１日以降
手続に係る会議体	情報公開・個人情報保護審議会 （条例設置、区長附属機関。以下「審議会」という。） 審議会委員構成 ・区民委員（１０名以内） ・区議会議員委員（６名以内） ・学識経験者委員（５名以内）	デジタル・セキュリティ部会 （要領設置、内部会議体。以下「部会」という。） 部会員構成 ・区政イノベーション担当部長（部会長） ・政策経営部情報管理課長（副部会長） ・政策経営部デジタル戦略担当課長(副部会長) ・政策経営部企画課長 ・総務部総務課長 ・区民生活部管理課長 ・保健福祉部管理課長 ・子ども家庭部管理課長 ・都市整備部管理課長 ・環境部環境課長 ・教育委員会事務局庶務課長 ・その他部会長が特に必要と認める者 （役職は令和７年４月１日現在）
手続形態	報告及び諮問 （報告事項、諮問事項は条例に規定）	法第 66 条第１項に規定する安全管理措置として各課が実施した自己点検内容を報告
手続の効果	個人情報取扱い各類型（外部委託、外部結合等）の実施については、条例の規定に基づき区長が審議会に諮問し、審議会からの答申が根拠となる（条例に規定）。	**個人情報取扱い類型の実施の可否は判断しておらず**、各課が安全管理措置等基準に照らして実施した、個人情報取扱い各類型を実施するに当たり、講じるべき措置に係る自己点検内容の妥当性について、部会が点検し、承認している。
手続方法	報告、諮問事項について、個人情報登録票、外部委託記録票等の帳票を用いて審議会に説明、質疑に対応する。	自己点検表を用いて、主管課において自己点検した結果を部会に報告し、個人情報登録簿各帳票、自己点検表の内容に係る質疑に対応する。
審議会との関係	審議会は、各帳票をもとに主管課との質疑を経て、諮問に対して答申をする。	審議会は、部会での質疑内容、点検内容等について報告を受け、点検方法や点検の際の留意点について意見する。

◆　旧条例における個人情報の取扱いに係る手続（令和５年３月 31 日まで）

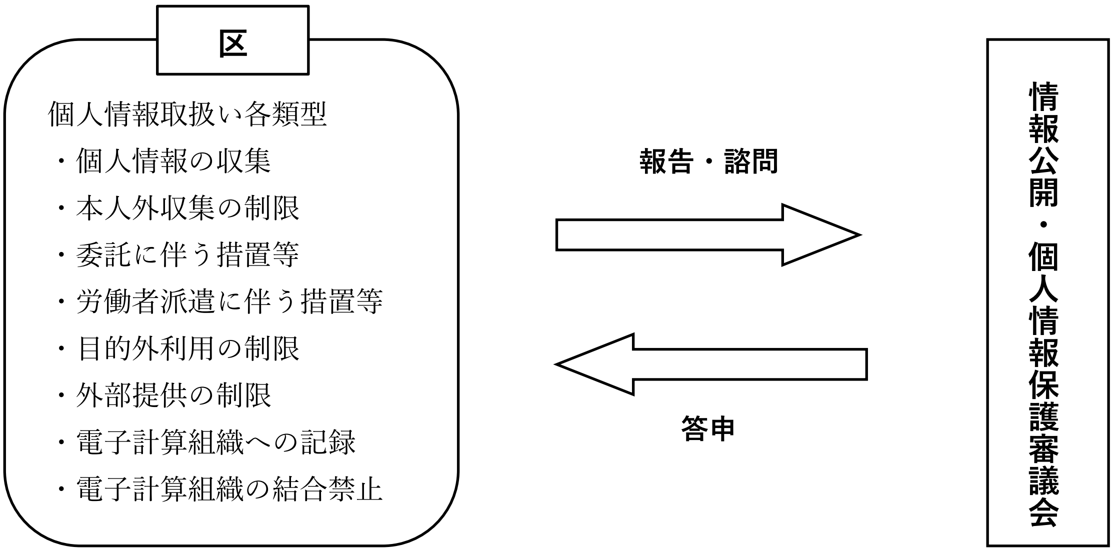

審議会の答申を根拠に、個人情報取扱い各類型の実施が可能となる。

旧条例においては、法令に定めがあるときのほか、あらかじめ審議会の意見を聴くことにより個人情報の取扱いが可能になる旨が規定されていた。

◆　安全管理措置等基準における個人情報の取扱いに係る手続（令和５年４月１日から）

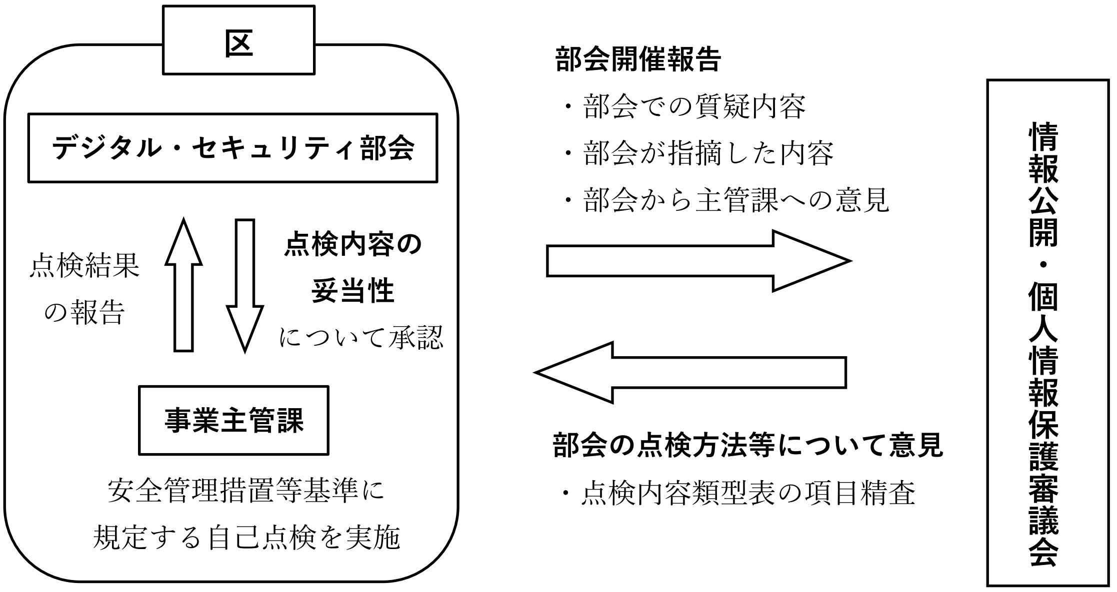

部会は自己点検内容の妥当性について承認を行う。

・個人情報を取り扱うことの可否については判断をしていない。

・類型的事項を審議会に諮問することは許容されないため、審議会は個人情報の取扱いの可否を判断することはできないが、部会の点検状況等について意見を述べることができる。

個人情報の取得、利用等に係る自己点検について

◆　自己点検の趣旨

法第 66 条第 1 項に基づき、区の機関が講じる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置として、実施するものである。

各課においては、業務において個人情報の取得、利用等をする際には、適切な措置を講じて、個人情報を適正に取り扱う必要があるため、自己点検を実施し、その結果を部会に報告し、点検内容の妥当性について承認を受ける必要がある。部会の承認を受けることで、各課において適切な措置が講じられていることの確認を行っている。自己点検を実施する際の自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等基準は、審議会に諮問し、了承されたものである。これにより、審議会の意見を取り入れながら内部で点検を行う体制を構築している。

◆　自己点検表（２－４　関係書式集参照）

自己点検は、自己点検表により実施することが安全管理措置等基準に定められている。自己点検表は、設問に安全管理措置等基準の規定が落とし込まれているため、設問に回答する形で点検を実施することで、安全管理措置等基準が求める措置内容について確認できるようになっている。完成した自己点検表は、個人情報の取扱いに当たって講じるべき措置を確認した記録であることから、手続のための点検にとどまることなく、当該業務に関わる職員全てが把握している必要がある。

◆　自己点検及び自己点検表並びに個人情報登録簿（２－４　関係書式集参照）の関係

各課の業務において個人情報を取り扱う場合、業務単位で個人情報登録簿が作成され、個人情報取扱い各類型の記録も併せて綴られている。旧条例においては、新たに個人情報を取り扱う場合や、取り扱う個人情報を追加する場合等には、条例の規定に従い審議会に報告又は諮問を行い、審議会の答申を受けて当該取扱いを開始するとともに、個人情報登録簿の作成、変更を行っていたが、法施行後においては、前述のとおり類型的事項は審議会への諮問ができないため、個人情報の取扱いに係る自己点検内容の妥当性について承認を受けた上で個人情報登録簿等の修正を行う。

個人情報取扱業務の新規、変更、廃止に関する自己点検の流れ

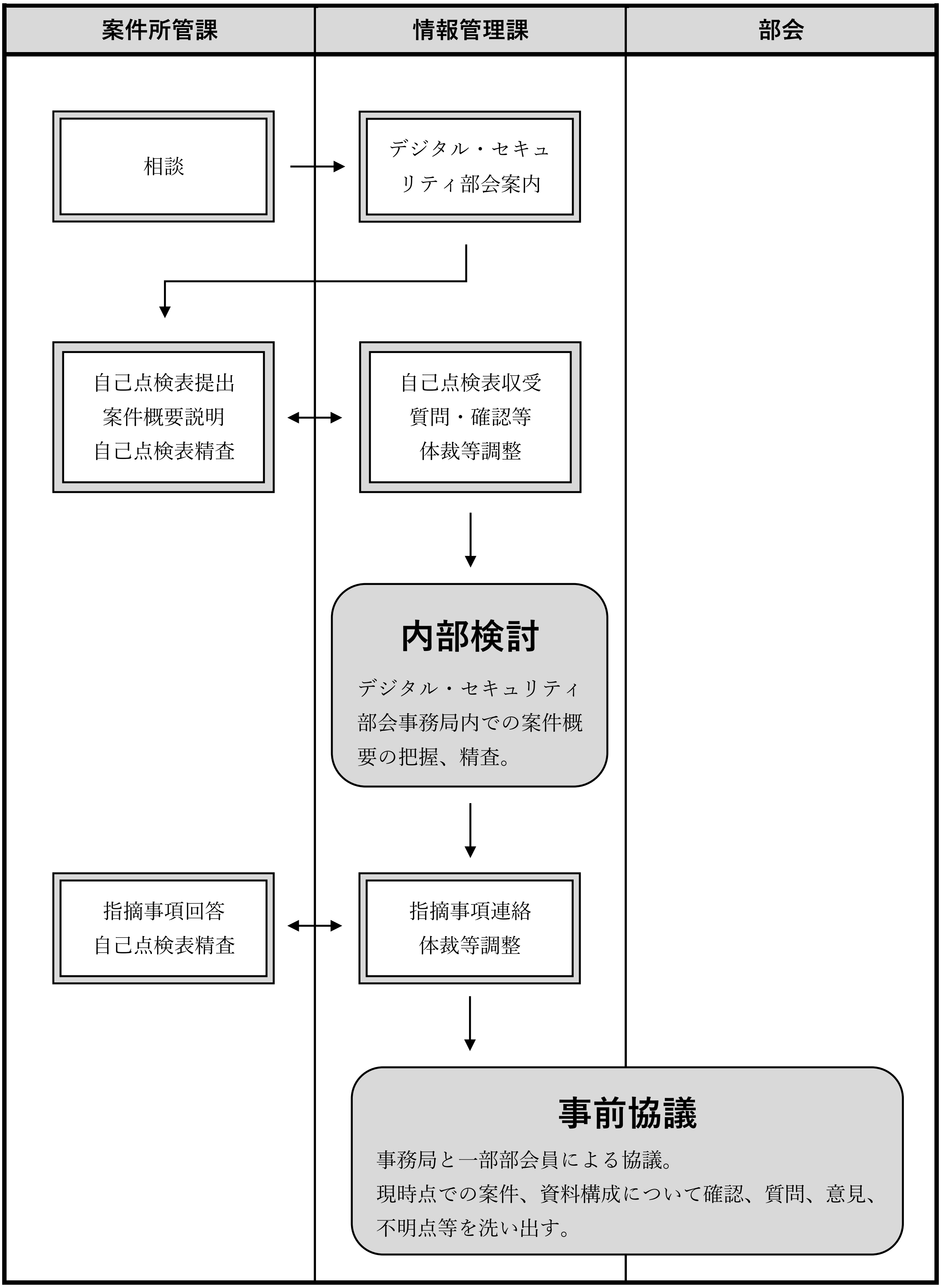

（次頁へ続く）

２－３　個人情報の取得、利用等に伴う措置

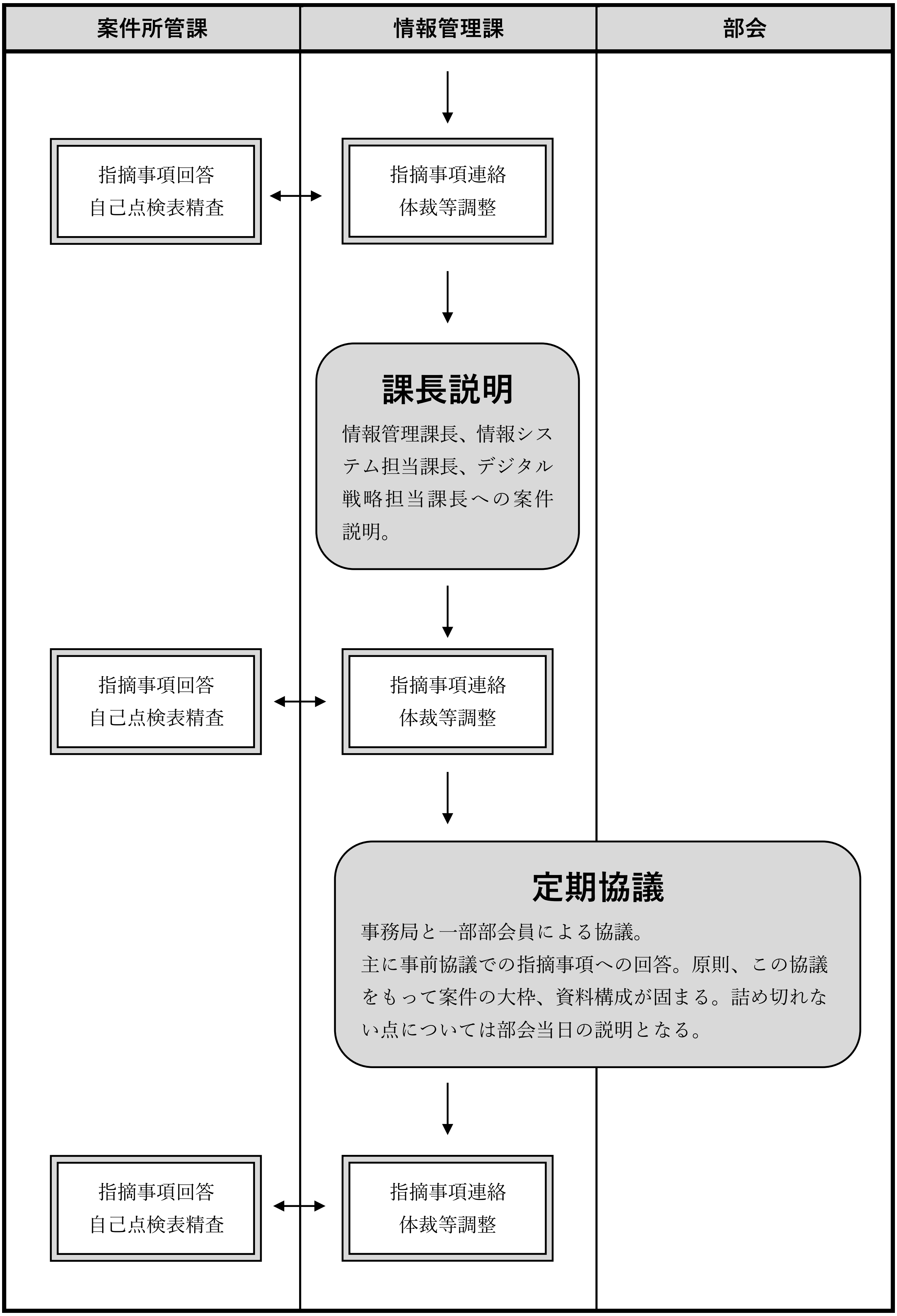

（次頁へ続く）

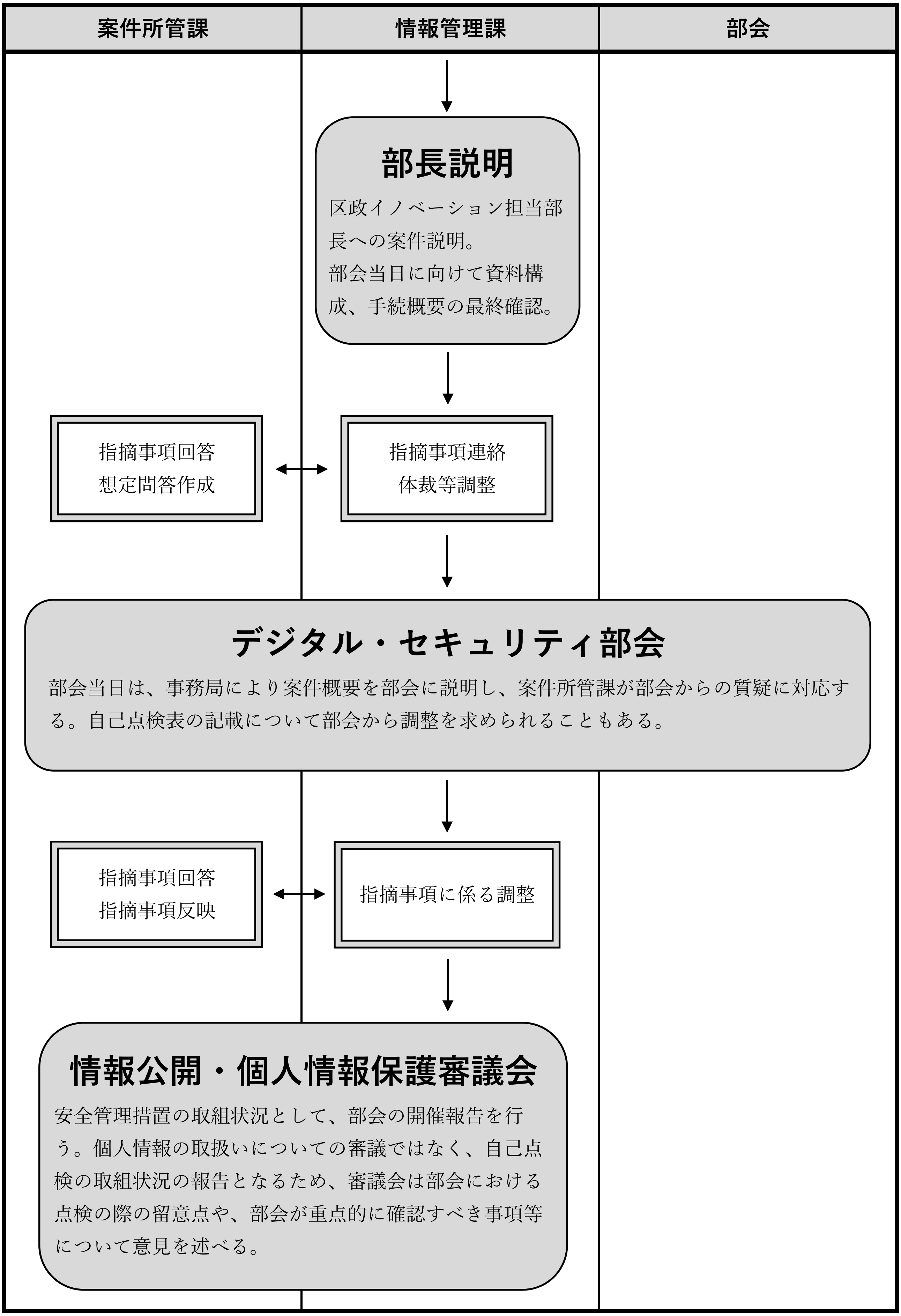

（役職は令和７年４月１日現在）

２－３　個人情報の取得、利用等に伴う措置

２－４　関係書式集

省略（P113～138）

3　個人情報ファイル簿

以下の内容については、各頁を参照してください。

◆　**個人情報ファイルと個人情報ファイル簿の定義について**（147 頁参照）

◆　**個人情報ファイル簿の作成及び公表について**（148～152 頁参照）

3　個人情報ファイル簿

３－１　個人情報ファイル簿について

個人情報ファイル簿について

（個人情報保護に関する法律）

第七十四条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　個人情報ファイルの名称

二　当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三　個人情報ファイルの利用目的

四　個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

五　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

六　記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七　記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

九　第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十　第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

第七十五条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一　前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二　前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三　前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

３　第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

４　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第百十条　行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一　第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二　第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

第百十七条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

一　行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二　次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三　次条第一項の提案をすることができる期間

（個人情報保護に関する法律施行令）

第二十一条　行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

6　法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二　法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7　法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報の保護に関する法律施行規則）

第六十三条　法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、保有する個人情報ファイルについて、法第75条第２項又は第３項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

個人情報ファイルと個人情報ファイル簿

◆　個人情報ファイルとは

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために**①保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの**又は**②保有個人情報をマニュアル（手作業）で容易に検索できるよう体系的に構成したもの**をいう（**表１**参照）。

◆　個人情報ファイル簿とは

個人情報ファイル簿とは、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿をいう（「個人情報ファイル簿」と、条例第６条に基づき作成する「個人情報登録簿（106頁参照）」の相違点については**表２**参照）。

３－１　個人情報ファイル簿について

≪表１　「個人情報ファイル」のイメージ≫

①保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（電算ベースのもの）	②保有個人情報をマニュアル（手作業）で容易に検索できるよう体系的に構成したもの（紙ベースのもの）

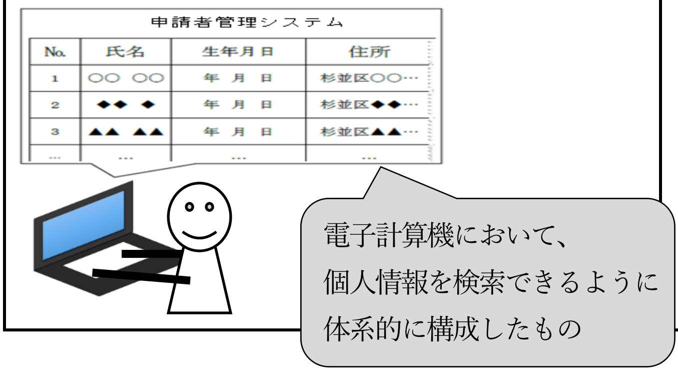

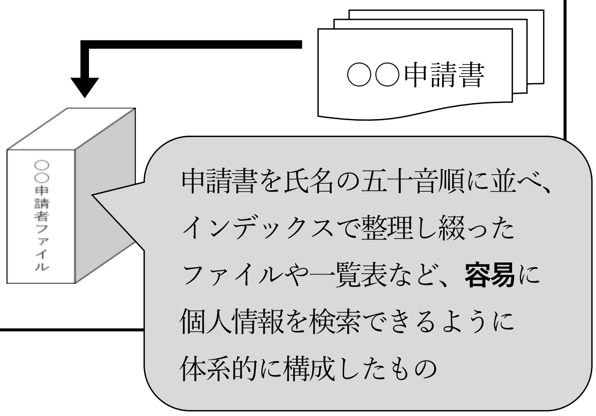

≪表２　「個人情報ファイル簿」と「個人情報登録簿」の相違点≫

	個人情報ファイル簿	個人情報登録簿
根拠規定	法第 75 条（全国共通の取組）	条例第６条（区独自の取組）
作成単位	**1,000 人以上の**個人情報ファイルごと（個人情報のまとまりごと）に作成	**１人以上の**個人情報を取り扱う**業務ごとに**個人情報登録票、外部委託記録票等を作成
公表方法	区政資料室での閲覧、区ホームページへの掲載	

個人情報ファイル簿の作成及び公表

◆　個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務

区の機関は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより、透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が、自己に関する個人情報の利用の実態を、より的確に認識することができるようにするために、法第 75 条第２項又は第３項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。その記載内容については、できるだけ分かりやすい内容とするとともに、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性の判断については、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

個人情報ファイル簿は、その存在及び利用の実態を、できる限り区民等に明らかにするという観点から、電子計算機処理に係る個人情報ファイルのほか、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについても、作成及び公表を行う必要がある。ただし、既に、個人情報ファイル簿に掲載して公表している、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては、当該電子計算機処理に係る個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿においてその存在を明らかにすれば足りる。

◆　個人情報ファイル簿の記載事項

区の機関が作成する個人情報ファイル簿には、区の機関が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報※が含まれているときは、その旨を記載しなければならない。

※　条例要配慮個人情報は、杉並区においては条例に規定を設けていない（令和７年４月時点。17 頁参照。)。

また、地方公共団体の機関においては、当該地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿※を作成し、公表することも可能であるとされている。

※　杉並区の場合は「個人情報登録簿」が該当する。

なお、そのような帳簿を作成及び公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関においては、個人情報ファイル簿についても作成及び公表を行わなくてはならない。

法及び政令に基づき、次の **1** から **20** までの項目を個人情報ファイル簿に掲載することとなるが、本区においては、現状、行政機関等匿名加工情報に係る項目（**14** から **18** まで）と条例要配慮個人情報に係る項目（**19**）については対象がないため、記載項目から除外している。

１　個人情報ファイルの名称

２　行政機関等の名称

３　個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

４　個人情報ファイルの利用目的

５　個人情報ファイルの記録項目

6　記録範囲

7　記録情報の収集方法

8　記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

9　記録情報の経常的提供先

10　開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

11　他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度

12　電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別

13　政令第 21 条第 7 項に該当する個人情報ファイルの有無

14　行政機関等匿名加工情報（17～19 頁参照）**に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨**

15　行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

16　行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

17　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

18　作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

19　条例要配慮個人情報が含まれる旨

20　備考

◆　個人情報ファイル簿の作成時期

区の機関は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

◆　個人情報ファイル簿の作成対象外となる個人情報ファイル

区の機関は、次の1から4までの個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要はない。

1　法第 74 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル

① 国の安全、外交上の秘密等国の重大な利益に関する事項を記録した個人情報ファイル

② 犯罪の捜査、租税に関する犯則事件の調査等のために作成、取得した個人情報ファイル

③ 区の職員又は区の職員であった者の人事、給与等に関する事項を記録した個人情報ファイル　（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

④ 試験的な電子計算機処理の用に供するために作られた個人情報ファイル

⑤ １年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

⑥ 資料、物品、金銭の送付や業務連絡のためだけに利用するものであって、相手方の氏名、住所その他の送付等に必要な事項のみを記録した個人情報ファイル

⑦ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得するものであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用する個人情報ファイル

⑧ 本人の数が政令で定める数（1,000 人）に満たない個人情報ファイル

⑨ 区職員以外の行政機関等の職員の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録する個人情報ファイル（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

⑩ ③及び⑨に規定する者の被扶養者又は遺族の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録する個人情報ファイル

2　既に個人情報ファイル簿により公表されている個人情報ファイルのコピー、バックアップ用ファイル

3　既に個人情報ファイル簿で公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電子データ）に付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（紙データ）※

※　この場合、個人情報ファイル簿は電子データ分のみ作成し、紙データ分は作成しない。また、該当する個人情報ファイルが存在する場合、当該電子計算機処理に係る個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿にその存在を明記する（「個人情報ファイルの種別」の欄）。

4　記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

◆　個人情報ファイル簿の公表方法

作成した個人情報ファイル簿は、情報管理課情報公開係で内容を確認の上、区政資料室への配架、また、区公式ホームページへの掲載により公表する。

また、個人情報ファイル簿の①新たな作成、②修正又は③消除があった場合は、遅滞なく、①新たに作成した個人情報ファイル簿の公表、②公表中の個人情報ファイル簿の修正又は③消除を行うものとする。

３－２　関係書式集

省略（P155～158）

4　保有個人情報の開示、訂正、利用停止

以下の内容については、各頁を参照してください。

◆ **情報公開請求制度と開示請求制度の違いについて**（165 頁参照）

◆ **開示等の請求の対象となる情報の範囲について**（165、187、188、235、236、257、258 頁参照）

◆ **情報を所管する課の役割について**（166 頁参照）

◆ **開示等の請求書の提出方法について**（167 頁参照）

◆ **開示等の請求があった日の考え方について**（167 頁参照）

◆ **開示等の請求の決定期限の考え方について**（168 頁参照）

◆ **開示等の請求を受け付けるために必要な書類について**（168～170、192～194、240、261 頁参照）

◆ **請求の方法について**

　○ **開示請求**（183～194 頁参照）

　○ **訂正請求**（233～240 頁参照）

　○ **利用停止請求**（255～261 頁参照）

◆ **不開示情報について**

　○ **個人に関する情報**（196～199 頁参照）

　○ **法人等に関する情報**（200、201 頁参照）

　○ **審議、検討等に関する情報**（202、203 頁参照）

　○ **事務又は事業に関する情報**（204、205 頁参照）

◆ **裁量的開示について**（207 頁参照）

◆ **存否を明らかにできない情報について**

　○ **開示請求**（208、209 頁参照）

　○ **訂正請求**（242、243 頁参照）

　○ **利用停止請求**（263、264 頁参照）

4　保有個人情報の開示・訂正・利用停止

◆ **決定までの期間について**

- 〇 **開示請求**（214～216 頁参照）
- 〇 **訂正請求**（247～249 頁参照）
- 〇 **利用停止請求**（268～270 頁参照）

◆ **請求対象情報に区以外の第三者に関する情報が含まれている場合について**（219～221 頁参照）

◆ **開示の実施方法について**（222～226 頁参照）

◆ **費用について**（228、229 頁参照）

４－１　開示等の請求に関する基本事項

情報公開請求制度と開示請求制度

情報公開条例に基づく情報公開請求制度は、区民に情報の公開を求める権利を保障し、情報を原則公開することにより、地方自治の本旨に即した、公正で開かれた区政の進展を図るための制度である。

一方、法に基づく開示請求制度とは、区の機関が保有する自己を本人とする個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保するための制度である。

両制度の主な違いは、**対象情報に特定の個人に関する情報が含まれていた場合、公開（開示）されるか否かである。**

情報公開請求制度の場合、何人に対しても同一の決定を行うため、**対象情報に請求者自身の情報が含まれていたとしても、非公開情報に該当するときは、非公開となる。**

一方、開示請求制度の場合、本人の情報を本人又は代理人に開示する制度であるため、**対象情報に本人の情報が含まれていれば、不開示情報に該当しないときは、開示となる。**

開示等の請求の対象となる情報の範囲

開示等の請求の対象となる情報は、請求があった日時点において、区の機関が現に管理しているものであるから、**請求があった日の翌日以降に作成又は取得した情報は、開示等の請求の対象にならない。**

また、電子メールや職員が職務を執行する過程において作成した起案文書の草稿、備忘的メモ等であっても、各課の共有フォルダや執務室内の共用の文書キャビネットに保存されている等、**実態として区の機関が組織的に管理しているとみなせるもの**又は**職務遂行において、必要な情報として作成又は取得されたもの**であれば、開示等の請求の対象となる。

なお、開示等の請求の対象となる情報は、保存年限の到来等にかかわらず、**開示等の請求に係る全ての処理が終了するまでは、廃棄してはならない。**

開示等の請求の対象となる機関

区の機関とは、次の５つの機関をいう。

◆　**区長**

◆　**教育委員会**

◆　**選挙管理委員会**

◆　**監査委員**

◆　**農業委員会**

上記以外の機関等（杉並区議会、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき設置される執行機関の附属機関及び区の公の施設の指定管理者等）については、開示等の請求の対象となる機関には含まれない。ただし、これらの機関等が作成した情報であっても、請求があった日時点において、区の機関が現に管理しており、自己を本人とする保有個人情報に該当すれば対象として取り扱う。

情報管理課と情報を所管する課の役割

開示等の請求の受付は、情報管理課情報公開係で行っているが、当該部署はあくまでも各課に対する請求の補助執行を行っている窓口であり、情報を所管している部署ではない。よって、情報を所管する課は、一次的可否判断を行った上で、担当者印、係長級職員印、所管課長印の押印のある、開示、不開示等の意見を記載した意見書（書式は343、357、371頁参照）を提出しなければならない。その後、当該意見を踏まえて、政策経営部情報管理課長は、可否決定を行い、請求者に通知しなければならない。

開示等の請求書の提出方法

開示等の請求書の提出方法は、次のいずれかにより行う。

・窓口での提出

場所：杉並区役所西棟２階（14番窓口）　情報管理課情報公開係

・郵送での提出

住所：〒166-8570　杉並区阿佐谷南１-15-１

提出先：杉並区役所情報管理課情報公開係

開示等の請求があった日の考え方

郵送による請求の場合、開示等の請求書が区の機関に到達した日を、請求があった日とする。

なお、請求先の区の機関を誤って、開示等の請求書を提出した場合、請求者に対して請求先が異なる旨を伝え、返戻するか又は正しい区の機関に補正するかのどちらかの措置を行うこととなる。この場合、請求があった日は正しい区の機関に到達した日とする。

請求者の氏名

請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。

開示等の請求の決定期限の考え方

開示等の請求の決定期限の算定に当たっては、土日又は祝日も含める。ただし、決定期限日が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）の場合は、その翌日を決定期限とする（杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第 5 号）第 2 条)。

開示等の請求を受け付けるために必要な書類

開示等の請求を受け付けるために必要な書類は、「**開示等の請求を受け付けるために必要な書類一覧**」（170頁参照）のとおりとする。

また、死者に関する情報を生存する個人が自身の情報として開示等の請求を行う場合、死者に関する情報が、当該請求者の情報とみなすことができることを証明できる書類※を提出する必要がある。

※　例えば、遺産分割協議書、不動産登記事項証明書、土地や建物の権利書等が該当する。

「**開示等の請求を受け付けるために必要な書類一覧**」における用語の定義は、次のとおりである。

◆　**本人確認書類**

・政令第22条第１項第１号に該当する書類

（例）運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

・政令第22条第１項第２号に該当する書類（やむを得ない理由により政令第22条第１項第１号に

該当する書類を提示又は提出できない場合のみ有効）

（例）政令第22条第１項第１号に該当する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立大学の学生証

◆ **住民票の写し**

・原本かつ30日以内に作成されたもの

◆ **未成年者の法定代理人の資格を証明する書類**

・法定代理人の資格を証明する戸籍謄本又は戸籍抄本（請求者本人の記載のあるもの）

・法定代理人と請求者本人が同一世帯で、法定代理人が世帯主の場合に限り、両者が記載された続柄入りの住民票

◆ **成年被後見人の法定代理人の資格を証明する書類**

・成年後見登記の登記事項証明書

・家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条）

◆ **任意代理人の資格を証明する委任状**

・原本かつ30日以内に作成されたもの

4－1　開示等の請求に関する基本事項

≪開示等の請求を受け付けるために必要な書類一覧≫

<table>
<tr><th>請求者</th><th>請求方法</th><th>必要な書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">本人</td><td>窓口</td><td>本人確認書類</td></tr>
<tr><td>郵送</td><td>①　本人確認書類の複写物
②　住民票の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法定代理人</td><td>窓口</td><td>①　法定代理人の本人確認書類
②　法定代理人の資格を証明する書類</td></tr>
<tr><td>郵送</td><td>①　法定代理人の本人確認書類の複写物
②　法定代理人の住民票の写し
③　法定代理人の資格を証明する書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意代理人</td><td>窓口</td><td>①　任意代理人の本人確認書類
②　任意代理人の資格を証明する委任状
③　次のいずれかの書類（法令上の義務はなく、運用上の措置）
・印鑑登録証明書（委任状に委任者の実印を押印した場合）
・委任者本人に対し一に限り発行される本人確認書類の写し</td></tr>
<tr><td>郵送</td><td>①　任意代理人の本人確認書類の複写物
②　任意代理人の住民票の写し
③　任意代理人の資格を証明する委任状
④　次のいずれかの書類（法令上の義務はなく、運用上の措置）
・印鑑登録証明書（委任状に委任者の実印を押印した場合）
・委任者本人に対し一に限り発行される本人確認書類の写し</td></tr>
</table>

４－２　制度の流れ

開示請求制度（手続の流れ）

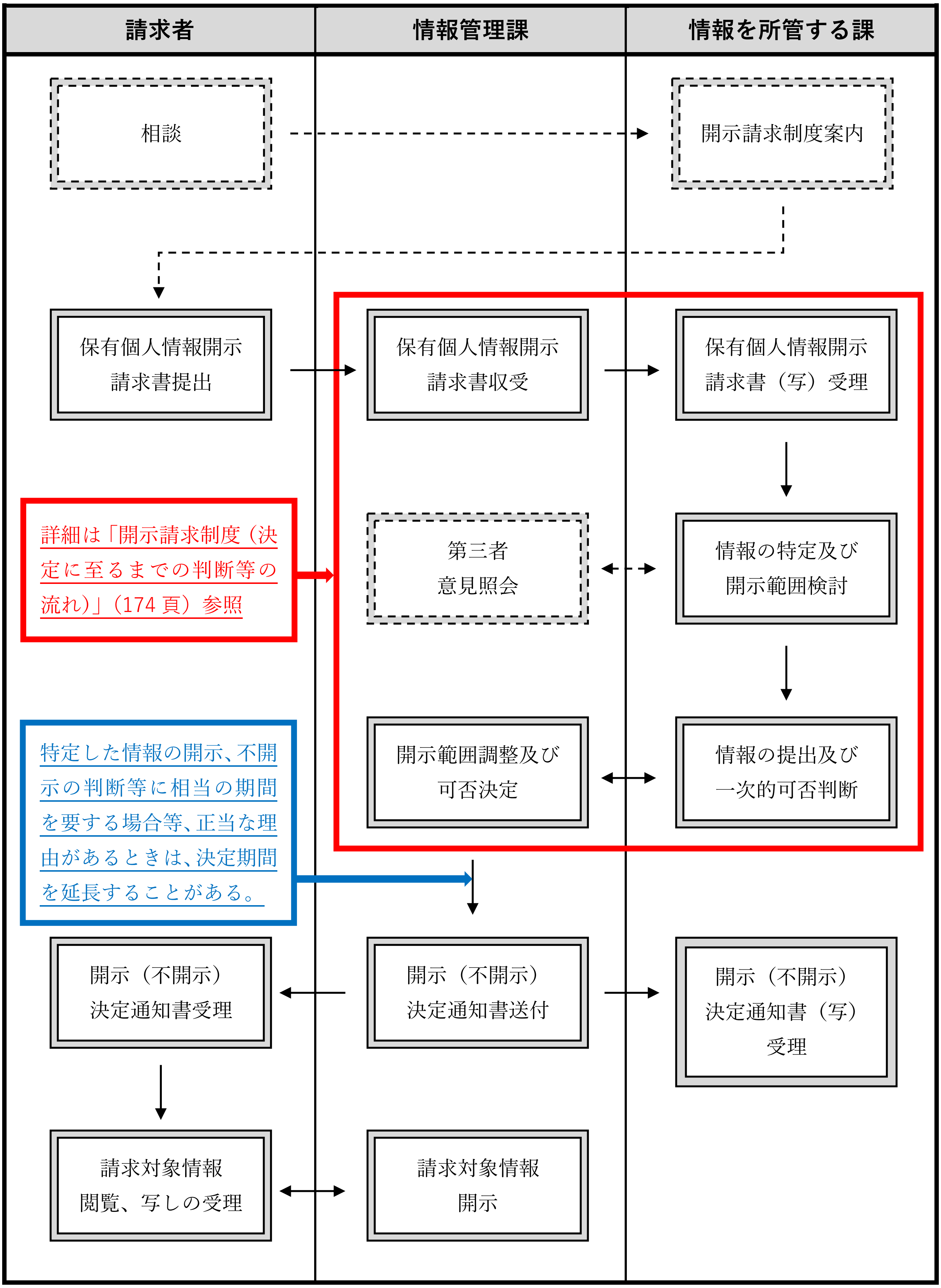

※　点線で示した箇所は、実施しない場合がある。

開示請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）

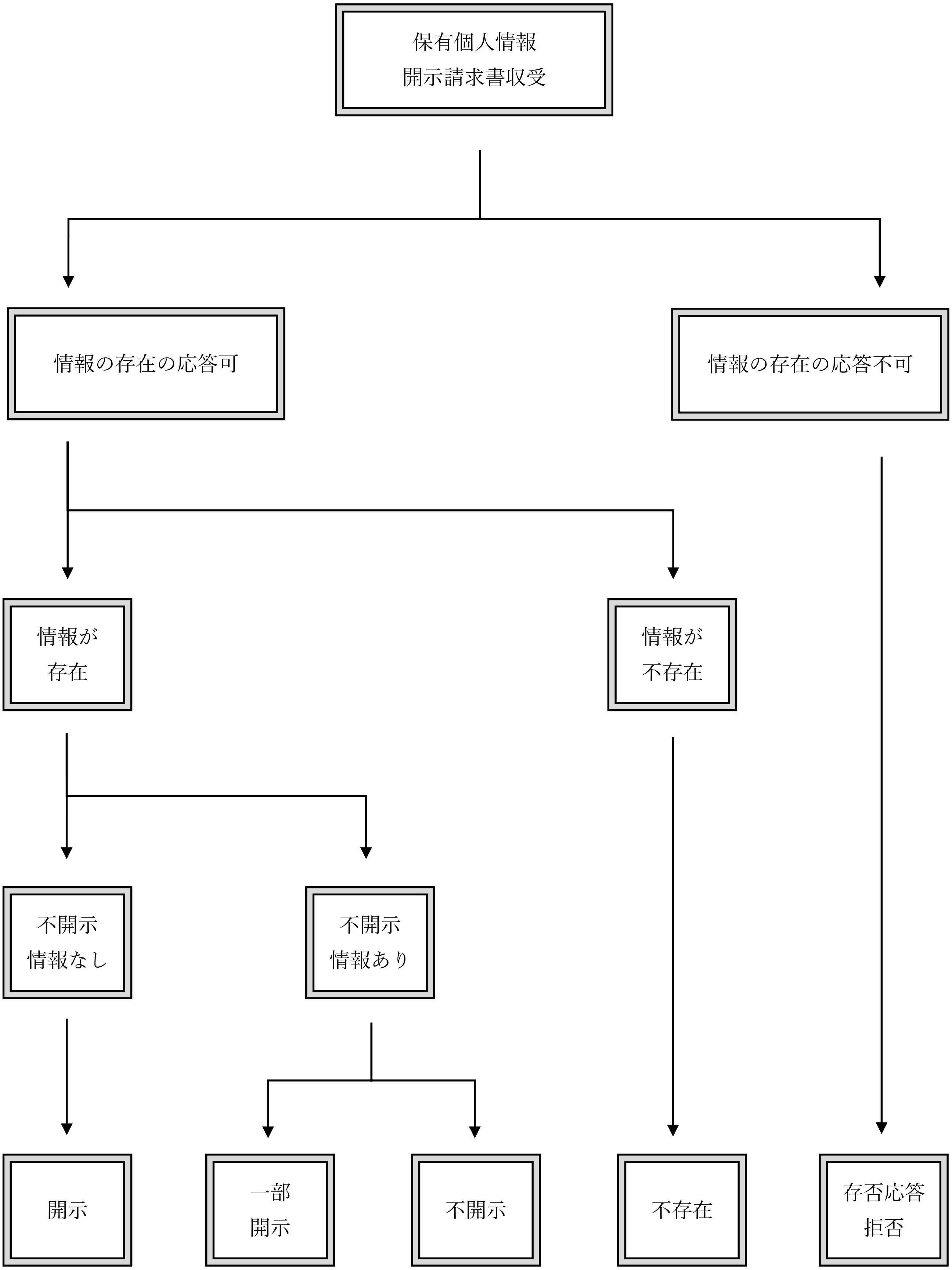

訂正請求制度（手続の流れ）

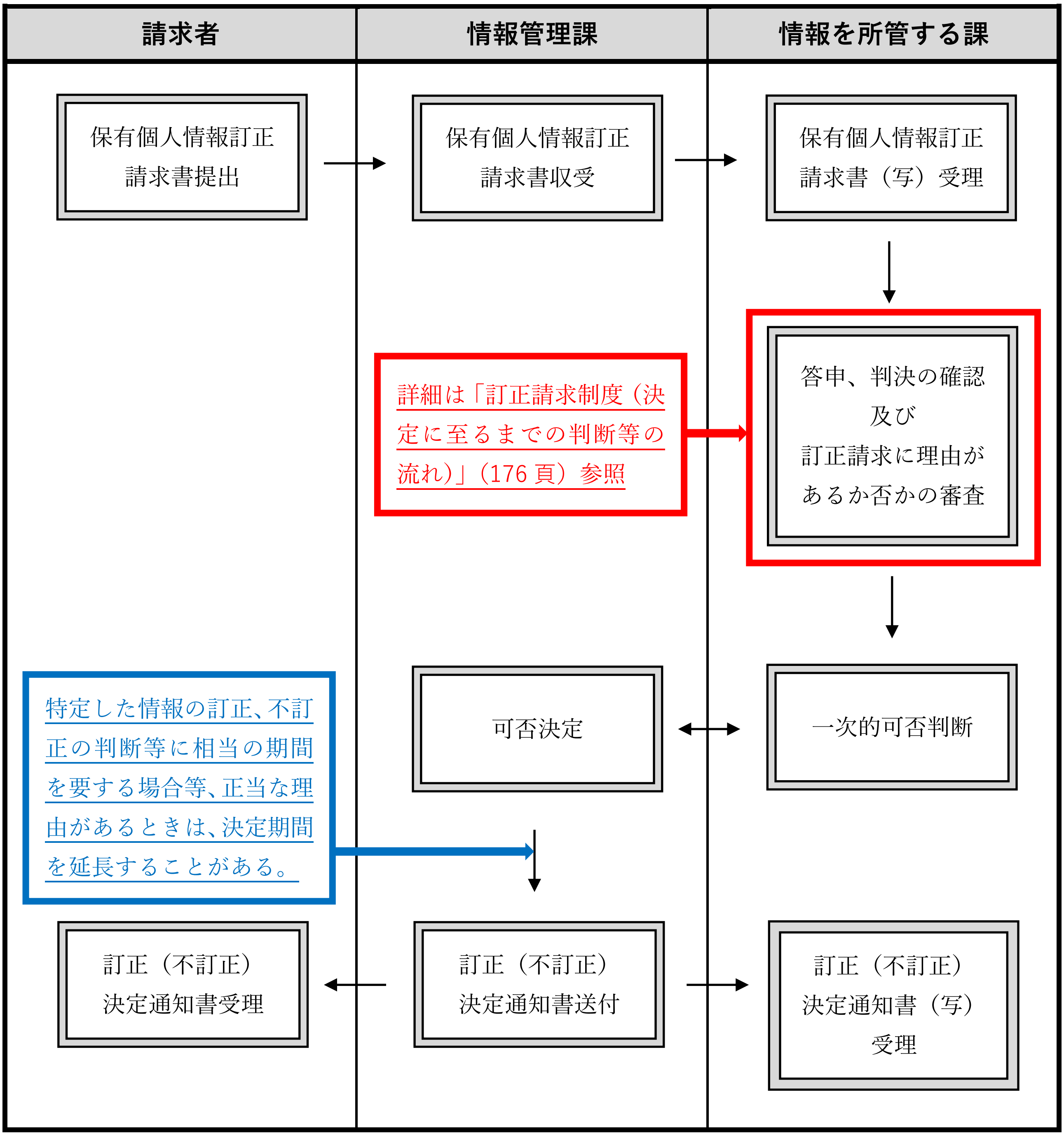

訂正請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）

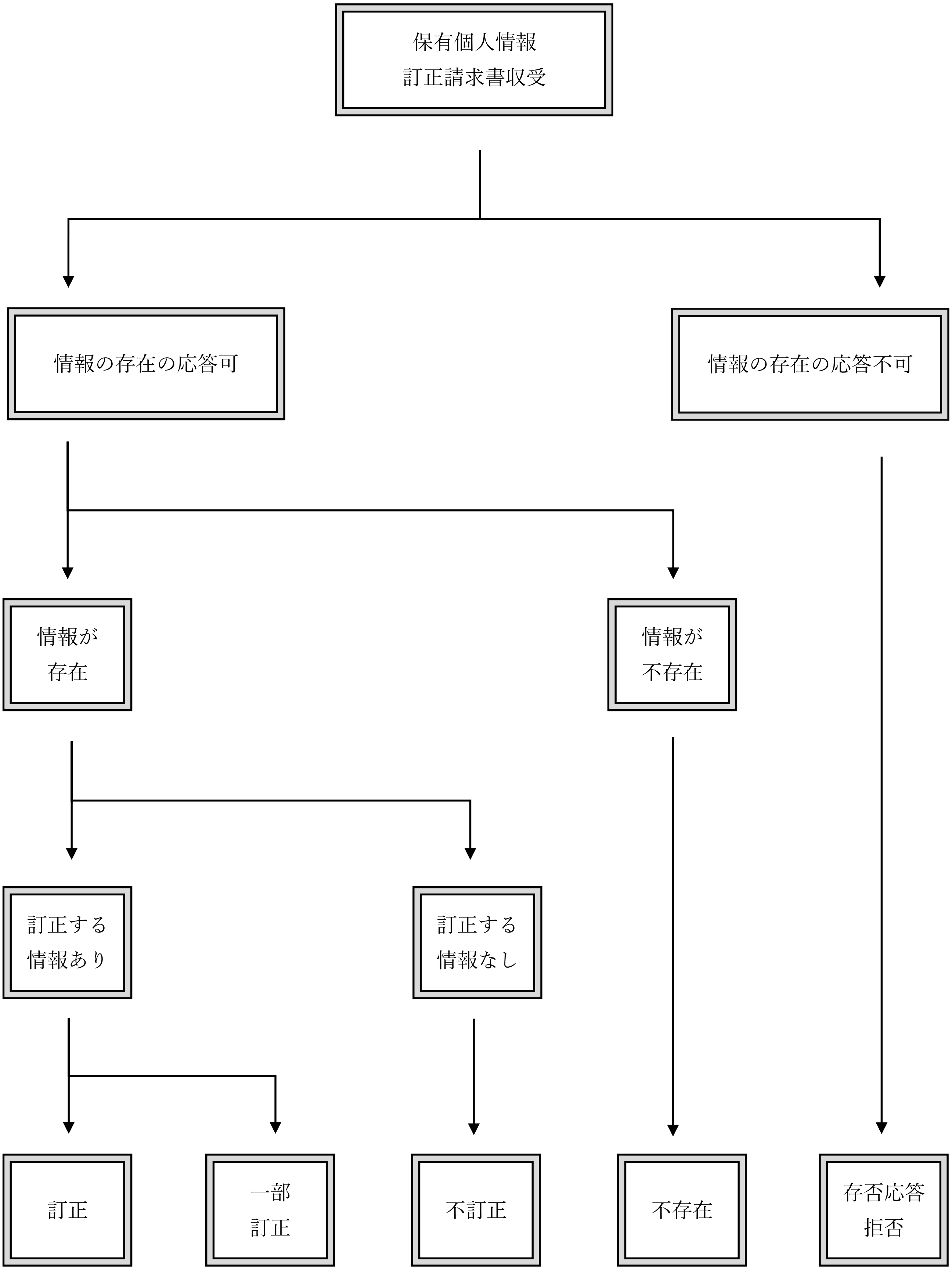

利用停止請求制度（手続の流れ）

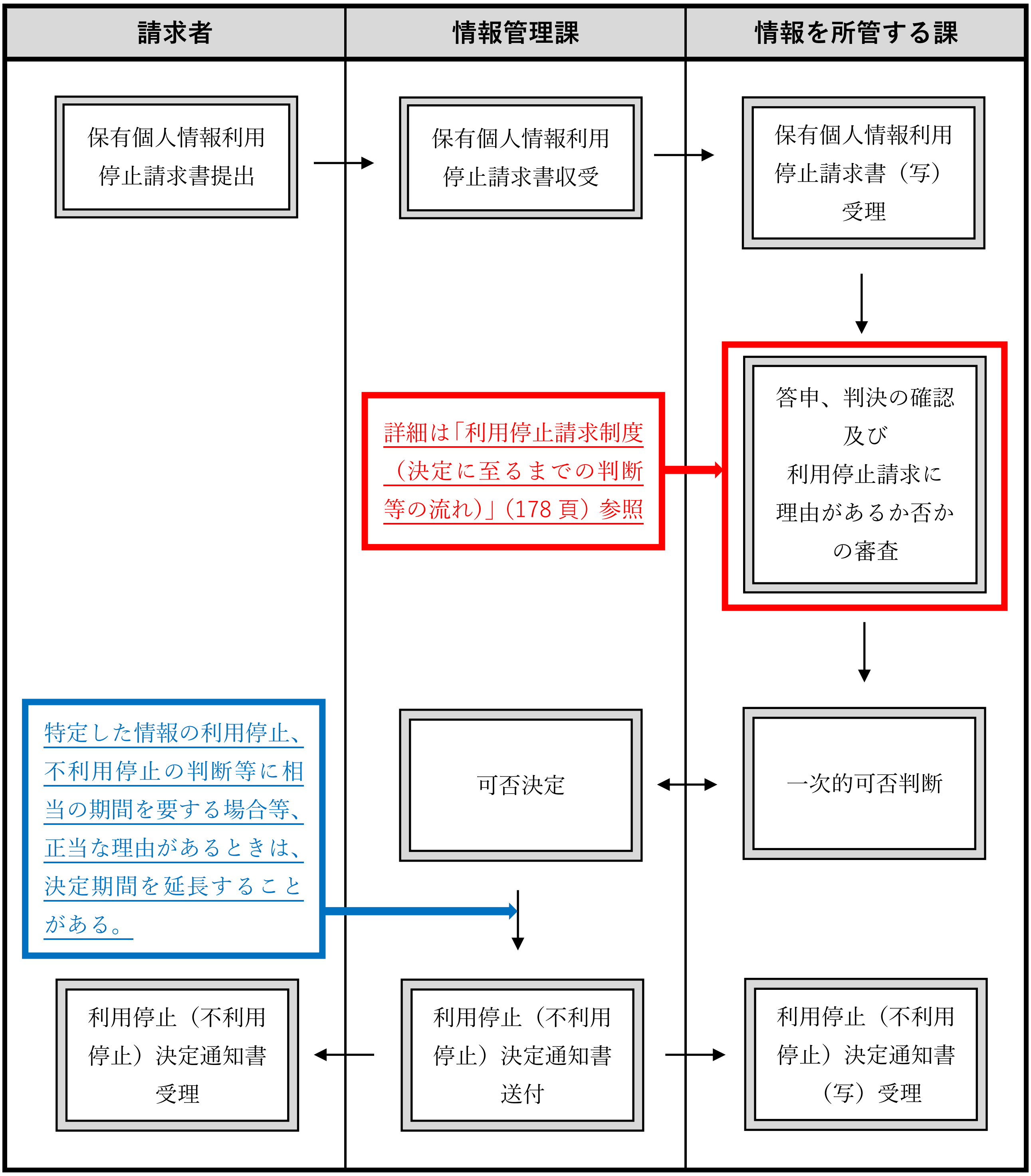

利用停止請求制度（決定に至るまでの判断等の流れ）

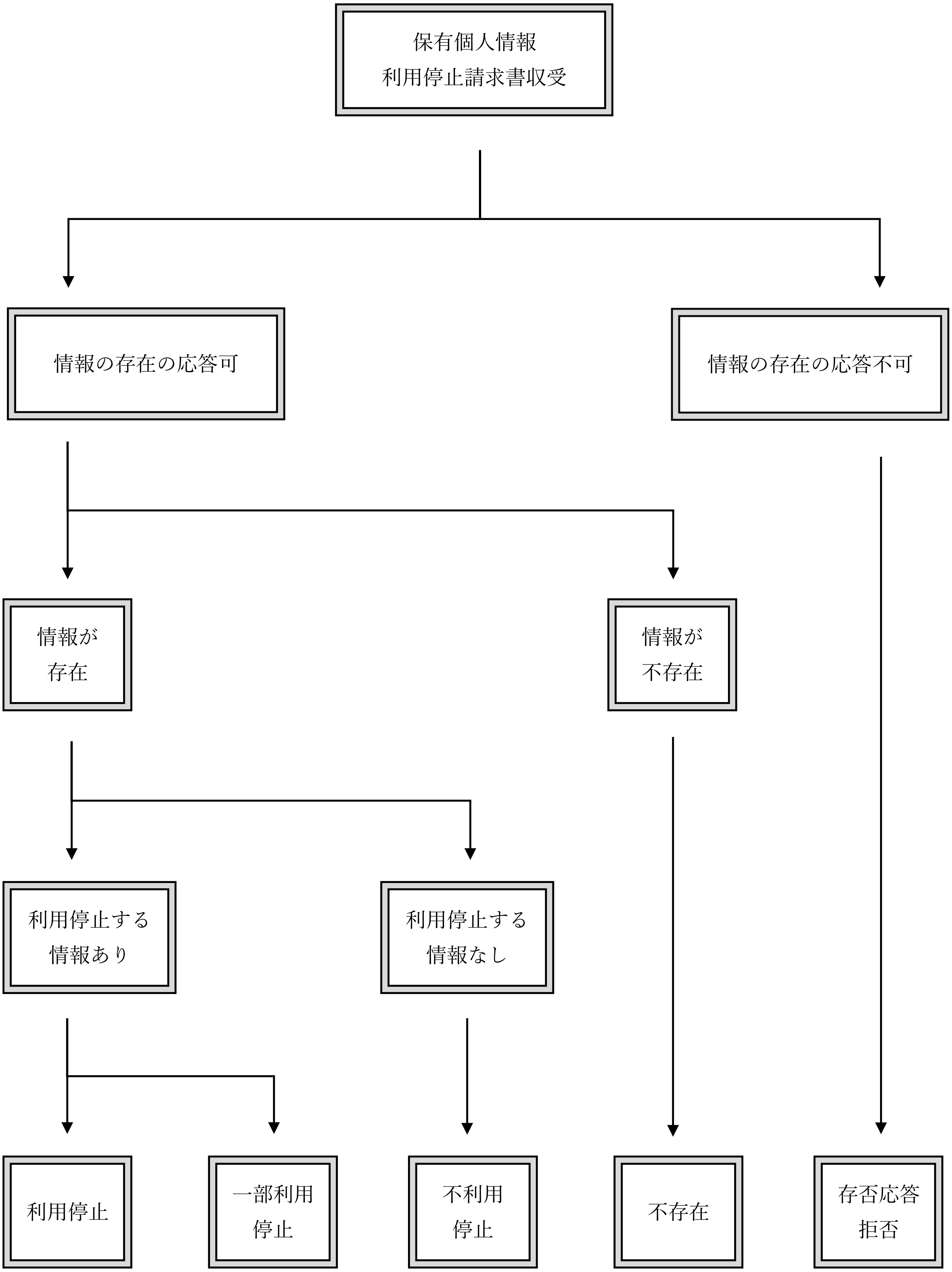

審査請求制度（手続の流れ）

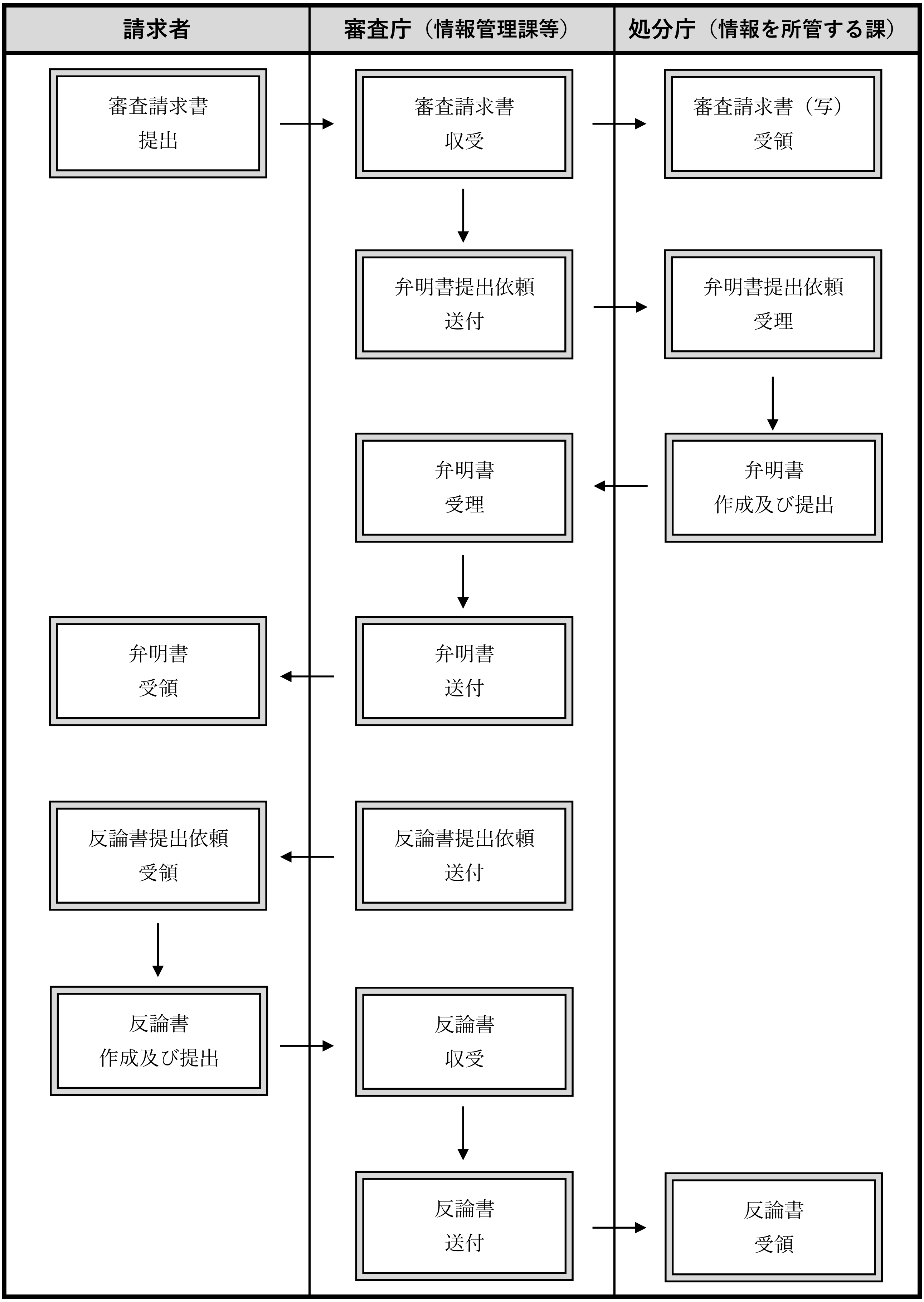

（次頁へ続く）

４－２　制度の流れ

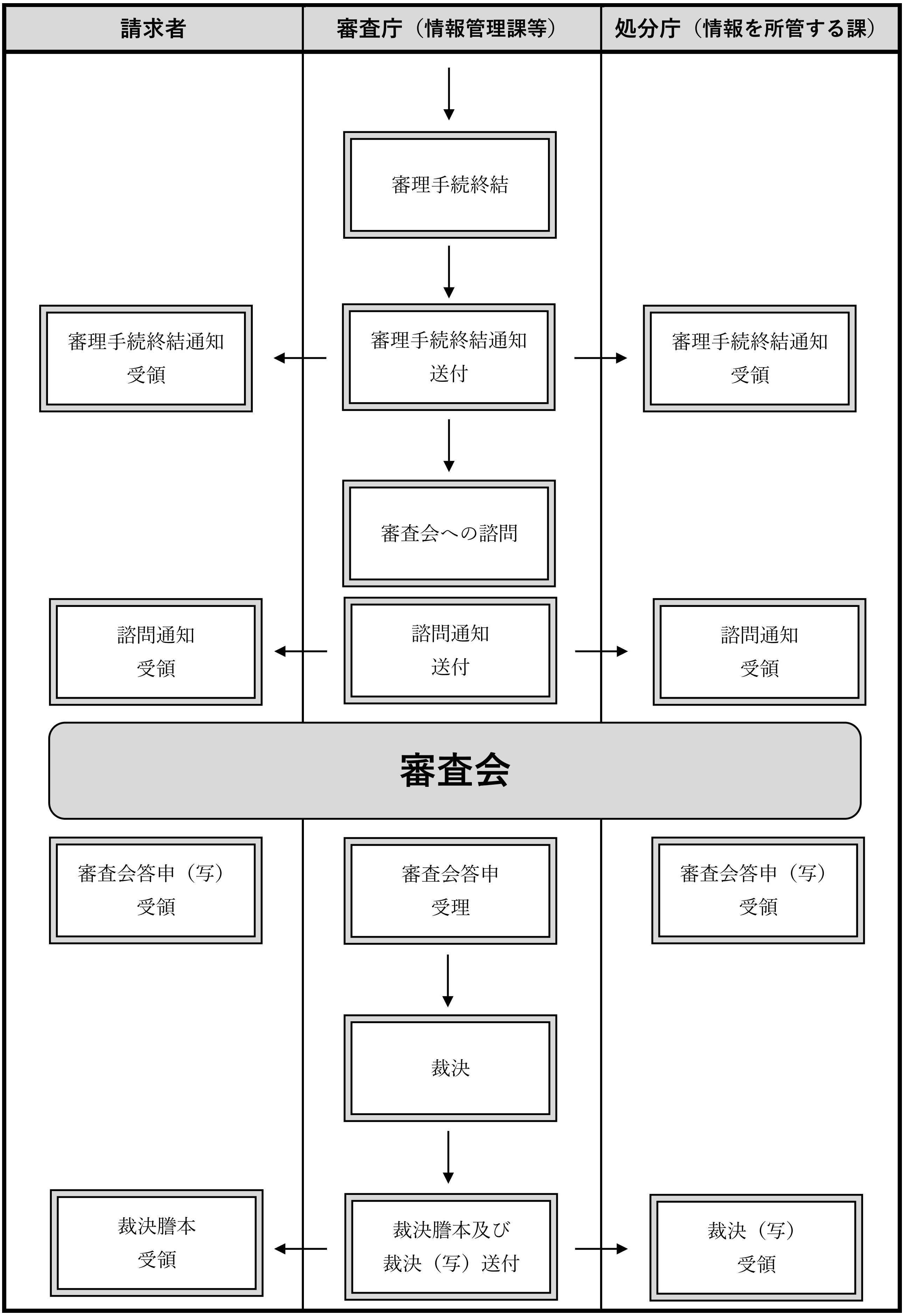

※　当該図は、基本的な流れであり、審理手続の状況によって内容が変わる場合がある。

４－３　保有個人情報開示請求制度

開示請求の主体

第七十六条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）
第 11 条　区の機関は、法第 76 条第２項の規定による未成年者の法定代理人による開示請求があった場合であって、当該未成年者が満 15 歳に達しているときは、開示請求に係る保有個人情報が法第 78 条第１項第１号に掲げる情報に該当するかどうかを判断するに当たって、必要に応じ、当該未成年者に当該保有個人情報の開示についての意思を確認するための書面（第２号様式）の提出を求めることができる。
第 12 条　区の機関は、法第 76 条第２項の規定による本人の委任による代理人による開示請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該開示請求についての意思を確認するための書面（第３号様式）の提出を求めることができる。

趣　旨

区民のみならず外国人も含む全ての自然人は、**自己を本人とする保有個人情報**の開示請求を行うことができる。また、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求が認められている。

なお、規則第 11 条及び第 12 条の規定により、**満 15 歳に達している未成年者の法定代理人**又は**本人の委任による代理人**からの開示請求があった場合、当該未成年者又は当該本人に、**開示請求を行う意思があるか確認するため、書面の提出を求めることができる。**

解　釈

「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己の氏名、住所、識別番号※等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に、自己の個人情報が記録されている場合も含むものをいう。

※　例えば、免許証番号、旅券番号等が該当する。

≪参考Q&A≫

Q　未成年者とその法定代理人との利益相反が生じるような場合があり得るところ、未成年者の法定代理人による開示請求について、本人の意思を確認することはできるか。また、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付ける法施行条例の規定を設けることはできるか。

A　法定代理人は、任意代理人とは異なり、本人のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意は要しないため、本人の意思と独立して開示請求を行うことができます。法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第５章第４節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしていますが、未成年者の法定代理人による開示請求について、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、開示請求権について法に定めの無い制限を課すものであって開示の手続に関する事項であるとはいえず、そのような規定を法施行条例で定めることは認められません。もっとも、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報を法定代理人に開示することにより本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第１項第１号に規定する不開示情報）に該当する場合もあるところ、同号該当性の判断に当たって、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられません。

≪参考Q&A≫

Q　本人が意思表示を行うことが困難な場合について、親族等の一定の者による開示請求を認めることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A　法第76条は本人又は法定代理人若しくは任意代理人にのみ開示請求を行うことを認めており、これら以外の者による開示請求は認められず、これを認める法施行条例の規定を設けることはできません。

なお、本人が意思表示を行うことが困難な場合に、法令に基づくことなく利用目的以外の目的のために親族等に本人の保有個人情報を提供することについては、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であれば、法第69条第２項第４号の「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当し、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない限り、利用目的以外の目的のために保有個人情報を親族等に提供することができます。

Q　未成年者の法定代理人からの開示請求について、法定代理人である親権者が婚姻中の父母の場合、連名での開示請求を求めることはできるか。

A　法第76条第２項に基づく未成年者の法定代理人による開示請求において、一律に婚姻中の父母の連名での請求を求めることは、当該未成年者や父母の置かれた状況によっては、開示請求権について法に定めの無い制限を課すものであり、許容されません。その上で、個別の事情に照らして、例えば、当該未成年者とその法定代理人として開示請求を行った親権者との間において利益相反が疑われる場合、その利益相反防止の観点から、法第78条第１項第１号の該当性の判断に当たり当該親権者以外の者に対する照会等を行うことは許容されます。

≪参考 Q&A≫

Q　法人を任意代理人とする開示請求は可能か。また、可能な場合は、添付書類等はどのように考えればよいか。

A　法においては、法人を任意代理人とする開示請求を制限する規定はありません。よって、法人が任意代理人として法に基づく開示請求を行うことは可能です。ただし、業として代理行為が行われる場合については、関係法令に違反するものでないか確認が必要です。

法人が任意代理人として開示請求を行う場合については、任意代理人の資格を証明する委任状（政令第 22 条第 3 項）が必要となるほか、本人確認書類を提示又は提出する必要があります。

法人が任意代理人として開示請求を行う場合の本人確認書類については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」6-1-2-2【表 1】の（3）任意代理人による開示請求の場合の例や、法人が法定代理人として開示請求を行う場合の例を記載している同表注 12 も踏まえて判断することが必要です。

Q　代理人による開示請求において、本人からの委任の事実を確認する必要があって補正を求めたが、なお当該委任の事実が疑わしい場合、適切に補正に応じないことをもって不開示決定をすることになるのか。それとも法第 78 条第 1 項第 1 号に該当するとして不開示決定をすることになるか。

A　本人確認書類や代理人の資格を証明する書類が提示又は提出されない場合には、法第 77 条第 3 項の「形式上の不備」があるものとして、同項の規定に基づき、適切な情報提供を行った上で、できる限り補正を求めることが望ましいと考えられます。それでもなお不備が解消されない場合には、法第 82 条第 2 項の不開示決定をすることとなります。

開示請求の対象となる情報

（個人情報の保護に関する法律）
第七十六条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
第百二十四条　第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

趣　旨

開示請求の対象となる情報は、自己を本人とする保有個人情報とされている。ただし、自己を本人とする保有個人情報であっても、**刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**については、開示請求の適用除外とされている。

また、死者に関する情報については、**当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合**に限り、当該生存する個人にとって、自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。

≪参考 Q&A≫

Q　死者に関する情報について、遺族から法第 76 条に基づく開示請求があった場合、当該情報を開示できるか。

A　死者に関する情報は、当該情報が同時に生存する個人に関する情報であり、かつ、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により生存する特定の個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合を含む。）に限り、その生存する個人の「個人情報」に該当します。したがって、死者に関する情報については、開示請求者が遺族であることや、相続手続のために必要であるとの理由のみで、遺族等による開示請求の対象となるものではなく、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「個人情報」に該当するものであり、さらに当該生存する個人の自己を本人とする「保有個人情報」に該当する場合においては、当該生存する個人による開示請求の対象となります。

Q　他の法令に基づき紙で写しを交付している情報について、電磁的記録を保有している場合に、電磁的記録の開示請求を受けたときは、法第 88 条第１項の「同一の方法で開示することとされている場合」には該当せず、電磁的記録の開示を実施する必要があるか。

A　法は、他の法令（条例を含む。）の規定による開示の方法が法第 87 条第１項本文の開示の方法と同一である場合に限って、法に基づく開示として当該同一の方法による開示をしないこととしています（法第 88 条第１項）。そのため、他の法令に基づき紙で写しを交付している場合であっても、電磁的記録の開示について行政機関等が定める方法（法第 87 条第１項）による開示を求められたときは、「同一の方法で開示することとされている場合」には当たらないことから、不開示情報に該当するなどの別の理由がない限り、法に基づき電磁的記録について行政機関等が定める方法による開示を実施する必要があります。

開示請求の手続（開示請求書）

（個人情報の保護に関する法律）
第七十七条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
一　開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
二　開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
３　行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
第八十二条
２　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行令）
第二十三条　開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。
一　求める開示の実施の方法
二　事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
三　写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

趣　旨

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、法第77条第１項に規定する事項を書面に記載しなければならない。これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適

法な開示請求となり、法第82条第２項の規定による開示しない旨の決定を行うこととなるが、通常は、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第77条第３項の規定に基づき、補正を求めることとなる。

また、開示請求書には、政令第23条に規定する「開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法」に関する事項を記載することができる。

運　用

◆ **開示請求に係る保有個人情報の特定**

開示請求書の記載が、「〇〇課の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、当該記載から**請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、原則、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。**このため、区の機関は、**請求者に対して十分な情報提供を行った上で、補正を求めることになる。**

なお、請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。

≪参考Q&A≫

Q　大量の開示請求を行う場合等、濫用的な開示請求について、拒否することは可能か。また、権利濫用に当たる場合を法施行条例で規定することはできるか。

A　権利濫用が許されないことは「法の一般原則」であり、行政機関等の事務事業を停滞させることを目的とするような開示請求の場合には、明文の規定がなくても、権利濫用を理由とする拒否処分を行うことは可能です。ただし、法が個人の権利として開示請求権を認めている趣旨に鑑み、権利濫用の該当性の判断は個別具体的な事情に応じて慎重に行う必要があるところ、法施行条例において形式的な要件を規定し、これに該当することのみを理由として拒否処分を行うことはできません。

一般的に、開示請求対象の保有個人情報が大量であるということのみでは権利濫用とはいえず、請求者が行政機関等に支障を与えることを目的として開示請求を行うような場合でなければ、権利濫用とは認められません。

Q　開示請求をしようとする者が自ら開示請求書を記入することが困難である場合は、窓口等の担当者が代筆をすることは可能か。

A　開示請求者が自ら開示請求書を記入することが困難な場合等には、窓口等の担当者が当該開示請求者に代わって記載することも考えられます。ただし、窓口等の担当者による当該記載は、開示請求者の了解を得た上で行う必要があります。この場合、請求を受ける前に、記載した内容について開示請求者の確認を再度求めるなど事後のトラブルが生じないように十分配慮する必要があります。

開示請求の手続（本人確認）

（個人情報の保護に関する法律）

第七十七条

２　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行令）

第二十二条　開示請求をする者は、行政機関の長等（法第百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一　開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

（杉並区個人情報の保護に関する規則）

第 10 条　開示請求をする者から法第 77 条第２項の規定により提示され、又は提出された書類が令第 22 条第１項第１号に掲げる書類のうち、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等（本人の写真が貼付され、かつ、当該写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は当該写真を特殊加工してあるものに限る。）でない場合には、区の機関は、必要に応じ、同項各号に掲げる書類のうち、２以上の書類の提示又は提出を求めることができる。

２　開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

一　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

３　法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

趣　旨

　請求者は、開示請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、請求者が本人であること（代理人による開示請求の場合は、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。本人確認に当たっては、原則として、開示請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であって、当該請求者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならず、代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない（168～170頁参照）。

　なお、開示請求を行う法定代理人又は任意代理人に対して、開示を受ける前に法定代理人又は任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第４項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提示又は提出された書類等から、開示の実施が想定される日に、法定代理人又は任意代理人が、その資格を喪失しているおそれがないかについて確認する必要がある。

≪参考Q&A≫

Q　法定代理人の資格の有無の確認について、政令第22条第３項に規定する書類の提示又は提出に代えて、同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の確認により行うことは許容されるか。

A　政令第 22 条第３項において、法定代理人は同項に規定する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならないと定められているところ、同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の情報を参照することで、当該書類の提示又は提出を不要とすることはできません。

他方、なりすましや利益相反防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、本人の権利利益を損なうことのないように対応することが必要です。そのため、同項に規定する書類の提示又は提出を前提として、必要に応じ、当該地方公共団体の機関において管理する戸籍簿を確認することで、代理権の確認をさらに補完することは考えられます。

開示義務

（個人情報の保護に関する法律）

第七十八条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（審査基準）

（行政手続法）

第五条　行政庁は、審査基準を定めるものとする。

２　行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

３　行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法が定める不開示情報のうち、地方公共団体において適用する条文は 196～205 頁のとおり）。不開示情報に該当するか否かの判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、慎重に行う必要がある。

また、開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、区の機関は、同法第５条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページ等において公表する必要がある。

不開示情報（個人に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）
第七十八条
一　開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

趣　旨

◆　第１号（開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報）

開示請求制度は、請求者に対して、当該請求者に関する保有個人情報を開示する制度であり、通例は請求者の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも請求者の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

≪参考例≫

・患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

・児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を、親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等に関する情報

◆　**第２号（開示請求者以外の個人に関する情報）**

開示請求に係る保有個人情報の中に、請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれている場合であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより請求者以外の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

≪参考例≫

・民間事業者従事職員の氏名のように、特定の個人を識別できるもの

・匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

解　釈

1　「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

2　「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と

同種の情報について、請求者が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

３　「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

≪参考Q&A≫

Q　不動産登記情報については法第 78 条第１項第２号イに該当するものとして開示可能か。

A　前提として、不動産登記簿及びその附属書類等に記録されている保有個人情報については、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 155 条又は同法附則第４条第４項において、個人情報保護法第５章第４節の規定は適用しないこととされています。上記以外の行政文書について、開示請求に係る保有個人情報として不動産登記情報が含まれている場合、このうちの法第 78 条第１項第２号に該当する情報について、同号イからハまでの開示情報に該当するか否かは、当該情報の個別具体的な内容を踏まえて判断する必要があります。

一般的に不動産登記簿に記載されている不動産所有者等の情報については、「法令の規定により」開示請求者が知ることができる情報であると考えられます。また、同号イの「法令」には条例が含まれるところ（法第 61 条第１項括弧書き）、例えば、情報公開条例において、当該情報について何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている場合には、法第 78 条第１項第２号イに該当するものとして不開示情報から除外されると考えられます。

その上で、法第 78 条第１項第２号イからハまでの開示情報に該当する場合であっても、同項各号（第２号を除く。）の不開示情報に該当する場合や、同条第２項の規定により法施行条例で定めた不開示情報に該当する場合は、不開示とすることが考えられます。

≪参考Q&A≫

Q　本人同席の下での第三者の発言は、法第78条第１項第２号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するか。

A　開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては当該本人。以下同じ。）以外の個人（第三者）に関する情報が含まれている場合は、法第78条第１項第２号該当性について判断する必要があります。

同号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」のうち「慣行として開示請求者が知ることができ」るとは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りるとされています。他方、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には該当しません。

この点、「本人同席の下での第三者（開示請求者以外の者）の発言」の内容は、一般的に、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、不開示情報から除かれると考えられますが、個別の事案ごとに適切に判断することが必要です。

不開示情報（法人等に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）
第七十八条
　三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
　イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
　ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

趣　旨

　法人等及び事業を営む請求者以外の個人の当該事業に関する情報は、区民の生活と密接な関係にあり、事業活動の内容が、区民の生活に重大な影響を及ぼす場合があるため、原則開示であるが、当該情報のうち、営利、非営利活動にかかわらず、企業秘密といわれるものについては、開示することにより著しい不利益を与えると認められるものが含まれていれば、非開示とする。

解　釈

１　「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には、様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、当該法人等又は当該事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は当該事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して、適切に判断することが求められる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

2　「行政機関等の要請を受けて」とは、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

なお、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、当該法人等又は当該事業を営む個人の側から、開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で、提供を受けた場合には、これに含まれる。

3　「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は事業を営む個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は当該事業を営む個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は当該事業を営む個人において、開示しないこととしていることだけでは足りない。

4　「開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること」とは、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これに当たらない。

不開示情報（審議、検討等に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）
第七十八条
六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

趣　旨

審議、検討等に関する情報については、区の機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して、本号に該当するか否かの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、区民の間に混乱を生じさせ、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

解　釈

１　「審議、検討又は協議に関する情報」とは、区の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は区の機関が開催する有識者等を交えた研

究会等における審議や検討等、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

2　「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮しても、なお適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

不開示情報（事務又は事業に関する情報）

（個人情報の保護に関する法律）
第七十八条
七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

趣　旨

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

≪参考例≫

・契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

・調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

・人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

・独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

運　用

◆　**事務又は事業に関する情報の判断基準**

区の機関は、請求対象情報が事務又は事業に関する情報に該当するか、開示することにより得られる公益と生じる支障とを比較衡量した上で、客観的に判断する必要がある。**不開示とするには、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等の法的保護に値する高い蓋然性が要求され、ある程度具体的に想定される場合に限定される。**

部分開示

（個人情報の保護に関する法律）
第七十九条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
２　開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、次に当たる場合には、それぞれ特定の情報を除いた部分を開示しなければならない。

◆　**不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合**

◆　**開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第１項第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合**

裁量的開示

（個人情報の保護に関する法律）
第八十条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、区の機関の行政的な判断により、開示することが可能である。ただし、不開示情報に第三者の情報が含まれており、本条に基づき開示しようとする場合には、開示決定に先立ち、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。（詳細は 220 頁参照）。

なお、死者に関する情報は、個人情報に該当しないため、裁量的開示の対象とならない。

保有個人情報の存否に関する情報

（個人情報の保護に関する法律）
第八十一条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

趣　旨

開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが可能である。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解　釈

1　「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、児童虐待を受けた児童が、児童相談所で虐待の事実について述べた記録を、虐待した親が法定代理人として開示請求した場合、開示決定又は不開示決定を行うことで、当該児童が児童相談所に虐待の事実を述べたか否かが判明することとなる場合をいう。

2　「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせずに拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運　用

◆　運用上の注意点

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

開示請求に対する決定等

（個人情報の保護に関する法律）
第八十二条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
２　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（行政手続法）
第八条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
２　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（行政不服審査法）
第八十二条　行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
２　行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
３　前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（行政事件訴訟法）
第四十六条　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
一　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
二　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

　三　法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
2　行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
3　行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
　一　当該訴訟の被告とすべき者
　二　当該訴訟の出訴期間

趣　旨

　開示決定等は、行政手続法（平成5年法律第 88 号）に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、法第 82 条及び行政手続法第8条の規定に基づき処分の内容を書面で示す必要がある。

　また、区の機関は、開示決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

運　用

◆　**開示請求に対する決定等の書面通知及び理由付記**

開示請求に対する決定等の通知は、速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は 291～299 頁参照）。

また、開示請求の対象となる情報に不開示とする箇所がある場合又は当該情報を管理していない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、法第 78 条第１項各号**

に規定する不開示情報のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

なお、不開示情報に該当するか否かの立証責任は、区の機関の側にあるため、過去の決定を漫然と採用することは許されず、不開示とする理由があるか否かを判断しなければならない。

◆ **開示請求に対する決定等の区分**

開示請求に対する決定等の区分は、次の３種類をいう。

１　開示

開示請求に係る情報の全てが不開示情報に該当しない場合

２　一部開示

開示請求に係る情報の一部が不開示情報に該当し、かつ、部分開示が可能な場合

３　不開示（不存在及び存否応答拒否を含む）

開示請求に係る情報の全てが不開示情報に該当する場合、情報の一部が不開示情報に該当し部分開示が不可能な場合、情報が存在しない場合又は情報の存否自体を明らかにしない場合

≪参考Ｑ&Ａ≫

Ｑ　１通の開示請求書で、複数の行政文書について開示請求が行われた場合において、そのうちの一部の行政文書の特定が不十分なため、形式上の不備があるものとして法第77条第３項の規定による補正を求めた場合はどのように対応すべきか。

Ａ　行政機関の長等に対して、１通の開示請求書により１件とみなされる複数の行政文書等（一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書等もしくは相互に密接な関連を有する複数の行政文書等）に記録された保有個人情報について開示請求が行われ、当該複数の保有個人情報について開示決定等を行った場合は、基本的には、当該複数の開示決定等は１通の通知書により行います（開示決定と不開示決定とがある場合はそれぞれ１通の通知書により行います。）。ただし、各保有個人情報について、その量や開示・不開示の審査の難易度が異なるとの事情により、開示決定等の期限が異なるような場合には、審査が終了し開示決定等をしたものから順次通知することも可能です。

１通の開示請求書により、複数の行政文書について開示請求がなされており、請求内容の判読が困難な項目等が混在している場合であっても、請求に係る保有個人情報が特定されたものについては、開示決定等を行う必要があります。他方、特定されないものについては、相当の期間を定めて補正を求めた上で、当該期間内に補正がなされない場合には、形式上の不備として不開示決定を行うことが考えられます。

開示請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）

（個人情報の保護に関する法律）
第八十三条　開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 11 条　開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

趣　旨

区の機関は、原則として開示請求があった日から 14 日以内（法第 83 条第 1 項では「30 日以内」と規定しているが、条例第 11 条第 1 項にて「14 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に、開示請求について一部もしくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、請求者に対して、開示する場合にはその旨、開示する保有個人情報の利用目的及び政令第 24 条第 1 項（465 頁参照）で定める事項を、また、開示しない場合にはその旨を、それぞれ書面により通知しなければならない。ただし、開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、30 日を限度として、延長することができる。

開示請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）

（個人情報の保護に関する法律）
第八十四条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　この条の規定を適用する旨及びその理由
二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 12 条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第 1 項に規定する期間（同条第 2 項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（１）　この条の規定を適用する旨及びその理由
（２）　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

趣　旨

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内（法第 84 条では「60 日以内」と規定しているが、条例第 12 条にて「44 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

≪決定するまでの期間（イメージ図）≫

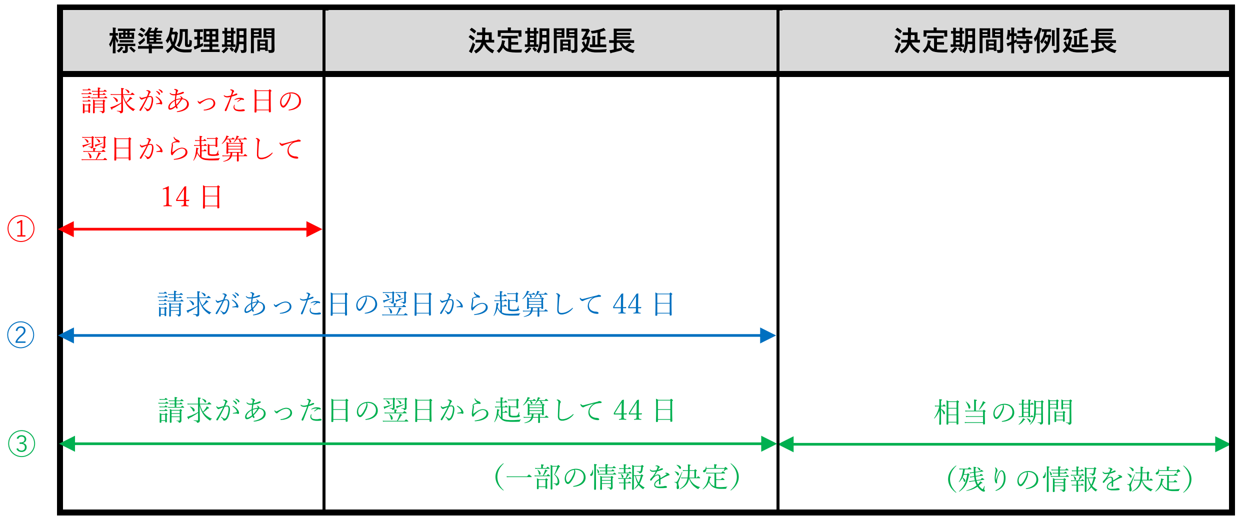

◆　原則として、請求があった日の翌日から起算して14日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①

◆　標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 44 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②

◆　請求があった日の翌日から起算して44日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

事案の移送

（個人情報の保護に関する法律）

第八十五条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、開示請求に係る保有個人情報が、当該区の機関以外の行政機関の長等から提供されたものであるとき又は他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。移送をした行政機関の長等は、請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について開示決定等をしなければならず、移送をした区の機関が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされる。

また、移送を受けた行政機関の長等が開示決定をしたときは、移送をした区の機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

なお、請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要である。

≪参考Q&A≫

Q　開示請求について、事案の移送が行われた場合、手数料の取扱いはどうなるのか。

A　開示請求者は移送元に対して開示請求をしているところ、事案の移送の実施については義務ではなく、移送を行うか否かは、移送元が、移送先等の関係行政機関の長等と協議をした上で、開示請求者の意向によらず決定されます。この点、開示請求者は開示請求の手続実施時に確認した内容に基づき手数料を支払うことを想定していると考えられることから、移送元の手数料規定※に従うべきであると考えられます。

なお、当該手数料を移送元と移送先のいずれが収納するかについては、個々の事案によるものと考えられますので、移送元と移送先において適切に協議する必要があります。

※　区の手数料規定は、新条例第10条第１項（228頁参照）。

第三者に対する意見提出の機会の付与（任意的意見聴取）

（個人情報の保護に関する法律）
第八十六条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

趣　旨

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等（区の機関）は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容及び政令第 25 条第 2 号（465 頁参照）で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、反対の意見を提出する場合、反対する理由について根拠を示して記載する等、できる限り区の機関の開示、不開示等の判断に資するような情報の提供が望まれる。

第三者に対する意見提出の機会の付与（必要的意見聴取）

（個人情報の保護に関する法律）
第八十六条
２　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
一　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

趣　旨

開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合や、裁量的開示（207頁参照）により開示しようとする場合は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

なお、意見書提出においては、できる限り行政機関等の開示、不開示等の判断に資するような情報の提供が望まれることは、任意的意見聴取（219頁参照）と同様である。

第三者に対する意見提出の機会の付与（反対意見書を提出した場合の手続）

（個人情報の保護に関する法律）
第八十六条
３　行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならず、開示決定後直ちに当該第三者に対して開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

なお、個別の事案に応じ、２週間を超える期間を置く場合においては、請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と請求者の利益との比較衡量が必要である。

開示の実施

（個人情報の保護に関する法律）
第二十六条
２　第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があった場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。
第八十七条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
２　行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
３　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
４　前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）
第 15 条　保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。
（１）　文書又は図画（次号に該当するものを除く。）　当該文書又は図画（法第 87 条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第１号に規定するもの）
（２）　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格Ａ列２番（以下「Ａ２判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又は日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの
２　保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合における当該文書又は図画の写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
（１）　文書又は図画（次号に該当するものを除く。）　当該文書又は図画を複写機によりＡ２判以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの又はＡ３判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの
（２）　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムをＡ２判以下の大きさの用紙に白黒で印刷したもの又はＡ３判以下の大きさの用紙にカラーで印刷したもの

3　保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における法第 87 条第１項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
（１）　録音テープ　当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
（２）　ビデオテープ　当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴
（３）　電磁的記録（前２号に該当するものを除く。）　次に掲げる方法であって、区の機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの
ア　当該電磁的記録をＡ２判以下の大きさの用紙に白黒で出力したもの又はＡ３判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの閲覧又は交付
イ　当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
ウ　当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606 及びＸ6281 又はＸ6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付（当該電磁的記録に記録された保有個人情報に法第 78 条第１項に規定する不開示情報が含まれている場合を除く。）

趣　旨

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている形態に応じて、規則第 15 条に規定する方法により行わなければならない。

また、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から原則として 30 日以内に、政令で定めるところにより、当該開示決定をした区の機関に対し、求める開示の実施方法その他の政令第 26 条第３項（466 頁参照）で定める事項を申し出なければならない。

なお、請求者の希望する方法により開示を実施することができる場合には、請求者は、開示請求書により申し出た当該方法を変更しないのであれば、改めて開示の実施方法を申し出る必要はない。

◆　**区の機関が管理している情報の形態ごとの公開方法の一覧**

情報の形態	公開の方法
文書又は図画	・原本の閲覧 ・写しの交付※
マイクロフィルム	・視聴 ・写しの交付※
電磁的記録 （録音テープ及びビデオテープを除く）	・印刷物として出力したものの閲覧又は交付 ・電磁的記録の視聴又は光ディスク等に複写したものの交付 （ただし、不開示情報が含まれていない場合に限る）
録音テープ又はビデオテープ	・聴取又は視聴

※　「写しの交付」とは、印刷物として出力したものを交付することをいい、光ディスク等電子記録媒体に複写したものを交付することは含まない。

運　用

◆　**合理的配慮**※

職員は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の規定に基づき、障害のある方の求めに応じ、合理的配慮を行うものとする。例えば、目の不自由な方に対し、請求対象情報を交付する場合、窓口にて記載内容の読み上げを行う等、適切な対応を行う必要がある。

※　合理的配慮とは、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が過重でない範囲で対応することをいう。

≪参考Q&A≫

Q　閲覧による開示の実施を行う場合において、開示請求者からその保有個人情報について、開示請求者が持参したカメラにより撮影したいとの求めがあった場合、カメラによる撮影を認めることは許容されるか。

A　文書又は図画の閲覧又は写しの交付の具体的な方法については、法令等において特段の定めはないため、行政機関の長等において、保有個人情報が記録されている文書又は図画の種類等に応じてその方法を定めた上で適切な方法により実施することとなります。
なお、閲覧による開示の実施に際して、開示の実施を受けようとする者が持参したカメラでの撮影等を行うことについては、法上可能であると考えられるところ、開示の実施を受けようとする者から申出があった場合には、区の機関において、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障等を考慮し、適切に対応することが望ましいと考えられます。

Q　開示請求者が保有個人情報の開示の実施の日時に連絡なしに来庁しない等、開示請求者の都合により開示の実施を行うことができなかった場合、当該開示請求について、どのように取り扱うべきか。

A　開示決定を受けた者は、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならず、当該申出は原則として開示決定の通知があった日から 30 日以内にすることとされています。そして、当該期間中に開示の実施の方法等の申出がない場合には、正当な理由がない限り開示の実施を受けることはできず、開示の実施を受けるためには改めて開示請求を行う必要があります。
なお、開示決定は、適切に行われた開示請求の下、既に瑕疵なく成立した行政処分であり、当該行政処分の通知後にその元となった請求を取り下げることはできません。よって、このような場合に、開示請求について取下げがあったものとみなす、あるいは職権で開示請求を取り消して手続を打ち切ることは許容されません。

≪参考 Q&A≫

Q　代理人による開示請求があった場合において、本人が死亡した場合であっても開示の実施を行うことは可能か。

A　法第 76 条第２項の規定により、代理人による開示請求が認められているところ、当該代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等へ届け出なければならず（政令第22 条第４項）、この届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなされます（政令第 22 条第５項）。これは、代理人による請求を前提として行われている開示請求手続を終了させるものであり、また、代理権を有しない者に開示することにより、本人の権利利益を害する事態が発生しないように、開示請求が取り下げられることとされているものです。

法に基づく開示請求における代理権は、本人が死亡した場合には消滅すると考えられるため、当該場合において、代理人に対し開示の実施を行うことは適切ではありません。この場合、当該代理人へ政令第 22 条第４項による届出を促す等の対応が考えられます。なお、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれが懸念される場合には、その資格の有無を確認する必要もあります。

Q　任意代理人が行った開示請求について、開示の実施を任意代理人ではなく本人に対して行うことは可能か。

A　本人の意思を確認した上で、開示の実施を任意代理人ではなく本人に対して行うことは妨げられません。

他の法令による開示の実施との調整

（個人情報の保護に関する法律）

第八十八条　行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

趣　旨

他の法令において請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定があり、その開示の方法が法第 87 条第１項本文に規定する開示の方法と同一の内容である場合には、法に基づく方法による開示を重ねて認める必要がないことから、当該他の法令で認められた同一の方法による限度で、法による開示を行わないこととしている。

例えば、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付等、他の法令において情報の開示ができる制度が設けられている場合には、開示請求の対象とはならない。ただし、仮に情報を閲覧できる制度が設けられていたとしても、写しの交付を行う制度が整備されていない場合には、「同一の方法」とはいえないため、開示請求の対象となる。

手数料

（個人情報の保護に関する法律）
第八十九条
２　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

（個人情報の保護に関する法律施行令）
第二十八条
４　地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 10 条　法第 89 条第２項の手数料は、無料とする。
２　保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）
第 17 条　条例第 10 条第２項の保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、別表のとおりとする。
第 18 条　令第 28 条第４項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で予納する方法その他区長が別に定める方法とする。

趣　旨

法第 89 条第２項では、「開示請求をする者は、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない」と規定しているが、杉並区では条例第 10 条第１項のとおり、手数料を無料としている。ただし、保有個人情報の写しの交付等に要する費用及び写しの送付に要する費用は、請求者の負担とする。

≪情報の写しの交付等に要する費用（郵送等に係る費用を除く）≫

開示の方法	記録媒体の種別	金額
写しの交付等	文書、図画及び写真	単色刷りＡ３判以下のもの　１枚につき10円 単色刷りＡ３判を超えＡ２判以下のもの及び多色刷りＡ３判以下のもの　１枚につき50円
	フィルム	
	光ディスク	１枚につき400円

運　用

◆　費用の徴収

写しの交付等に要する費用は、情報管理課情報公開係で徴収する。

４－４　保有個人情報訂正請求制度

訂正請求の主体

（個人情報の保護に関する法律）
第九十条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
二　開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）
第 19 条
3　区の機関は、法第 90 条第 2 項の規定による代理人による訂正請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該訂正請求についての意思を確認するための書面（第 14 号様式）の提出を求めることができる。

趣　旨

区民のみならず外国人も含む全ての自然人は、**自己を本人とする保有個人情報**の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。また、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求が認められている。

なお、規則第 19 条第 3 項の規定により、**未成年者の法定代理人**又は**本人の委任による代理人**からの訂正請求があった場合、当該未成年者又は当該本人に、**訂正請求を行う意思があるか確認するため、書面の提出を求めることができる。**

解　釈

「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含むものをいう。

訂正請求の対象となる情報

（個人情報の保護に関する法律）
第九十条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
二　開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
第百二十四条　第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 17 条　訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第 3 項、第 91 条第 1 項第 2 号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項第 2 号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣　旨

訂正請求の対象となる情報は、自己を本人とする保有個人情報（法第 90 条第 1 項ただし書一では「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」と規定しているが、条例第 17 条第 1 項にて「開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる」と規定しているため、条例の規定が優先される。また、法第 90 条第 3 項では「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない」と規定しているが、条例第 17 条第 1 項にて「法第 90 条第 3 項～の規定は、適用しない」と規定しているため、同様に条例の規定が優先される。）である。ただし、自己を本人とする保有個人情報であっても、**刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**については、訂正請求の適用除外とされている。

　また、死者に関する情報については、**当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合**に限り、当該生存する個人にとって、自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による訂正請求の対象となる。

訂正請求の手続（訂正請求書）

（個人情報の保護に関する法律）
第九十一条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
一　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
二　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
三　訂正請求の趣旨及び理由
３　行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
第九十三条
２　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 17 条　訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第３項、第 91 条第１項第２号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第３項及び第 99 条第１項第２号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣　旨

訂正請求は、訂正請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、法第91条第１項に規定する事項を書面に記載しなければならない。これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な訂正請求となり、法第93条第２項の規定による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第91条第３項の規定に基づき補正を求めることとなる。ただし、条例第17条第１項にて「法第91条第１項第２号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）～の規定は、適用しない」と規定しているため、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日が記載されていなかったとしても、訂正請求の要件を満たしているものとする。

運　用

◆　**訂正請求に係る保有個人情報の特定**

訂正請求書の記載が、情報の特定が可能なほど具体的でない場合や、単に「〇〇を訂正せよ。」、「〇〇を削除せよ。」となっているような場合には、当該記載から**請求者が求める保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのか明確でないことから、**原則、**訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。**このため、区の機関は、**請求者に対して十分な情報提供を行った上で、補正を求めることになる。**

なお、請求者が補正の求めに応じない場合には、不訂正決定を行うことになる。

≪参考Q&A≫

Q　訂正請求を行う者に対して、当該請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示を求めることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A　法第90条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとしているところ、請求者が訂正請求に係る保有個人情報の内容を事実でないと考える根拠を示すことを超えて、当該請求の内容が事実に合致することを証明する資料を提出又は提示しなければならないこととすることは、当該請求者に対して一方的に当該請求の内容が事実に合致することの立証責任を課すこととなり、例えば、当該資料を行政機関等のみが保有している場合などにおいて、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであると考えられます。そのため、訂正請求を行う者に対して、当該資料の提出又は提示を求めることはできません。また、法第108条は、訂正の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしていますが、訂正請求を行う者に対して、当該請求の内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示を求めることは、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであるため、訂正の手続に関する事項であるとはいえず、これを認める法施行条例の規定を設けることはできません。

なお、一般に、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、当該行政機関の長等に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があります。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても当該請求に係る保有個人情報の内容が「事実でない」とは認められない場合には、法第92条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することとなります。

訂正請求の手続（本人確認）

（個人情報の保護に関する法律）
第九十一条
２　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

趣　旨

訂正請求をする者は、訂正請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、請求者が本人であること（代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。本人確認に当たっては、原則として、訂正請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であって、当該請求者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならず、代理人が訂正請求を行う場合には、当該代理人は当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない（168～170頁参照）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、訂正請求の時点でその資格を有していれば足り、訂正請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を区の機関に届け出る必要はない。他方で、訂正請求後、訂正することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、区の機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

訂正義務

（個人情報の保護に関する法律）
第九十二条　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（行政手続法）
第五条　行政庁は、審査基準を定めるものとする。
２　行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
３　行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。訂正請求に理由があるか否かの判断は、審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う必要がある。

また、訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、同法第５条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページ等において公表する必要がある。

保有個人情報の存否に関する情報

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 17 条
２　前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

趣　旨

訂正請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで訂正請求を拒否することが可能である。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解　釈

「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせずに拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運　用

◆　**運用上の注意点**

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

訂正請求に対する決定等

（個人情報の保護に関する法律）
第九十三条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（行政手続法）
第八条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
２　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（行政不服審査法）
第八十二条　行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
２　行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
３　前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（行政事件訴訟法）
第四十六条　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
一　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
二　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
三　法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
２　行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することがで

きる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3　行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該訴訟の被告とすべき者

二　当該訴訟の出訴期間

趣　旨

訂正決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、法第 93 条及び行政手続法第 8 条の規定に基づき処分の内容を書面で示す必要がある。

また、区の機関は、訂正決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

運　用

◆　**訂正請求に対する決定等の書面通知及び理由付記**

訂正請求に対する決定等の通知は、速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は 317～327 頁参照）。

また、訂正請求に係る情報に不訂正とする箇所がある場合、当該情報を管理していない場合又は当該情報の存否を明らかにしない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、どのような理由で不訂正と判断されたかを了知し得るものでなければならない。**

◆　訂正請求に対する決定等の区分

訂正請求に対する決定等の区分は、次の３種類をいう。

1　訂正

訂正請求に係る情報の全てに訂正する理由があると認められる場合

2　一部訂正

訂正請求に係る情報の一部は訂正する理由があると認められるが、残りの部分は訂正する理由があると認められない場合

3　不訂正

訂正請求に係る情報の全てに訂正する理由があると認められない場合、情報が存在しない場合又は情報の存否自体を明らかにしない場合

訂正請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）

（個人情報の保護に関する法律）
第九十四条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 13 条　訂正決定等は、訂正請求があった日から 20 日以内にしなければならない。ただし、法第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

趣　旨

区の機関は、原則として訂正請求があった日から 20 日以内（法第 94 条第 1 項では「30 日以内」と規定しているが、条例第 13 条第 1 項にて「20 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる。

訂正請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）

（個人情報の保護に関する法律）
第九十五条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　この条の規定を適用する旨及びその理由
二　訂正決定等をする期限

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 14 条　区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第 1 項に規定する期間（同条第 2 項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（1）　この条の規定を適用する旨及びその理由
（2）　訂正決定等をする期限

趣　旨

訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から相当の期間内（条例第 13 条第 1 項の規定のみを適用している場合は「20 日以内」、条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用している場合は「50 日以内」のことを指す。）に全ての訂正決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。

≪決定するまでの期間（イメージ図）≫

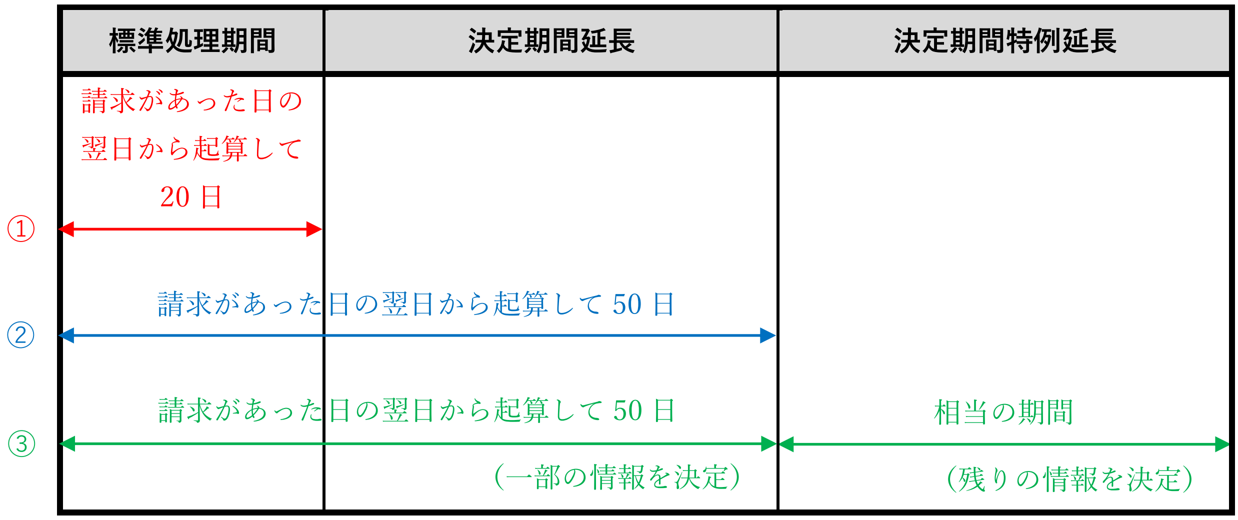

◆　原則として、請求があった日の翌日から起算して 20 日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①

◆　標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 50 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②

◆　請求があった日の翌日から起算して 50 日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

事案の移送

（個人情報の保護に関する法律）
第九十六条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、訂正請求に係る保有個人情報が、法第 85 条第３項の規定により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされたものであるとき、その他、他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。移送をした行政機関の長等は、請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について訂正決定等をしなければならず、移送をした区の機関が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされる。

また、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定をしたときは、移送をした区の機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

なお、請求者との関係において、訂正決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は適当ではなく、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない点に留意が必要である。

保有個人情報の提供先への通知

（個人情報の保護に関する法律）
第九十七条　行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

４－４　保有個人情報訂正請求制度

４－５　保有個人情報利用停止請求制度

利用停止請求の主体

（個人情報の保護に関する法律）
第九十八条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一　第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去
二　第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止
２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

（杉並区個人情報の保護に関する規則）
第 21 条
３　区の機関は、法第 98 条第２項の規定による代理人による利用停止請求があったときは、必要に応じ、当該本人に当該利用停止請求についての意思を確認するための書面（第 22 号様式）の提出を求めることができる。

趣　旨

区民のみならず、外国人も含む全ての自然人は、**自己を本人とする保有個人情報**が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法もしくは不当な行為を助長し、もしくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、もしくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用停止の請求を行うことができる。また、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求が認められている。

なお、規則第 21 条第３項の規定により、**未成年者の法定代理人**又は**本人の委任による代理人**からの利用停止請求があった場合、当該未成年者又は当該本人に、**利用停止請求を行う意思があるか確認するため、書面の提出を求めることができる。**

解　釈

「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含むものをいう。

利用停止請求の対象となる情報

（個人情報の保護に関する法律）

第九十八条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一　第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二　第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

第百二十四条　第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 17 条　訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第３項、第 91 条第１項第２号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第３項及び第 99 条第１項第２号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣　旨

利用停止請求の対象となる情報は、自己を本人とする保有個人情報（法第 98 条第１項ただし書一では「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」と規定しているが、条例第 17 条第１項にて「開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる」と規定しているため、条例の規定が優先される。また、法第 90 条第３項では「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない」と規定しているが、条例第 17 条第１項にて「法第 90 条第３項～の規定は、適用しない」と規定しているため、同様に条例の規定が優先される。）である。ただし、自己を本人とする保有個人情報で

あっても、**刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報**については、利用停止請求の適用除外とされている。

　また、死者に関する情報については、**当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合**に限り、当該生存する個人にとって、自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による利用停止請求の対象となる。

利用停止請求の手続（利用停止請求書）

（個人情報の保護に関する法律）

第九十九条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一　利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三　利用停止請求の趣旨及び理由

３　行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第百一条

２　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）

第 17 条　訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第 90 条第３項、第 91 条第１項第２号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第 98 条第３項及び第 99 条第１項第２号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

趣　旨

利用停止請求は、利用停止請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、法第99条第１項に規定する事項を書面に記載しなければならない。これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止請求となり法第101条第２項の規定による利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第99条第３項の規定に基づき補正を求めることとなる。ただし、条例第17条第１項にて「第98条第３項及び第99条第１項第２号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない」と規定しているため、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日が記載されていなかったとしても、利用停止請求の要件を満たしているものとする。

運　用

◆ **利用停止請求に係る保有個人情報の特定**

利用停止請求書の記載が、情報の特定が可能なほど具体的でない場合や、単に「〇〇の利用を停止せよ。」、「〇〇を消去せよ。」となっているような場合には、当該記載から**請求者が求める保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の利用の停止、消去又は提供の停止を求めるのか明確でないことから、**原則、**利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。**このため、区の機関は、**請求者に対して十分な情報提供を行った上で、補正を求めることになる。**

なお、請求者が補正の求めに応じない場合には、不利用停止決定を行うことになる。

利用停止請求の手続（本人確認）

（個人情報の保護に関する法律）
第九十九条
２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

趣　旨

請求者は、利用停止請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、請求者が本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。本人確認に当たっては、原則として、利用停止請求書に記載されている請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている一定の書類であって、当該請求者が本人であることを確認するに足りる書類等を提示し、又は提出しなければならず、代理人が利用停止請求を行う場合には、当該代理人は当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない（168～170頁参照）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、利用停止請求の時点でその資格を有していれば足り、利用停止請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を区の機関に届け出る必要はない。他方で、利用停止請求後、利用停止することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、区の機関は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

利用停止義務

（個人情報の保護に関する法律）
第百条　行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

趣　旨

行政機関の長等（区の機関）は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。利用停止請求に理由があるか否かの判断は、審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う必要がある。

また、利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、同法第５条の規定に基づき、審査基準を策定し、ホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある。

なお、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、区の機関は利用停止をする義務を負わない。

保有個人情報の存否に関する情報

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第17条
２　前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

趣　旨

利用停止請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで利用停止請求を拒否することが可能である。

本条の規定は、あくまでも例外的な規定であり、慎重な判断に基づき限定的に用いられるべきものである。

解　釈

「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否する」とは、請求対象情報が実際に存在するか否かを明らかにせずに拒否する、いわゆる存否応答拒否処分のことをいう。

運　用

◆　**運用上の注意点**

仮に、情報が存在したときに存否応答拒否処分とすべき請求内容であれば、請求対象情報が存在しない場合であっても、安易に不存在として決定するのではなく、存否応答拒否処分として対応する必要がある。なぜなら、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合に存否応答拒否処分としたのでは、請求者に、当該情報の存在を推察させることとなるからである。

利用停止請求に対する決定等

（個人情報の保護に関する法律）

第百一条　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（行政手続法）

第八条　行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

２　前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（行政不服審査法）

第八十二条　行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

２　行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

３　前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（行政事件訴訟法）

第四十六条　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三　法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

２　行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することがで

きる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
3　行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
一　当該訴訟の被告とすべき者
二　当該訴訟の出訴期間

趣　旨

利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、区の機関は、法第 101 条及び行政手続法第 8 条の規定に基づき処分の内容を書面で示す必要がある。

また、区の機関は、訂正決定等において、行服法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。

運　用

◆　利用停止請求に対する決定等の書面通知及び理由付記

利用停止請求に対する決定等の通知は、速やかに行わなければならない。通知は書面で行い、原則として郵送で請求者へ通知する（様式は 333～339 頁参照）。

また、利用停止請求に係る情報に不利用停止とする箇所がある場合、当該情報を管理していない場合又は当該情報の存否を明らかにしない場合は、通知にその理由を記載する必要がある。**この理由付記は、請求者が、どのような理由で不利用停止と判断されたかを了知し得るものでなければならない。**

◆ 利用停止請求に対する決定等の区分

利用停止請求に対する決定等の区分は、次の３種類をいう。

1　利用停止

利用停止請求に係る情報の全てに利用停止する理由があると認められる場合

2　一部利用停止

利用停止請求に係る情報の一部は利用停止する理由があると認められるが、残りの部分は利用停止する理由があると認められない場合

3　不利用停止

利用停止請求に係る情報の全てに利用停止する理由があると認められない場合、情報が存在しない場合又は情報の存否自体を明らかにしない場合

利用停止請求に対する決定等の期限（標準処理期間、決定期間延長）

（個人情報の保護に関する法律）
第百二条　前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 15 条　利用停止決定等は、利用停止請求があった日から 20 日以内にしなければならない。ただし、法第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

趣　旨

区の機関は、原則として利用停止請求があった日から 20 日以内（法第 102 条第 1 項では「30 日以内」と規定しているが、条例第 15 条第 1 項にて「20 日以内」と規定しているため、条例の規定が優先される。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる。

利用停止請求に対する決定等の期限（決定期間特例延長）

（個人情報の保護に関する法律）
第百三条　行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　この条の規定を適用する旨及びその理由
二　利用停止決定等をする期限

（杉並区個人情報の保護に関する条例）
第 16 条　区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第１項に規定する期間（同条第２項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（１）　この条の規定を適用する旨及びその理由
（２）　利用停止決定等をする期限

趣　旨

利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があった日から相当の期間内（条例第 15 条第１項の規定のみを適用している場合は「20 日以内」、条例第 15 条第１項及び第２項の規定を適用している場合は「50 日以内」のことを指す。）に全ての利用停止決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

≪決定するまでの期間（イメージ図）≫

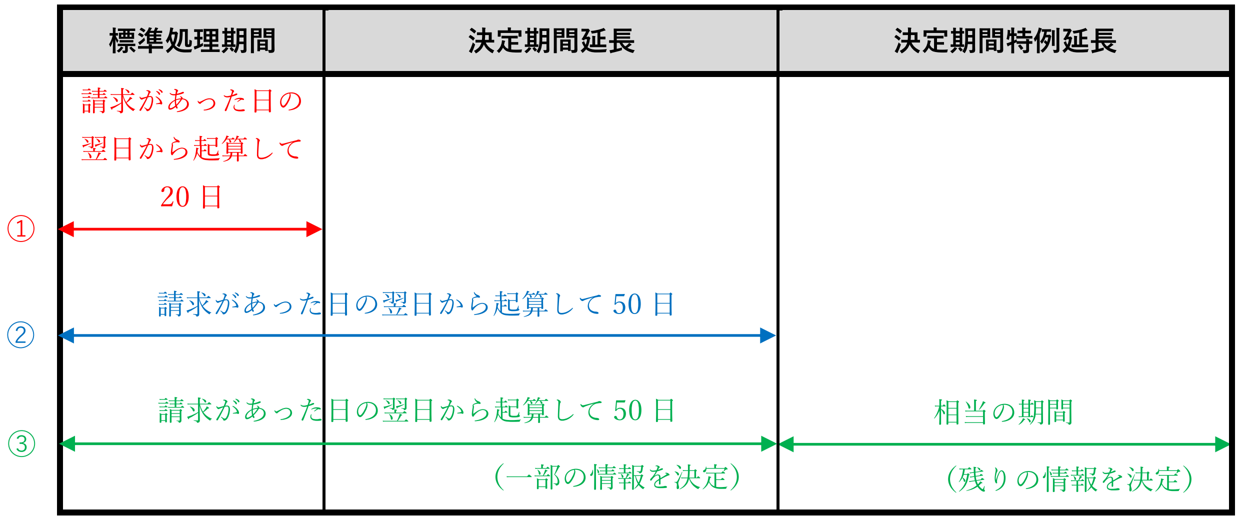

- ◆ 原則として、請求があった日の翌日から起算して 20 日以内（標準処理期間）に決定を行う。…①
- ◆ 標準処理期間に決定できない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して 50 日を限度として、決定期間を延長することができる。…②
- ◆ 請求があった日の翌日から起算して 50 日を経過しても、なお、全ての情報を決定できないときは、一部の情報を先に決定し、残りの情報を決定するまでの相当の期間を定めて、特例的に決定期間を延長することができる。…③

４ － ６　審査請求制度

区の機関に対する審査請求制度

（個人情報の保護に関する法律）
第百六条　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
２　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

趣　旨

１　法第 106 条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為について、行服法に基づく審査請求があった場合の、審理員による審理手続は実施しないことを定めたものである。

地方公共団体の機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、行服法における審理員による審理手続等に関する規定（同法第９条第１項から第３項まで（審理員）、第 17 条（審理員となるべき者の名簿）、第 40 条（審理員による執行停止の意見書の提出）、第 42 条（審理員意見書）、第２章第４節（行政不服審査会等への諮問）及び第 50 条第２項の規定（行政不服審査会等への諮問を要しない場合の審理員意見書の添付））は、適用しないこととされている（法第 106 条第１項）。

また、行服法において審理員が行うこととされているもののうち、適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求について必要なものは読み替えることとしている（同条第２項。読み替えに係る適用表は 423～425 頁参照。）。

なお、条例の定めにより審査庁における審理手続自体を不要とすることは、法第 106 条の規定に反することとなる（法第 108 条）。

2　開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、処分行政庁（処分庁等に上級行政庁がない場合。行服法第４条第１号）に対して、審査請求をすることができる（行服法第２条）。

情報公開・個人情報保護審査会への諮問

（個人情報の保護に関する法律）

第百五条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合

二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

２　前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）

二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

３　前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

趣　旨

法第105条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為について、行服法に基づく審査請求があった場合の審査会への諮問の手続及び審査庁が審査会に諮問した場合、その旨を審査請求人等の関係者に通知することを審査庁に義務付けたものである。

４－６　審査請求制度

◆　**審査会への諮問について**（法第 105 条第１項）

審査請求を受けた行政機関の長等は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求について、次のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない（審査会の概要については 27 頁参照）。

○　審査請求が不適法であり、却下する場合（同項第１号）

○　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）（同項第２号）

○　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合（同項第３号）

○　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合（同項第４号）

◆　**諮問通知について**（法第 105 条第２項）

諮問をした行政機関の長等は、次の者に諮問をした旨を通知しなければならない。

○　審査請求人及び参加人（同項第１号）

○　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（同項第２号）

○　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（同項第３号）

◆　**地方公共団体への準用について**（法第 105 条第３項）

本項の規定により、前２項（法第 105 条第１項及び同第２項）の規定が地方公共団体の機関に適用されることとなる。

地方公共団体の機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為に係る審査請求について、法第 105 条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、行服法第 81 条第１項又は第２項の機関（杉並区においては審査会）に対して諮問する。

解　釈

1　「審査請求が不適法であり、却下する場合」（法第 105 条第１項第１号）の意味

審査請求が不適法であり却下する場合とは、次の事例が考えられる。

① **開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求が審査請求期間の経過後にされ、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。**

② **審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。**

③ **存在しない処分についての審査請求であるとき。**

④ **審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないとき**（行服法第 23 条、第 24 条参照）**。**

2　「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」（法第 105 条第１項第２号）の意味

① 審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。

② 「審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、請求者が、審査請求の対象とした保有個人情報の全部を開示することを意味する。

そのため、請求者が、対象情報の不開示部分の全てに対し審査請求を行っている場合は、対象情報の全部を開示することを意味するが、不開示とされた対象情報のうち一部についてのみ審査請求を行っている場合には、当該部分の全てについて開示することとする場合を意味するため、審査請求において、開示すべき不開示部分として言及がない被覆箇所についてまで、開示することを意味するものではない。

③ 「当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」とは、法第86条の規定により、第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、対象情報の開示について当該第三者から反対の意思を表示した意見書が提出されている場合には、情報を開示することが当該第三者の利益を害するおそれがあることから審査会の答申を踏まえることが適当であり、

例外として諮問しなければならないこととしている。

3　「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合」（法第105条第１項第３号）の意味

①　審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。

②　本号においては、「反対意見書が提出されている場合を除く」という規定は設けられていない。

4　「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合」（法第105条第１項第４号）の意味

①　審査請求人の主張を全面的に認める事例であり、諮問義務の例外としている。

②　本号においては、「反対意見書が提出されている場合を除く」という規定は設けられていない。

5　法第105条第２項第１号における「参加人」とは、行服法第13条の規定により、申請に基づき又は職権で審査請求に係る手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。

6　法第105条第２項第２号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定であり、「請求者」とは、保有個人情報開示等請求を行った請求者のことをいう。保有個人情報開示等請求に係る審査請求は、請求者が当該決定の取消しを求めて提起するものが多いが、請求者への開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等により、自己の利益が害される第三者が当該決定の取消しを求めることもある。この場合、審査請求人である第三者には、法第105条第２項第１号の規定により諮問をした旨が通知され、保有個人情報開示等請求を行った請求者には、法第105条第２項第２号の規定により諮問をした旨の通知がされる。

なお、請求者が審査請求を行い、又は審査請求に参加していれば、法第105条第２項第１号で通知される。

７　法第105条第２項第３号の規定は、法第86条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。本規定は、保有個人情報開示請求を行った請求者が、区の機関による、第三者の反対意見書に基づく不開示決定又は部分開示決定（第三者が反対意見書で反対の意思を示した部分を不開示とした決定）を受け、その取消しを求める審査請求をした場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである当該第三者（反対意見書を提出した当該第三者）に参加人として参加する機会を与えるためのものである。

運　用

◆　審査会への諮問及び審査会の審議を経た裁決について

１　請求者が区の機関の開示決定等に不服がある場合、当該決定について審議するための公正な機関（第三者による審査機関）が確立されている必要がある。そこで、公平で客観的かつ統一的な判断を行うため、区長の附属機関として、審査会を設置している。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報開示等請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査庁は、法第 105 条第 1 項各号に該当するとき以外は審査会に諮問しなければならない。

２　審査庁は、不服審査における公正性を担保するため、学識経験者等により構成される公平な第三者機関である審査会に諮問をし、当該審査会の審議を経て、審査請求の裁決をしなければならない。

３　審査請求に対する裁決は、対象情報の開示等を求める区民の権利を保障する観点から、応答処分を迅速に行うことが必要である。

そのため、行服法において、審査請求が簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図る趣旨の制度である観点から、審理期間の目安として**標準審理期間**を定めるよう努めることが規定されている。

杉並区において、法の規定による処分に係る**標準審理期間は、審査請求書が到達してから４カ月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。**

①　審査請求に不備がある場合の補正に要する期間（審査請求書の記載項目が不足している場合の補正に要する期間等）

②　審査庁となるべき行政庁の責めに属さない事項によって審理に要する期間（審査請求人が反論書を作成している期間や、審査請求人又は参加人からの申出による口頭意見陳述の実施に要する期間等）

③　審査会における審議及び手続に要する期間（審査会への諮問後、答申に至るまでの期間等）

なお、標準審理期間とは、通常要すべき標準的な審理期間の目安として定められているものであり、実際の審理期間は審査請求の内容等により変動する可能性があることに留意が必要である。

4　審査庁から審査会への諮問の通知は、審査請求人、参加人又は反対意見書を提出した第三者にとって、審査会への意見陳述、意見書又は資料の提出がはじめて可能となる契機である。したがって、審査請求人等にとっては、いつ諮問が行われたかを知ることは重要である。また、諮問の通知を義務付けることによって、当該事案が諮問されないまま留め置かれることを防止する効果もある。そこで、審査庁に対し、審査会に諮問した場合は、審査請求人等にその旨を通知することを義務付けたものである。

5　本条により通知すべき対象者は、法第 105 条第２項第１号から第３号までに掲げるものであるが、このうち本条第１号の審査請求人には、保有個人情報開示等請求を行った請求者本人のほか、請求者への開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、自己の利益が害される利害関係にあることから審査請求をした第三者が含まれる。

第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

（個人情報の保護に関する法律）
第百七条　第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
一　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
二　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
２　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

趣　旨

１　法第 107 条第１項第１号は、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合である。処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害されたものが行うことができるものと解されており、不開示決定等を受けた請求者に限らず、開示される対象情報に含まれている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。

２　法第 107 条第１項第２号は、審査請求を受けた審査庁が、対象情報の不開示決定又は部分開示決定に対して、審査請求に参加している第三者の意に反して開示する旨の裁決をする場合である。
第三者が参加人として、審査請求に係る手続において、審査庁又は審査会に対し、対象情報の開示に反対の旨の口頭意見陳述や意見書の提出等を行っている場合に適用される。
したがって、原処分（審査請求対象となっている保有個人情報開示請求に対する処分）を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、当該第三者が参加人として審査請求に係る手続に参加していないときは、本条の適用はない。

運　用

1　第三者が審査請求を行う場合、行服法は処分の執行停止の原則を採用していないので（行服法第 25 条参照）、当該第三者は、審査請求と同時に開示決定等の執行停止の申立てをする必要が生じる。この場合において、審査庁は、執行停止が必要と判断した場合、開示決定等の執行停止を行う。

2　第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決がなされ、直ちに開示が実施されると、当該第三者は開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失うことになる。したがって、裁決と開示の実施をする日との間に一定の期間を置く必要がある。

同様に、対象情報の不開示決定に対し、請求者が審査請求を提起し、当該決定を変更又は取り消す旨の裁決がなされた場合においても、裁決と開示の実施をする日との間に一定の期間を置く必要がある。

3　法第 107 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、法第 86 条第 3 項と同様に、開示を実施する日までに少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、決定後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない（221 頁参照）。

なお、法第 86 条第 3 項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生じるので、当該決定の日は、審査請求人に送達された日と解される（行服法第 51 条参照）。

４－７　様式集

省略（P285～340）

４－８　関係書式集

省略（P343～384）

5　関係例規等

省略（P387～532）

主要参考文献

◆　「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」

令和４年１月（令和６年 11 月一部改正）　個人情報保護委員会

◆　「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」

令和４年２月（令和６年 12 月一部改正）　個人情報保護委員会事務局

◆　「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）」

令和４年２月（令和６年３月更新）　個人情報保護委員会事務局

◆　「令和３年個人情報保護法改正に伴う杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について　答申」

令和４年 11 月　杉並区情報公開・個人情報保護審議会

個人情報保護制度の事務手引

登録印刷物番号
０７－０００２

令和７年４月　初版第１刷発行
編集・発行　杉並区政策経営部情報管理課
〒166-8570　杉並区阿佐谷南１丁目１５番１号
TEL（０３）３３１２－２１１１（代表）

SUGINAMI
CITY